

～ 健やかで思いやりのあるまち～

会津若松市の福祉

令和 7 年度

会 津 若 松 市

目 次

【会津若松市の概要】

- 1 人口及び世帯数……………1
- 2 人口及び世帯数の推移……………1
- 3 5歳階級別人口……………1
- 4 市の予算……………2
 - (1)令和7年度一般会計当初予算……………2
 - (2)令和7年度健康福祉部一般会計当初
予算……………3

【健康福祉部の組織機構と事務分掌】

- 1 健康福祉部の組織機構……………4
- 2 健康福祉部の事務分掌……………5

【会津若松市地域福祉計画】

- 1 計画の位置づけ……………9
- 2 基本理念……………9
- 3 計画の基本的な視点……………9
- 4 基本目標と基本施策……………10
- 5 重点的に取り組む施策……………10
- 6 計画期間……………10
- 7 計画の推進……………10

【重層的支援体制整備事業】

- 1 事業概要……………11
- 2 事業実績……………11

【会津若松市こども計画】

- 1 施策体系……………12
- 2 事業計画の期間……………12
- 3 計画の推進……………12

【児童の福祉】

- 1 児童福祉の概要……………13
- 2 相談、指導事業……………13
 - (1)こども家庭センター……………13
 - (2)要保護児童対策地域協議会……………13
 - (3)家庭児童相談室……………14
- 3 母子生活支援施設……………15
- 4 教育・保育事業……………15
 - (1)教育・保育施設等……………15
 - (2)へき地保育所……………16
 - (3)教育・保育事業費の推移……………17
- 5 在宅福祉対策……………17
 - (1)子ども医療費助成事業……………17
 - (2)児童手当……………18
 - (3)障害児福祉手当……………18
 - (4)特別児童扶養手当……………18
 - (5)就学遺児激励金……………19

- 6 健全育成対策……………19
 - (1)児童館……………19
 - (2)放課後児童健全育成事業……………20
 - (3)児童遊園……………21
- 7 社会環境の整備等事業……………21
 - (1)保育所保育士研修会……………21
 - (2)保育士復帰支援研修会……………21
 - (3)乳児保育研修会……………21
 - (4)地域子育て支援センター事業……………21
 - (5)一時預かり事業（一般型）……………22
 - (6)乳幼児健康支援一時預かり事業……………22
 - (7)ファミリー・サポート・センター
事業……………22
 - (8)ホームスタート事業……………22
 - (9)ブックスタート事業……………22
 - (10)子育て短期支援事業……………23
 - (11)子育て世帯訪問支援事業……………23

【ひとり親家庭の福祉】

- 1 ひとり親家庭の福祉の概要……………24
- 2 相談、指導事業……………24
 - (1)女性相談支援員……………24
- 3 在宅福祉対策……………24
 - (1)ひとり親家庭医療費助成事業……………24
- 4 自立助長対策……………24
 - (1)ひとり親家庭自立支援給付金事業……………24
 - (2)母子・父子・寡婦福祉資金貸付……………25
 - (3)児童扶養手当……………25

【児童福祉制度の概要】

- 1 児童の福祉……………26
- 2 ひとり親家庭の福祉……………27
- 3 その他の福祉……………28

【会津若松市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画】

- 1 基本理念……………29
- 2 基本目標……………29
- 3 基本方針及び基本施策……………29
- 4 計画期間……………30

【高齢者の福祉】

- 1 高齢者の状況……………31
- 2 高齢者人口等の推移……………31
- 3 生活支援対策……………31
 - (1)高齢者自立支援短期入所事業……………31
 - (2)日常生活用具給付事業……………31
 - (3)高齢者はり、きゅう、マッサージ等

目 次

施術所利用者助成事業	32
(4)緊急通報システム事業	32
(5)高齢者自立支援住宅改修助成事業	32
(6)車いすタクシー利用助成事業	32
(7)共生福祉相談員事業	32
(8)中等度難聴者補聴器購入費助成事業	33
4 生きがい・健康づくり対策等	33
(1)老人クラブ	33
(2)高齢者作品展	33
(3)高年齢者労働能力活用事業	33
(4)敬老事業	34
(5)あいづわくわく学園	34
(6)ゆめ寺子屋	34
(7)地域支援ネットワークボランティア事業	35
(8)つながりづくりポイント事業	35
(9)高齢者の保健事業と介護予防等の一体的実施事業	35
(10)中等度難聴者補聴器購入費助成事業	35
5 施設福祉対策	36
(1)養護老人ホーム	36
(2)施設整備補助金の交付実績	36

【地域支援事業】

1 概要	37
2 主な事業	37
(1)介護予防・日常生活支援総合事業	37
(2)包括的支援事業	37
(3)任意事業	38

【介護保険制度】

1 被保険者等の状況	40
(1)第1号被保険者数	40
(2)要介護・要支援認定者数等	40
(3)サービス受給者数	41
2 第1号被保険者保険料の収納状況	42
(1)徴収区分別	42
(2)所得段階別	43
3 保険給付費の推移	44
4 サービス別給付費の推移	45

【会津若松市障がい者計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画】

1 基本理念	46
2 基本目標	46
3 基本方針	46
4 市民協働での仕組みづくり	47
5 計画の期間	47

6 計画の推進体制	47
-----------	----

【会津若松市地域自立支援協議会】

1 協議会での事業内容	48
2 構成	48
3 運営会議	48
4 専門部会	48
5 特命テーマ検討チーム	48

【障がい者の福祉】

1 身体障がい者	49
(1)身体障害者手帳交付者数	49
(2)身体障害者手帳所持者の年齢構成	49
(3)身体障がい者数の推移	50
(4)身体障害者手帳交付の推移	50
2 知的障がい者	50
(1)療育手帳交付者数	50
(2)療育手帳所持者の年齢構成	50
(3)知的障がい者数の推移	50
3 精神障がい者	51
(1)精神障害者保健福祉手帳交付者数	51
(2)精神障害者保健福祉手帳交付状況	51
4 各種施策	51
(1)障がい者訪問給食サービス	51
(2)在宅重度障がい者対策事業	51
(3)重度心身障がい者医療費助成事業	52
(4)人工透析患者通院交通費助成事業	52
(5)心身障害者扶養共済制度助成事業	52
(6)特別障害者手当等	52
(7)外出支援事業	53
(8)緊急通報システム事業	53
(9)公の施設利用支援	53
(10)障がい者雇用優良事業所顕彰事業	53
(11)諸証明事務	54
(12)特定疾患患者見舞金制度	54

【障害者総合支援法】

1 障がい福祉サービス	55
2 自立支援医療	57
(1)更生医療	57
(2)育成医療	57
(3)精神通院医療	58
3 補装具の支給	58

【地域生活支援事業】

1 相談支援事業	59
2 緊急時入所事業	59
3 地域生活体験事業	59

目 次

4	ガイドヘルパー派遣事業	60
5	日常生活用具費助成事業	60
6	意思疎通支援事業	61
7	訪問入浴サービス事業	61
8	地域活動支援センター	61
9	タイムケア事業	61
10	自動車改造費補助事業	62
11	自動車運転免許取得費補助事業	62
12	手話講習会・点字講習会の開催	62
13	手話奉仕員ステップアップ講座	62
14	福祉ホーム事業	62
15	余暇活動支援事業	63
16	ワークシェアリング事業	63
17	成年後見制度利用促進事業	63

【児童福祉法】

1	障がい児通所支援	64
(1)	児童発達支援	64
(2)	放課後等デイサービス	64
(3)	保育所等訪問支援	64
2	障がい児相談支援	65

【低所得者の福祉】

1	生活保護法による保護の概要	66
2	生活保護相談処理	67
3	生活保護費扶助別の状況推移	68
4	施設保護対策	69
5	生活困窮者自立支援制度の概要	69
(1)	自立相談支援事業（生活サポート相談窓口）	69
(2)	住居確保給付金の支給	69
(3)	就労準備支援事業	69
(4)	家計改善支援事業	70
(5)	子どもの学習・生活支援事業	70
6	ひきこもりの支援	70
(1)	ひきこもり支援連携会議	70
(2)	ユースプレイス自立支援事業	70

【その他の福祉】

1	災害弔慰金、災害援護資金の貸付制度	71
2	戦傷病者、戦没者遺族等の援助	71
(1)	相談事業	71
(2)	戦没者の遺族、旧軍人軍属等の遺族に対する援護	71
(3)	戦傷病者に対する援護	71
(4)	戦没者追悼式	71
3	日本赤十字社	71
(1)	災害救護	71

(2)	救命救急法講習会	71
4	献血推進運動	72
5	孤立死等防止対策	72
6	会津若松地区保護司会	72
7	再犯防止対策（会津若松市再犯防止推進計画）	72
8	社会福祉法人の指導監査	72

【母子保健事業】

1	母子健康手帳交付及び妊婦保健指導	73
2	妊産婦健康診査	73
3	妊婦にやさしい遠方出産支援事業	73
4	不妊治療費等助成金	73
5	乳幼児健康診査	74
(1)	新生児聴覚検査	74
(2)	先天性股関節脱臼等検診	74
(3)	4か月児健康診査	75
(4)	9～10か月児健康診査	75
(5)	1歳6か月児健康診査	76
(6)	3歳6か月児健康診査	77
6	産後ケア事業	78
7	乳児家庭全戸訪問事業	78
8	未熟児訪問事業	78
9	未熟児養育医療の給付	79
10	離乳食教室	79
11	わんぱく相談（健診事後相談）	80
12	5歳児発達相談事業	81
13	健康教育、相談、家庭訪問	81
14	こども家庭センター	81

【成人保健事業】

1	健康手帳	82
2	健康診査	82
(1)	健康診査	82
(2)	胃がん検診	83
(3)	肺がん検診	84
(4)	子宮がん検診	85
(5)	乳がん検診	85
(6)	大腸がん検診	86
(7)	前立腺がん検診	86
(8)	肝炎ウイルス検診	87
(9)	骨粗しょう症検診	88
3	健康教育	88
4	健康相談	89
5	訪問指導	89
6	地区組織の育成	89
(1)	会津若松市保健委員会の支援	89
(2)	食生活改善推進員研修の実施	90

目 次

(3)食生活改善推進協議会の支援	90
7 食育の推進・栄養指導	91
(1)食育の推進	91
(2)栄養指導	92
【国民健康保険事業】	
1 被保険者の状況	94
(1)会津若松市全体に占める国民健康保険 の加入状況の推移	94
(2)国民健康保険被保険者の推移	94
(3)国保高齢受給者証該当者数の推移	94
2 国民健康保険の賦課状況	95
3 国民健康保険の財政状況	96
4 保健事業	98
(1)会津若松市国民健康保険特定健康診査・ 特定保健指導事業	98
(2)特定保健指導対象者以外の生活習慣病 予備群への支援	99
【民間の社会福祉活動】	
1 会津若松市社会福祉協議会	100
(1)組織機構	101
(2)職員	101
(3)令和7年度予算	101
(4)主な事業	102
【社会福祉を支える市民】	103
【社会福祉事業施設・団体一覧表】	104
【新型コロナウイルス感染症対策及び物価高騰 等に係る支援策】	
1 傷病手当金	108
2 低所得・子育て世帯追加支援給付金 （令和5年度）	108
3 低所得・子育て世帯追加支援給付金 （令和6年度）	109
4 住民税非課税・子育て世帯支援臨時給付 金	109
5 住民税非課税世帯支援光熱費助成金	109
6 子育て世帯学校給食費等臨時支援給付 金	110
7 出産・子育て応援給付金	110

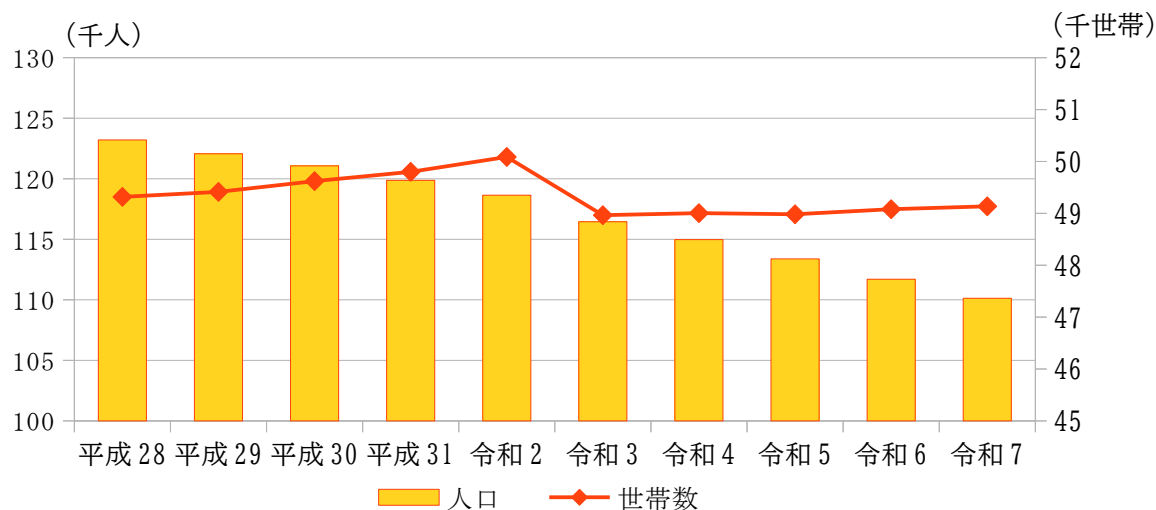
【会津若松市の概要】

1 人口及び世帯数（各年4月1日現在、現住人口）

（人、世帯）

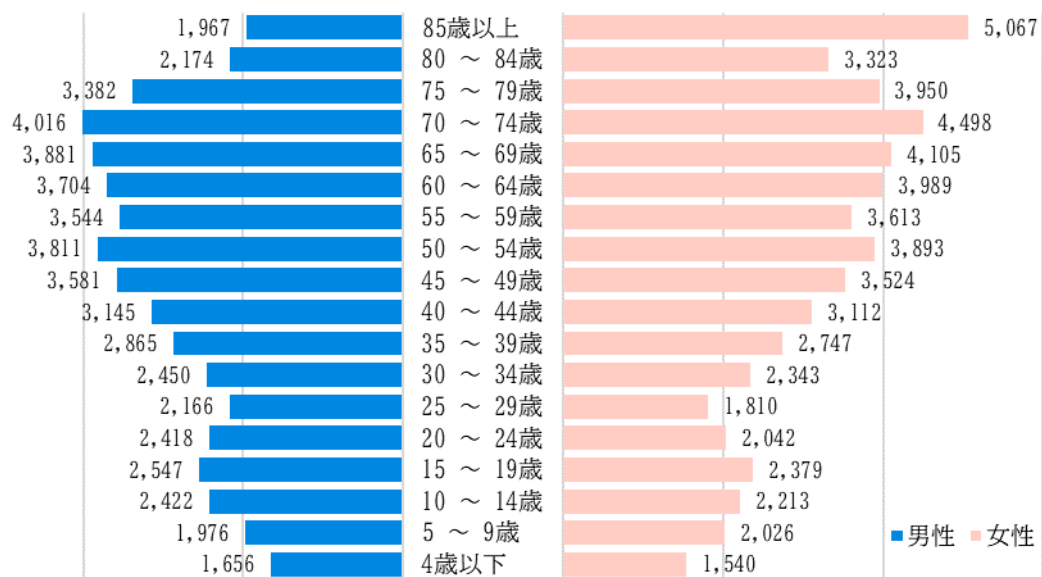
年	人口	男	女	世帯数	年	人口	男	女	世帯数
平成20	128,700	61,133	67,567	48,275	平成29	122,066	58,406	63,660	49,415
平成21	127,893	60,688	67,205	48,526	平成30	121,068	57,865	63,203	49,621
平成22	126,955	60,187	66,768	48,601	平成31	119,876	57,328	62,548	49,800
平成23	125,482	59,473	66,009	47,832	令和2	118,643	56,775	61,868	50,087
平成24	124,795	59,162	65,633	47,972	令和3	116,450	55,677	60,773	48,966
平成25	123,619	58,614	65,005	47,823	令和4	114,980	55,044	59,936	49,005
平成26	122,866	58,362	64,504	48,111	令和5	113,386	54,345	59,041	48,983
平成27	121,842	57,866	63,976	48,199	令和6	111,697	53,630	58,067	49,080
平成28	123,210	58,882	64,328	49,318	令和7	110,128	52,872	57,256	49,136

2 人口及び世帯数の推移（各年4月1日現在、現住人口）



3 5歳階級別人口（令和7年4月1日、現住人口）

（人）



110,128人（男性52,872人、女性57,256人）グラフは年齢不明を除く。

4 市の予算

(1) 令和7年度一般会計当初予算

(千円)

歳 入			歳 出		
款	予算額	比率	款	予算額	比率
1 市税	15,955,000	28.6%	1 議会費	372,927	0.7%
2 地方譲与税	455,884	0.8%	2 総務費	7,568,761	13.5%
3 利子割交付金	9,400	0.0%	3 民生費	23,363,470	41.8%
4 配当割交付金	40,700	0.1%	4 衛生費	4,763,321	8.5%
5 株式等譲渡所得割交付金	34,100	0.1%	5 労働費	69,095	0.1%
6 法人事業税交付金	323,100	0.6%	6 農林水産業費	1,448,486	2.6%
7 地方消費税交付金	3,216,000	5.8%	7 商工費	1,546,112	2.8%
8 ゴルフ場利用税交付金	8,000	0.0%	8 土木費	5,037,752	9.0%
9 環境性能割交付金	39,400	0.1%	9 消防費	2,317,656	4.1%
10 地方特例交付金	109,900	0.2%	10 教育費	5,071,972	9.1%
11 地方交付税	10,938,300	19.6%	11 公債費	4,223,719	7.6%
12 交通安全対策特別交付金	20,000	0.0%	12 予備費	100,000	0.2%
13 分担金及び負担金	249,282	0.4%			
14 使用料及び手数料	637,168	1.1%			
15 国庫支出金	11,283,381	20.2%			
16 県支出金	4,473,423	8.0%			
17 財産収入	68,741	0.1%			
18 寄附金	1	0.0%			
19 繰入金	3,232,305	5.8%			
20 繰越金	500,000	0.9%			
21 諸収入	1,965,186	3.5%			
22 市債	2,324,000	4.2%			
合 計	55,883,271	100.0%	合 計	55,883,271	100.0%

(2) 令和7年度健康福祉部一般会計当初予算

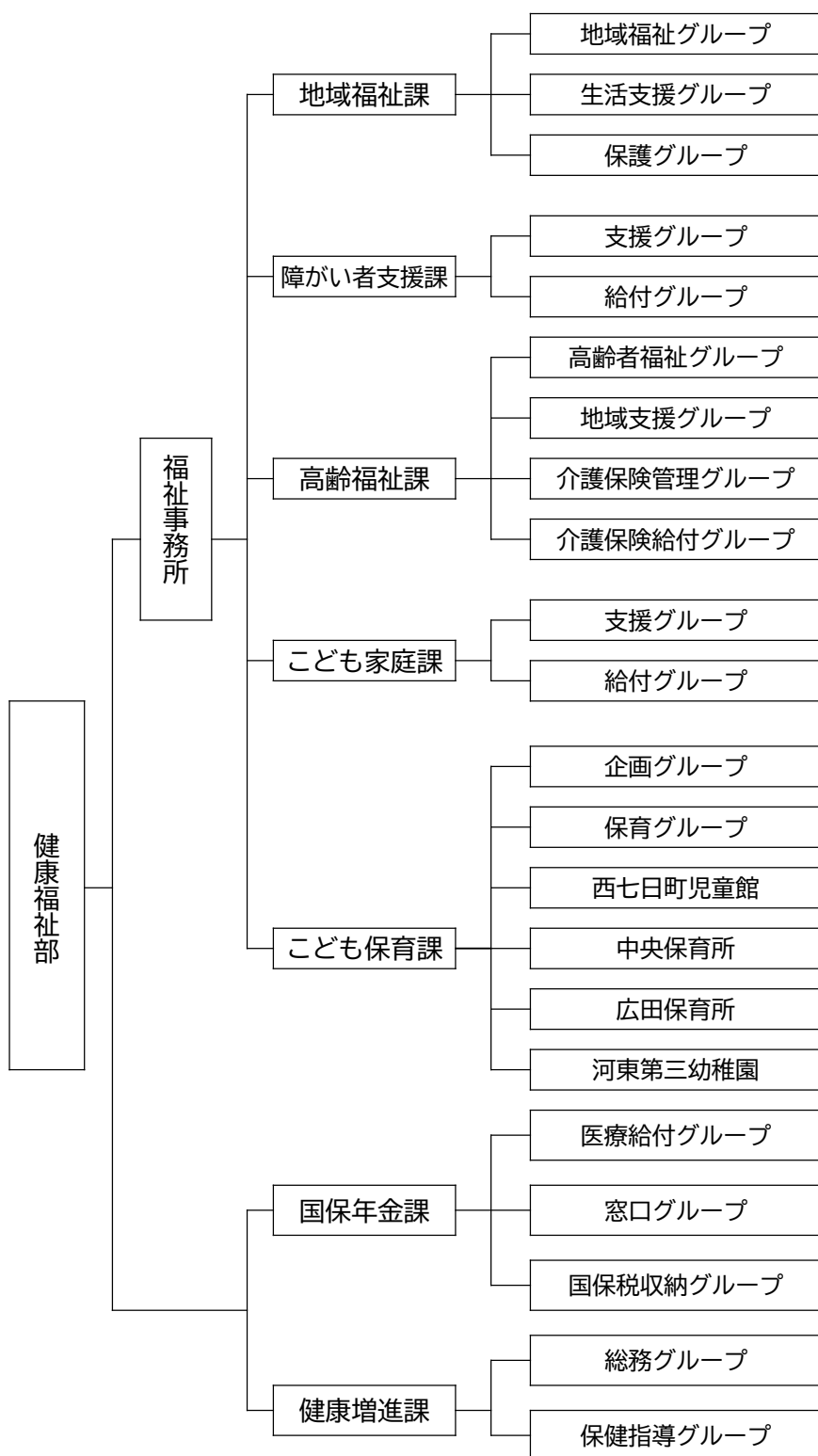
(千円)

款	項	目	本年度予算額	前年度予算額	比較
3 民 生 費	1 社会福祉費	1 社会福祉総務費	1,900,951	1,784,504	116,447
		2 障がい者福祉費	2,955,790	2,774,673	181,117
		3 老人福祉費	4,530,027	4,366,205	163,822
		4 国民年金費	25,931	29,523	△ 3,592
	2 児童福祉費	1 児童福祉総務費	7,898,950	6,867,000	1,031,950
		2 児童措置費	2,852,621	2,361,284	491,337
		3 児童福祉施設費	604,346	566,674	37,672
	3 生活保護費	1 生活保護総務費	220,551	190,328	30,223
		2 扶助費	2,374,303	2,408,113	△ 33,810
	4 衛 生 費	1 保健衛生費	1 保健衛生総務費	368,420	393,012
2 予防費			843,075	869,745	△ 26,670
3 夜間急病センター費			57,361	57,376	△ 15
合 計			24,632,326	22,668,437	1,963,889

※福祉・衛生に係る予算のみ記載

【健康福祉部の組織機構と事務分掌】

1 健康福祉部の組織機構



2 健康福祉部の事務分掌

(令和7年4月1日現在)

(1) 地域福祉課

名 称	事 務 内 容
地域福祉グループ	(1) 社会福祉対策の総合計画及び調整に関すること。 (2) 民生委員及び児童委員に関すること。 (3) 被災者援助に関すること。 (4) 日本赤十字社に関すること。 (5) 戦傷病者、戦没者遺族等の援護に関すること。 (6) 社会福祉法人の監査・指導に関すること。 (7) 献血に関すること。 (8) 生活保護の経理に関すること。
生活支援グループ	(1) 生活困窮者自立支援に関すること。
保護グループ	(1) 生活保護に関すること。 (2) 行旅死亡人、行旅病人等に関すること。 (3) 中国残留邦人生活支援給付金に関すること。

(2) 障がい者支援課

名 称	事 務 内 容
支援グループ	(1) 障がい者福祉に関すること。 (2) 障がい者等の介護給付費等の支給に関すること。 (3) 障がい者等の介護給付費等の支給に関する審査会に関すること。 (4) 地域生活支援事業に関すること。 (5) 地域自立支援協議会に関すること。
給付グループ	(1) 障がい者福祉に関すること。 (2) 手話通訳に関すること。 (3) 障害者手帳の交付に関すること。 (4) 自立支援医療の支給に関すること。 (5) 重度心身障がい者医療費の助成に関すること。 (6) 特別障害者手当に関すること。 (7) ノーマライズ交流館パオパオの管理に関すること。 (8) 補装具費の支給に関すること。

(3) 高齢福祉課

名 称	事 務 内 容
高齢者福祉グループ	(1) 高齢社会対策に関すること。 (2) 高齢者福祉計画に関すること。 (3) 高齢者福祉に関すること。
地域支援グループ	(1) 介護保険の地域支援事業に関すること。 (2) 老人ホーム措置入所に関すること。 (3) 共生福祉相談員に関すること。
介護保険管理グループ	(1) 介護保険事業計画に関すること。 (2) 介護保険被保険者の資格得喪に関すること。 (3) 介護保険料に関すること。 (4) 介護保険運営協議会に関すること。 (5) 介護サービス事業所の指定等に関すること。
介護保険給付グループ	(1) 介護保険の給付に関すること。 (2) 介護保険の要介護認定に関すること。 (3) 介護保険の要介護認定調査に関すること。

(4) こども家庭課

名 称	事 務 内 容
支援グループ	(1) 児童福祉及び母子福祉に関すること。 (2) 少子化対策に関すること。 (3) 家庭児童相談及び女性福祉相談に関すること。 (4) 障がい児福祉に関すること。 (5) 障害児福祉手当に関すること。 (6) こども家庭センターに関すること。 (7) こども計画に関すること。 (8) 子ども・子育て会議に関すること。
給付グループ	(1) 児童手当に関すること。 (2) 児童扶養手当に関すること。 (3) 子ども医療費に関すること。 (4) ひとり親家庭医療費に関すること。 (5) 就学遺児激励金に関すること。 (6) 特別児童扶養手当に関すること。 (7) 育成医療に関すること。

(5) こども保育課

名 称	事 務 内 容
企画グループ	(1) 子ども・子育て支援事業に関すること。 (2) 児童健全育成事業に関すること。
保育グループ	(1) 教育・保育給付認定等に関すること。 (2) 教育・保育施設等の入退所に関すること。 (3) 教育・保育施設等の利用料に関すること。 (4) 教育・保育施設等の補助金に関すること。 (5) 保育所・幼稚園及び認定こども園の施設整備に関すること。
西七日町児童館	(1) 幼児の遊びの指導に関すること。 (2) 児童健全育成事業に関すること。 (3) その他児童の福祉を増進するための事業に関すること。
中央保育所 広田保育所	(1) 保育を必要とする乳児又は幼児の保育に関すること。 (2) 乳児及び幼児の子育て支援に関すること。
河東第三幼稚園	(1) 幼児教育に関すること。

(6) 国保年金課

名 称	事 務 内 容
医療給付グループ	(1) 国民健康保険事業に関すること。 (2) 国民健康保険運営協議会に関すること。 (3) 国民健康保険諸統計に関すること。 (4) 後期高齢者医療に関すること。
窓口グループ	(1) 国民健康保険被保険者の資格得喪に関すること。 (2) 国民健康保険税の調査、賦課、調定及び減免に関すること。 (3) 国民年金に関すること。
国保税収納 グループ	(1) 国民健康保険税の徴収、滞納処分、不納欠損処分及び過誤納金に関すること。 (2) 後期高齢者医療保険料の徴収に関すること。

(7) 健康増進課

名 称	事 務 内 容
総務グループ	(1) 感染症の予防に関すること (2) 結核の予防に関すること。 (3) 狂犬病予防に関すること。 (4) 保健センターの管理に関すること。 (5) 夜間急病センターの運営管理に関すること。 (6) 簡易水道事業に関すること。 (7) 生活用水施設に関すること。 (8) 墓地等の経営許可等に関すること。 (9) 健康づくり推進協議会に関すること。 (10) 地域保健活動の支援及び育成に関すること。
保健指導グループ	(1) 健康づくりの指導及び普及に関すること。 (2) 栄養改善指導に関すること。 (3) 食育推進事業に関すること。 (4) 母子保健に関すること。 (5) 成人及び高齢者保健に関すること。

【会津若松市地域福祉計画】

地域福祉計画は、地域福祉の推進により、地域包括ケアシステムの理念の普遍化を図り、住民一人ひとりのくらしと生きがい、地域を共に創る「地域共生社会」の実現を目的にした計画です。

また、本計画の理念を具体的な活動につなげていく必要があることから、社会福祉法人会津若松市社会福祉協議会が策定する、住民主体の地域福祉活動の推進を図るための地域福祉活動計画と一体的に策定しており、2つの計画の一体的な推進により、本市の地域福祉の充実を図ります。

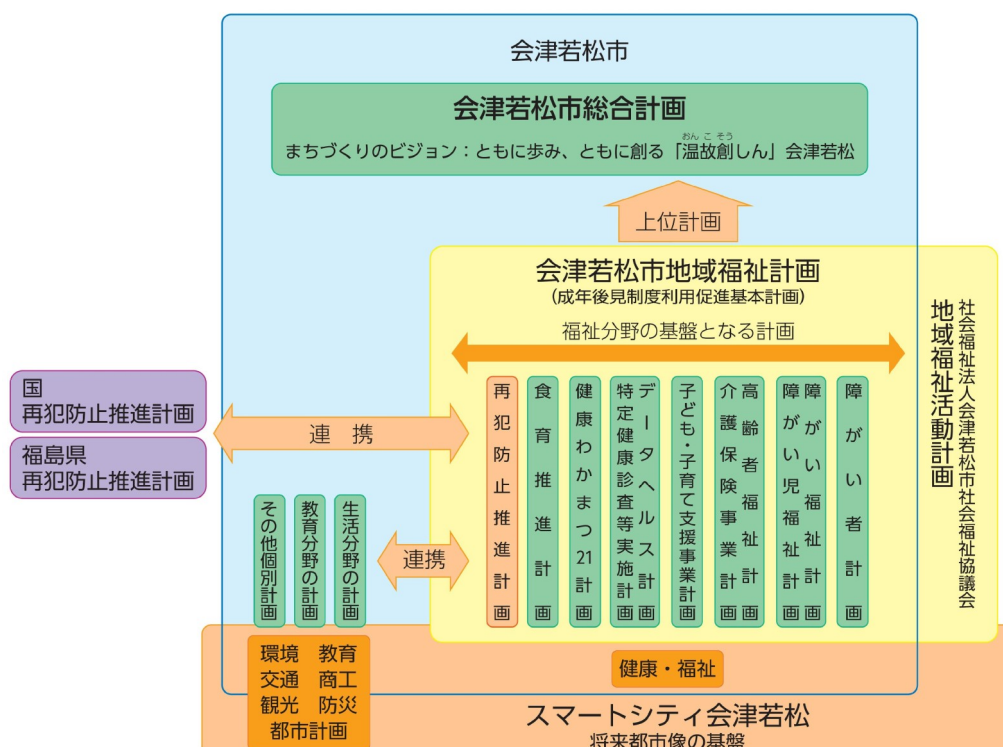
1 計画の位置づけ

本計画は、福祉分野共通の理念と取組を定めたもので、社会福祉法第107条に基づく「市町村地域福祉計画」となり、福祉分野の上位計画として位置付けています。

福祉サービスと成年後見制度など必要な支援を包括的に提供する必要があることから、成年後見制度の利用の促進に関する法律第23条に基づく「成年後見制度利用促進基本計画」を包含しています。

また、国・県の動向を踏まえ、令和6年に再犯防止推進の観点から地域福祉の基本理念の実現をめざし策定した「再犯防止推進計画」については、第3期地域福祉計画から本計画に統合することといたします。

<計画の位置づけ>



2 基本理念

「誰もが安心して暮らせるよう地域で支え合うあいづわかまつ」

3 計画の基本的な視点

- ① 地域福祉の主役は地域で生活する市民一人ひとり
- ② 地域共生社会の実現を目指す
- ③ 地域の特性を活かし、地域生活課題に対応する
- ④ 分野を超えた多様な主体が連携する
- ⑤ 人に寄り添った支援を行う
- ⑥ 常時・非常時の切れ目のない支え合いを推進する

4 基本目標と基本施策

基本目標1 みんなが活躍できる地域づくり

- 基本施策
- ① 地域福祉の理解促進と福祉の心の育成
 - ② 地域福祉活動の担い手の育成
 - ③ 誰もが活躍できる場の創出

基本目標2 みんなで支え合う地域づくり

- 基本施策
- ① 地域交流の推進
 - ② 支え合い活動の推進
 - ③ 住民と関係機関の連携

基本目標3 みんなが安心して暮らせる地域づくり

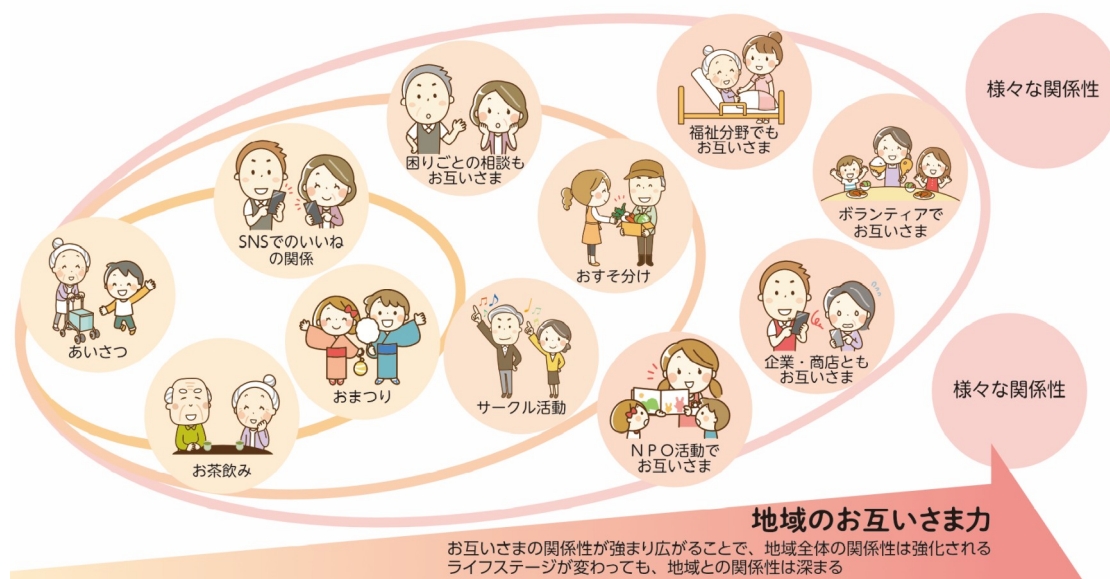
- 基本施策
- ① くらしを支える環境の整備
 - ② 情報提供と相談体制の整備
 - ③ 医療・福祉サービスの充実

5 重点的に取り組む施策

目指す姿

「お互いさまでみんなをつなぐまち」

- 重点的な取組
- ① 住民参画による地域づくり
 - ② 相談・支援体制の充実した地域づくり
 - ③ 常時・非常時の切れ目のない支え合いの地域づくり



お互いさまでみんなをつなぐまちのイメージ

6 計画期間

令和3年度～令和7年度（5年間）

7 計画の推進

地域住民、地域、医療・福祉の専門職、行政、社会福祉協議会の地域の多様な主体間での協働や、地域の様々な資源の活用を図りながら、推進していきます。

また、地域福祉の推進にあたっては、市が必要な環境整備や公的福祉サービスの提供等を図る役割であるのに対して、地域福祉活動計画の策定主体である社会福祉協議会では、住民主体の地域福祉活動や、地域の支え合い等に向けた中核的な役割を担うことが求められており、両者の関係性は、公と民の2つの視点から相互補完しながら、地域福祉を推進するための『車の両輪』に例えられています。

【重層的支援体制整備事業】

重層的支援体制整備事業は、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備することを目的に「属性を問わない相談支援」、「多様な参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の支援を一体的に実施する事業です。

本市では、令和5年度から移行準備事業に着手し、「令和7年度会津若松市重層的支援体制整備事業実施計画」を策定し、本事業を推進しているところです。

1 事業概要

本事業は、介護、障がい、子ども・子育て、生活困窮の単独の福祉制度で行われてきた「相談支援」や「地域づくりに向けた支援」を、それぞれ「包括的相談支援事業」や「地域づくり事業」として連携して実施するものです。

また、新たな支援となる「多機関協働事業」、「参加支援事業」、「アウトリーチ等を通じた継続的支援事業」と一体的に実施することで、単独の福祉制度では、円滑な相談・支援が困難なニーズに対応します。

(1) 多機関協働事業（令和5年度～）

単独の支援関係機関では、円滑な支援が難しい地域生活課題に対応できるよう「重層的支援会議」において、支援関係機関の役割分担や支援の方向性を定めるコーディネートを行います。

(2) アウトリーチ等を通じた継続的支援事業（令和5年度～）

必要な支援が届いていない潜在的なニーズを抱える方の支援に向けて、潜在的相談者の把握、支援に向けての信頼関係の構築を図ります。

(3) 参加支援事業（令和6年度～）

社会とつながっていない方について、地域の社会資源や支援メニューとのコーディネートを行い、社会とのつながりづくりに向けた支援をします。

(4) 包括的相談支援事業

各相談窓口において、相談者の属性、世代、相談内容等に関わらず相談を幅広く受け止め、支援につなげます。

(5) 地域づくり事業

地域の世代や属性を超えて住民同士が交流できる多様な場や居場所の確保、地域福祉活動の活性化や多様な活動が生まれやすい環境整備を行います。

2 事業実績

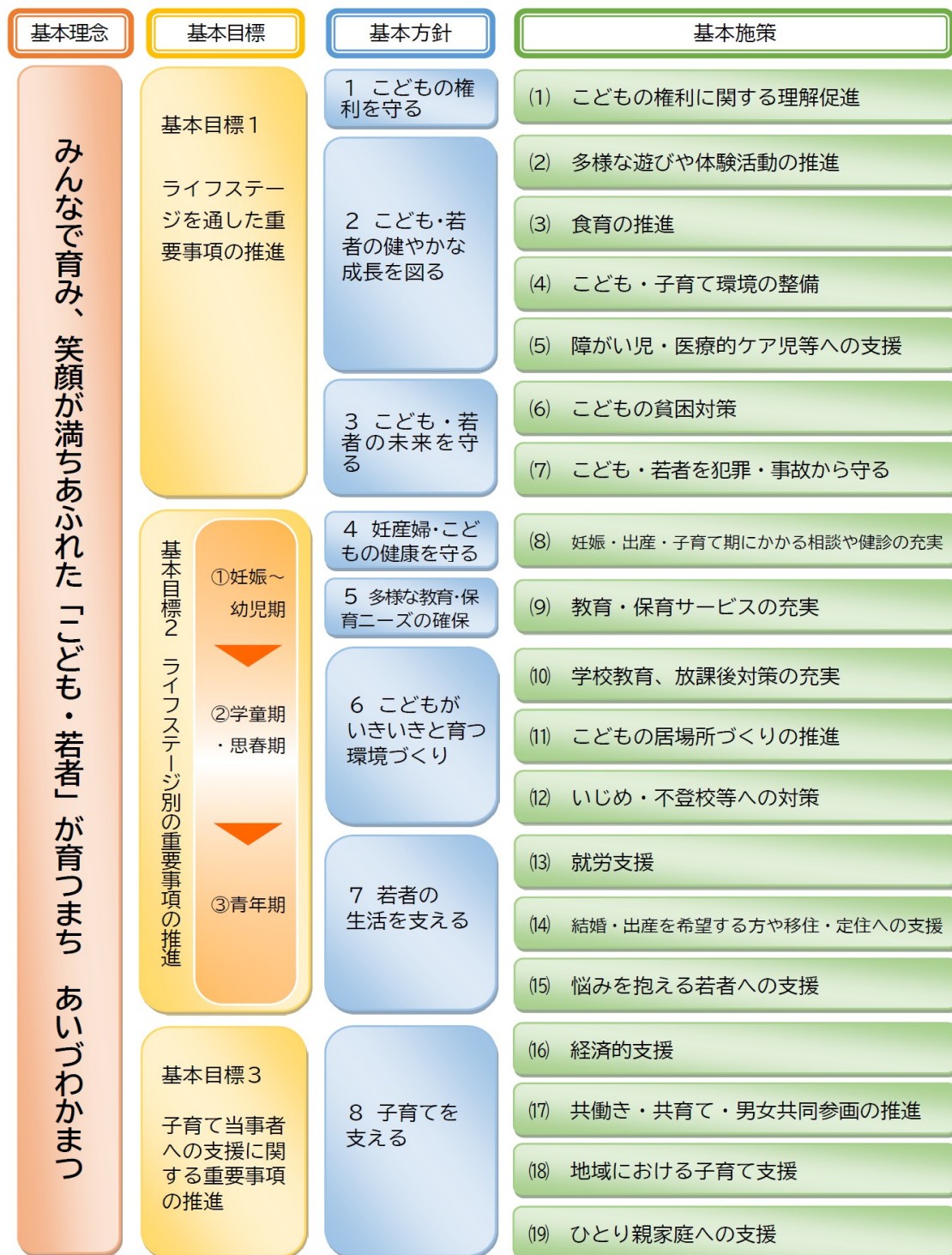
■多機関協働事業

年 度	支援件数（件）		支援プラン作成数（件）		重層的支援会議開催数（回）	支 援 終 結 数 （件）
	継続	新規	新規	再プラン		
令和5	—	2	2	3	8	1
令和6	1	6	4	6	15	2

【会津若松市こども計画】

本市の全ての若者が身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）な生き方を送ることができるまちを目指します。

1 施策体系



2 事業計画の期間

令和7年度～令和11年度（5年間）

3 計画の推進

各種子育て施策の実績等を整理し、庁内検討組織や子ども・子育て会議の意見等を踏まえながら、計画で掲げた各施策・事業を推進していく。

【児童の福祉】

1 児童福祉の概要

本市の児童福祉は、要保護児童の保護のみにとどまらず、広く児童の健全育成をはかることを目指しています。教育を希望する未就学児童を預かる教育施設（認定こども園、幼稚園）や保育が必要な未就学児童を預かる保育施設（認可保育所、認定こども園、地域型保育）に公定価格等の財政支援を保障するとともに、施設整備及び各種保育事業へ助成をしています。さらに、保育士等の研修会に対し助成を行い、保育の質の向上に努めています。

また、身体障がい児や知的障がい児の福祉対策として、相談指導体制の充実、心身障がい児の早期発見等による家庭療育指導体制の充実を図っています。

■児童（0～18歳）人口の推移（各年10月1日現在） (人)

年	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
男	9,482	9,208	8,982	8,721	8,412
女	9,039	8,761	8,541	8,241	7,958
計	18,521	17,969	17,523	16,962	16,370

■就学前児童数（令和7年4月1日現在） (人)

区 分	男	女	計
0歳児	279	258	537
1歳児	290	260	550
2歳児	332	328	660
3歳児	356	339	695
4歳児	397	353	750
5歳児	372	388	760
計	2,026	1,926	3,952

2 相談、指導事業

児童の問題についての相談に応じ、必要な調査を行い個人的に、また集団的に必要な指導を行うとともに、区域内の実情の把握に努めています。

(1) こども家庭センター

妊娠、出産から子育て期への切れ目のない支援を行うため、こども家庭課・こども保育課・健康増進課の3課により、こども家庭センターを設置し、児童福祉と母子保健の両機能が一体的に相談支援を行います。

(2) 要保護児童対策地域協議会

要保護児童等の早期発見及び適切な保護を図るため、関係機関、児童の保健福祉に関する職務に従事する者、その他の関係者で構成する要保護児童対策地域協議会を設置し、連携して対応しています。

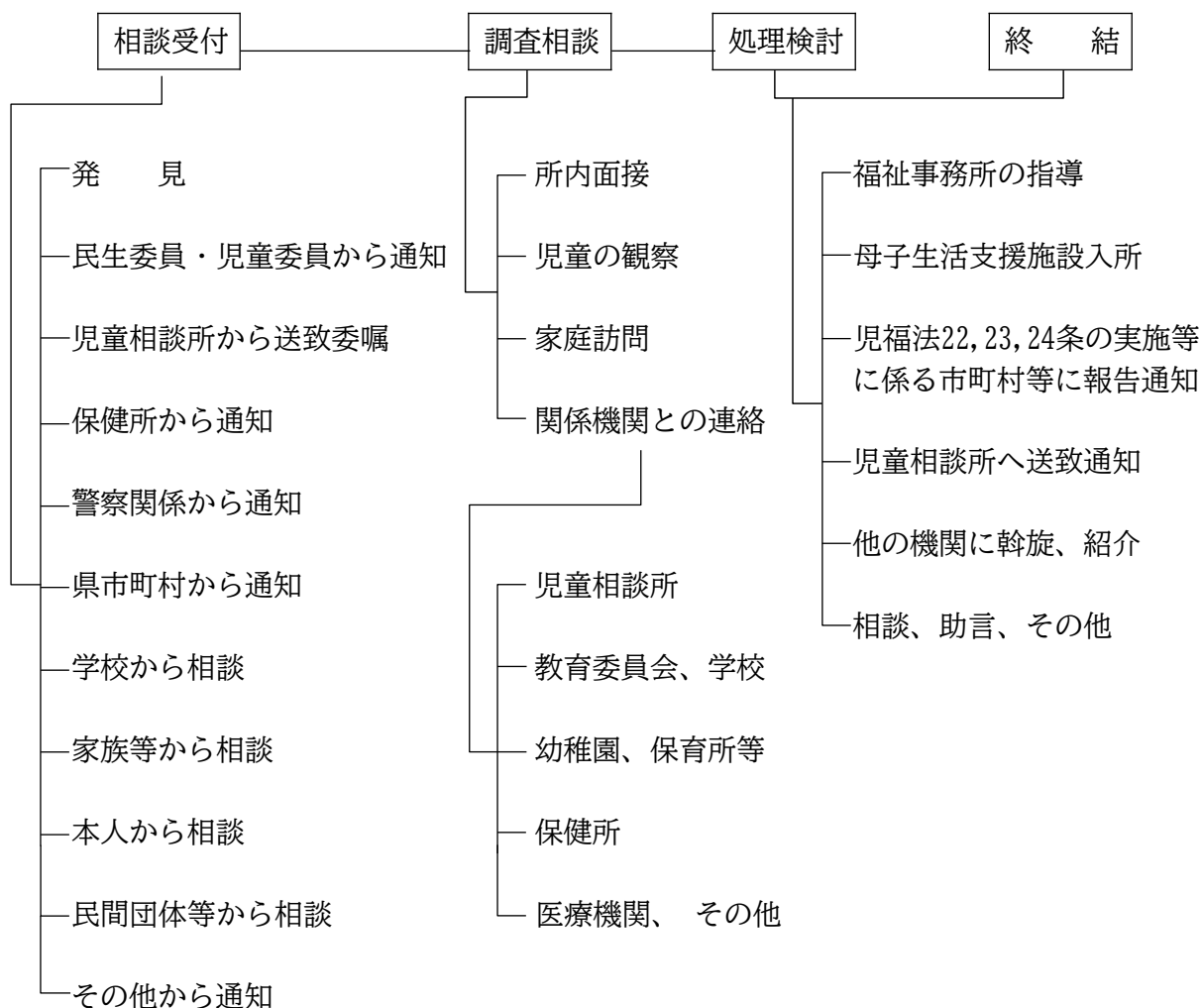
■要保護児童対策地域協議会 (回)

区 分 \ 年 度	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
代 表 者 会 議	1	1	1	1	1
実 務 者 会 議	4	4	4	4	4
個別ケース検討会議	93	90	64	64	59

(3) 家庭児童相談室

家庭における人間関係や児童の養育等の問題について相談を受けるため、家庭児童相談室を設置しています。相談室では、専門の相談員が、児童のしつけ、家庭内の問題について相談を受け、助言、指導を行っています。（家庭相談員 2人）

■家庭児童相談室と関係機関



■相談件数の推移

(件)

区 分 \ 年 度	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
性格・生活習慣	6	24	21	0	26
知 能・言 語	77	86	158	154	112
学 校 生 活	4	13	30	33	31
非 行	1	0	0	0	0
家 族 関 係	460	436	413	411	451
環 境 福 祉	1	8	1	0	1
障 が い	32	21	46	65	38
そ の 他	1	0	0	0	0
計	582	588	669	663	659

3 母子生活支援施設

児童福祉法に基づく施設であり、児童の健全育成と母子一体の生活指導を基調に、入所者とのコミュニケーションを図りながら、育児相談に応じたり、日常生活や就労などの支援を行い、母子が将来自立できるよう支援しています。

■入所状況

区分 \ 年度	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
世帯数	7	5	4	2	1
人員	21	15	10	5	3

※本市措置分のみ

4 教育・保育事業

(1) 教育・保育施設等

平成27年4月に「子ども・子育て支援新制度」が施行され、幼稚園や保育所、認定こども園等を利用する場合は、子どもの年齢、保育の必要性に応じた「教育・保育給付認定」を受け、各施設の利用手続きをすることになり、利用者負担額（保育料）は、市が定める額で、保護者の所得に応じた負担としました。

また、幼稚園の新制度移行や地域型保育事業者等の新設により、多様化する保育ニーズに対応できるよう保育枠の拡大に努めました。

なお、教育・保育施設等を利用していない子育て家庭を支援するため、一時預かりや地域子育て支援センターの事業を各施設において実施しています。

※教育・保育施設等…子ども・子育て支援新制度に移行した保育所・認定こども園・幼稚園及び地域型保育事業施設

■乳幼児（0歳～5歳）人口の推移（各年4月1日現在）

（人、％）

年 \ 区 分	市人口 (住基人口)	乳幼児人口 (住基人口)	対前年度比		比 率
			市人口	乳幼児人口	
令和3	116,062	4,920	98.9	96.2	4.2
令和4	114,639	4,688	98.8	95.3	4.1
令和5	113,007	4,465	98.6	95.2	4.0
令和6	111,324	4,180	98.5	93.6	3.8
令和7	109,798	3,952	98.6	94.5	3.6

■教育・保育施設等、定員、入所児童数等の推移(各年4月1日現在)※広域入所を除く（人、％）

年 \ 区分	教育・ 保育 施設等	利用定員	入 所 児童数	内 訳			入 所 率	
				3歳未満児	3歳児	4歳以上児	定員比率	乳幼児 人口比率
令和3	40	4,133	3,593	1,077	804	1,712	86.9	73.0
令和4	40	4,083	3,479	1,143	719	1,617	85.2	74.2
令和5	40	3,988	3,335	1,083	722	1,530	83.6	74.7
令和6	40	3,879	3,219	1,033	715	1,471	83	77.0
令和7	38	3,813	3,081	965	661	1,455	80.8	78.0

■教育施設入所児童等の状況（令和7年4月1日現在）※広域入所を除く（人、％）

区 分	教育施設数	利用定員	入 所児童数	年 齢 別 内 訳			比 率
				3 歳	4 歳	5 歳	
公 立	1	50	14	3	4	7	3.9
私 立	20	586	348	105	118	125	96.1
計	21	636	362	108	122	132	—
比 率	—	—	—	29.8	33.7	36.5	100.0

■保育施設入所児童等の状況（令和7年4月1日現在）※広域入所を除く（人、％）

区 分	保育施設数	利用定員	入 所児童数	年 齢 別 内 訳						比 率
				0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	
公 立	2	240	185	6	28	36	33	37	45	6.8
私 立	34	2,937	2,534	58	370	467	520	566	553	93.2
計	36	3,177	2,719	64	398	503	553	603	598	—
比 率	—	—	—	2.4	14.6	18.5	20.3	22.2	22.0	100.0

■保育施設（3号認定）階層別入所状況（令和7年4月1日現在）※広域入所を除く（人、％）

階層区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	合計
公立	0	3	4	8	8	6	7	10	7	7	5	3	0	1	1	0	70
私立	3	64	41	115	74	61	86	88	116	76	82	44	7	19	4	15	895
計	3	67	45	123	82	67	93	98	123	83	87	47	7	20	5	15	965
比率	0.3	6.9	4.7	12.7	8.5	6.9	9.7	10.2	12.7	8.6	9.0	4.9	0.7	2.1	0.5	1.6	100.0

※1階層：生活保護世帯、2階層：市民税非課税世帯、3階層：市民税均等割課税世帯、4階層以上：市民税所得割課税世帯

■入所理由の状況（令和7年4月1日現在）※広域入所を除く（人）

区分	入所児童	教育	就労	妊娠・出産	疾病	介護	災害復旧	求職活動	就学	児童虐待	育児休業	その他
人員	3,081	362	2,485	46	32	6	0	57	11	0	80	2

(2) ハき地保育所

交通条件や自然条件等に恵まれない山間地域における保育を要する児童に対し、保育サービスの提供を行っています。

■ハき地保育所入所児童数の推移（各年4月1日現在）（人）

区 分 保育所名	定 員	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7
湊しらとり保育園	60	38	39	29	29	20

(3) 教育・保育事業費の推移

(千円)

区 分 \ 年 度	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
公立保育所経費	406,273	420,711	413,330	404,841	457,269
公立幼稚園経費	37,701	38,334	43,034	42,455	50,653
保育所運営委託料、扶助費（私立）	3,888,237	3,916,536	3,902,036	4,034,962	4,215,696
特別保育（障がい児・延長等）	434,949	447,983	465,140	481,628	488,408
乳幼児健康支援一時預かり事業費	9,408	8,992	46,053	16,991	18,644
教育・保育施設等支援対策事業補助金 （旧民間保育園運営補助金）	36,073	44,633	46,458	47,116	44,794
へき地保育所経費	47,723	59,754	55,610	54,776	54,869
認可外保育施設補助金	516	480	394	802	571
計	4,860,879	4,937,423	4,972,055	5,083,571	5,330,904

5 在宅福祉対策

(1) 子ども医療費助成事業

本市に住所を有する児童の保健の向上に寄与するため、保険診療にかかる医療費の一部負担金及び入院時食事療養標準負担額を助成しています。

■助成状況の推移

区 分 \ 年 度	助成対象人数 (人)	助成件数 (件)	助成額 (千円)	1人当たりの 助成額 (円)	1件当たりの 助成額 (円)
令和2	18,113	200,116	445,544	24,598	2,226
令和3	17,662	213,209	471,698	26,707	2,212
令和4	17,152	214,864	482,318	28,120	2,245
令和5	16,546	251,928	556,652	33,643	2,210
令和6	16,050	238,491	538,466	33,549	2,258

※助成対象は、入院・入院外ともに小学校就学前までだったものを、平成23年10月診療分からは入院は中学校3年生まで、入院外は小学校3年生までに拡大し、さらに、平成24年10月診療分からは入院・入院外ともに18歳到達後の最初の3月31日までに拡大しています。

(2) 児童手当

家庭における生活の安定及び次代の社会を担う子どもの健やかな育ちと資質の向上を社会全体で応援します。

	令和6年9月まで	令和6年10月以降
支給要件	中学校修了前の児童を養育している者	18歳到達後の最初の年度末まで（高校生世代）の児童を養育している者
手当の額 （月額）	・ 3歳未満 15,000円 ・ 3歳以上小学校修了前 - 第一子・第二子 10,000円 - 第三子以降 15,000円 ・ 中学生 10,000円 ・ 所得制限以上の者 5,000円 ・ 所得上限以上の者 非該当	・ 3歳未満 - 第一子・第二子 15,000円 - 第三子以降 30,000円 ・ 3歳以上 - 第一子・第二子 10,000円 - 第三子以降 30,000円
支給時期	年3回（2月、6月、10月）	年6回（偶数月）

■児童手当支給の推移

（人、千円）

区 分 \ 年 度	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
受給者数	7,841	7,651	7,238	6,947	7,941
児 童 数	13,231	12,888	12,219	11,738	13,985
支 給 額	1,729,610	1,684,040	1,624,920	1,559,375	1,735,155

※受給者数及び児童数は2月現在

(3) 障害児福祉手当

20歳未満で常時介護を必要とする在宅の障がい児に支給しています。

○手当月額 16,100円（令和7年4月～）

○支給時期 年4回（5月、8月、11月、2月）

■支給状況

（人、千円）

区 分 \ 年 度	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
受給者数	53	47	45	45	47
金 額	8,502	7,485	7,084	7,595	7,727

(4) 特別児童扶養手当

身体または精神に中度又は重度の障がいをもつ20歳未満の児童を監護している父もしくは母、又は父母にかわって児童を養育している人に支給しています。

○手当月額（令和7年4月～） 1級 56,800円

2級 37,830円

○支給時期 年3回（4月、8月、11月）

■手当支給資格児童数

（人）

区 分 \ 年 度	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
1級（重度）	99	98	105	113	101
2級（中度）	165	155	148	147	156
計	264	253	253	260	257

■障がい別手当受給児童数等（令和6年度）

（人）

区 分 \ 種 別	受給児童数	知的障がい	身体障がい	重複障がい	内部疾患	精神障がい	その他
1 級（重度）	101	68	24	0	4	5	0
2 級（中度）	156	39	3	0	9	105	0
計	257	107	27	0	13	110	0

（5）就学遺児激励金

小・中学校に在学する就学遺児に対して、健やかに成長し勉学の励みとなるように支給しています。なお、平成25年度より対象を小・中学校1年生のみから小・中学校に在学する児童・生徒に拡大し、小学校在学時またはその学齢時1回、中学校在学時またはその学齢時1回支給をしています。

○激励金 30,000円

■支給児童数、支給額の推移

（人、千円）

区 分 \ 年 度	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
支給児童	40	30	38	18	19
支 給 額	1,200	900	1,140	540	570

6 健全育成対策

（1）児童館

児童館は児童福祉法に基づく児童厚生施設で、児童に健全な遊びの場を与え、その健康増進と情操を豊かにするため、近隣地域の児童を対象として児童の集団指導や放課後児童健全育成事業などを行っています。

■利用者の推移（年間延べ人数、幼児クラブは世帯数）

児童館 \ 年度		令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
城前児童センター	登録学童	13,561	14,491	—	—	—
	幼児クラブ	187	36	—	—	—
	自由来館者	186	84	—	—	—
行仁町児童センター	登録学童	18,489	—	—	—	—
	幼児クラブ	408	—	—	—	—
	自由来館者	374	—	—	—	—
西七日町児童館	登録学童	—	—	—	—	—
	幼児クラブ	66	354	473	156	124
	自由来館者	2,572	2,828	3,390	4,022	5,482

※登録学童：放課後児童健全育成事業の利用児童

■幼児クラブの登録状況（令和7年3月1日現在）（組数）

児童館名	西七日町 児童館
登録組数	13

(2) 放課後児童健全育成事業

保護者の就労等による留守家庭の小学生を対象として「こどもクラブ」を設置し、放課後等に遊びを主とした余暇指導、生活指導を行い、児童の健全な育成と事故防止を図っています。

児童福祉法の改正に伴い、平成27年度から利用対象を小学校3年生から6年生までに拡大し、閉所時間を18時から19時に延長しました。

■登録児童の状況（令和7年5月1日現在）

区 分	計	区 分	計
鶴城こどもクラブ (社会福祉法人 博愛会)	79	神指こどもクラブ (社会福祉法人 南町保育会)	31
城北こどもクラブ (社会福祉法人 会津若松保育協会)	166	門田こどもクラブ (社会福祉法人 会津報徳会)	133
行仁こどもクラブ (社会福祉法人 博愛会)	100	城南第一こどもクラブ (学校法人 慈光学園)	120
城西こどもクラブ (社会福祉法人 会津報徳会)	170	城南第二こどもクラブ (社会福祉法人 南町保育会)	36
謹教こどもクラブ (社会福祉法人 南町保育会)	106	大戸こどもクラブ (株式会社 拡輪)	4
日新こどもクラブ (学校法人 若松幼稚園)	132	東山こどもクラブ (社会福祉法人 博愛会)	77
湊こどもクラブ (社会福祉法人 会津若松市社会福祉協議会)	33	小金井第一こどもクラブ (特定非営利活動法人 会津NPOセンター)	118
一箕第一こどもクラブ (社会福祉法人 会津若松保育協会)	38	小金井第二こどもクラブ (特定非営利活動法人 会津NPOセンター)	35
一箕第二こどもクラブ (社会福祉法人 会津若松保育協会)	161	荒館こどもクラブ (学校法人 白梅)	90
一箕第三こどもクラブ (社会福祉法人 会津若松保育協会)	46	川南こどもクラブ (学校法人 白梅)	30
松長第一こどもクラブ (社会福祉法人 会津若松市社会福祉協議会)	34	河東こどもクラブ (特定非営利活動法人 会津NPOセンター)	117
松長第二こどもクラブ (社会福祉法人 会津若松市社会福祉協議会)	38	中央こどもクラブ (株式会社 拡輪)	22
永和こどもクラブ (社会福祉法人 南町保育会)	35		
合計		1,951	

■事業費（決算額）の推移

（千円）

区 分 \ 年 度	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
金 額	574,497	600,461	643,447	640,003	718,096

(3) 児童遊園

児童に健全な遊び場を与え、その健康を増進し、また、情操豊かなものにするため設置しています。

■設置の状況（令和7年4月1日現在）

大木の芝原公園…北会津町下荒井

7 社会環境の整備等事業

(1) 保育所保育士研修会

保育所職員の専門的知識・技能を高め、より豊かな保育を実施するために、保育士会の協力を得て開催しています。

■研修会開催状況の推移

(回、人)

区 分 \ 年 度	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
回 数	0	3	3	3	3
参加者数	0	1,076	1,140	1,092	964

※ 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、各施設で研修を開催。

(2) 保育士復帰支援研修会

保育士の資格を持っていて、現在、就職していない保育士資格所持者を対象に、現場復帰に向けた研修会を行っています。

■研修会開催状況の推移

(人)

区 分 \ 年 度	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
参加人数	0	0	1	1	0

(3) 乳児保育研修会

市内保育施設の乳児保育担当者を対象に、保育技術及び知識の向上を図るため研修会を行っています。

■研修会開催状況の推移

(人)

区 分 \ 年 度	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
参加人数	36	35	32	30	39

(4) 地域子育て支援センター事業

乳幼児を持つ母親、又は家族が教育上の悩みや問題等を電話や面接によって相談を受け、保育の専門家である保育士、看護師、栄養士がアドバイスを行います。また保育施設の在園児童との交流や、保護者の交流の支援、保育施設の園庭開放など地域の中の拠点として子育て支援を行っています。

- ・相談は随時受け付けています。
- ・交流や園庭開放事業は各施設によって実施日が異なります。
- ・市内認可保育所9ヶ所及び幼保連携型認定こども園19ヶ所、幼保連携型認定こども園を運営している学校法人1ヶ所、地域型保育施設を運営している法人1ヶ所で実施。

(5) 一時預かり事業（一般型）

保護者の急病や都合などで家族での保育が出来ない時に、お子さんを一時的に保育施設でお預かりします。保護者の育児疲れ解消のためなどの理由での利用も受け入れています。

・市内認可保育所5ヶ所、認定こども園18ヶ所、幼稚園1ヶ所で実施。

(6) 乳幼児健康支援一時預かり事業

保護者の子育てと就労の両立を支援するため、病気のため保育所などに通所できないお子さんをお預かりします。

(人)

区 分 \ 年 度	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
年間延利用人数	64	116	45	483	450

※ 令和4年度までは病児保育所さくら、令和5年度からはキッズケアにじいろで実施。

(7) ファミリー・サポート・センター事業

仕事と子育ての両立のための基盤を整備し、安心して子育てができる環境づくりを行うため、育児を手助けしてほしい人と手助けしたい人との連絡調整、援助希望者への講習会などを行い、保育施設等への送迎や病児・病後児も対象とした一時預かりを実施し、子育て相互援助活動への支援を行っています。

(件)

区 分 \ 年 度	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
利用件数	2,572	2,918	2,718	4,277	4,503
うち病児・緊急時の預かり等	1	2	7	10	23

(8) ホームスタート事業

子育てに不安を抱える家庭、地域から孤立しそうな家庭に市民ボランティアが家庭訪問し、養育者の悩みや相談に応じたり、一緒に家事・育児をしたり、傾聴を中心とした支援を行っています。

(世帯、人、回)

区 分 \ 年 度	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
利用世帯数	24	27	27	25	26
子どもの人数	40	39	46	35	41
訪問回数（延べ）	231	275	286	221	231

(9) ブックススタート事業

絵本を通して赤ちゃんとも保護者があたたかい時間を分かち合うことを応援する子育て支援として、市が実施する4か月児健康診査において、赤ちゃんとも保護者に絵本の読み聞かせを行い、絵本やガイドブックなどの入った「ブックススタート・パック」の配付を行っています。

(人)

区 分 \ 年 度	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
配付対象者	781	721	657	610	543
配付状況	735	676	628	567	503

(10) 子育て短期支援事業

保護者の疾病や出張、育児疲れ等の理由により、家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合に、一定期間、母子生活支援施設において児童を預かることにより、保護者の負担軽減等を図っています。

(日)

区 分 \ 年 度	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
利用日数	31	16	11	9	41

(11) 子育て世帯訪問支援事業

子育てヘルパーが、家事・育児等に対して不安又は負担を抱える子育て世帯、妊産婦、ヤングケアラーがいる家庭等を訪問し、家事・育児等の支援を行います。（令和5年度より開始）

区 分 \ 年 度	令和5	令和6
利用家庭数	7	12
利用回数 (時間数)	40 (71)	71 (92)

【ひとり親家庭の福祉】

1 ひとり親家庭の福祉の概要

ひとり親家庭においては、家庭と仕事の両立が難しく、経済的な問題や子育ての悩みを抱えている家庭が多い状況となっています。本市ではひとり親家庭の生活の安定と自立の促進のため、各種の福祉手当等の援助と指導体制の強化を図っています。

2 相談、指導事業

(1) 女性相談支援員

要保護女子の発見に努め、その相談に応じ助言、指導を行うため女性相談支援員を置き、母子家庭の生活相談や貸付相談業務にあたりとともに、潜在母子家庭の早期発見と自立のための援助を行っています。（女性相談支援員 2人）

■相談種別、相談件数の推移

(件)

年度	区分 施設入所	経済問題	職業問題	住宅問題	家庭問題 (夫婦)	家庭問題 (その他)	更生問題	その他	計
令和2	4	74	21	17	329	46	0	37	528
令和3	3	89	14	9	243	83	0	67	508
令和4	3	47	24	1	334	70	0	32	511
令和5	2	61	29	16	316	94	0	32	550
令和6	1	20	39	12	343	43	0	67	525

3 在宅福祉対策

(1) ひとり親家庭医療費助成事業

本市に住所を有する、ひとり親家庭の親及び児童、並びに父母のない児童にかかる保険診療の医療費の一部及び入院時食事療養標準負担額を助成しています。（平成29年10月より窓口無料化され、自己負担なし。）

■助成状況の推移

年度	区分 登録世帯数 (世帯)	登録人数 (人)	助成件数 (件)	助成額 (千円)	1人当たりの 助成額(円)	1件当たりの 助成額(円)
令和2	1,308	3,373	17,058	49,475	15,172	2,900
令和3	1,277	3,261	17,386	50,717	15,864	2,917
令和4	1,223	3,071	17,393	49,959	16,270	2,873
令和5	1,193	2,989	17,839	52,528	17,574	2,945
令和6	1,167	2,904	16,996	49,912	17,188	2,936

※平成24年10月診療分から子ども医療費助成の対象が18歳まで拡大されたことに伴い、児童については、子ども医療費助成制度を優先して適用しています。

4 自立助長対策

(1) ひとり親家庭自立支援給付金事業

ひとり親家庭の父又は母の生活の安定を図るため就職に必要な資格取得等のための費用を助成しています。

■支給対象件数

区 分 年 度	高等職業訓練促進給付金	自立支援教育訓練給付金
令和2	10件（修了支援給付金 4件）	0件
令和3	12件（修了支援給付金 0件）	4件
令和4	13件（修了支援給付金 4件）	0件
令和5	9件（修了支援給付金 5件）	2件
令和6	7件（修了支援給付金 3件）	1件

(2) 母子・父子・寡婦福祉資金貸付

ひとり親家庭、父母のいない児童及び寡婦等に資金の貸付を行い、経済的自立と生活意欲の助長を図っています。平成26年10月より、父子家庭への貸付を開始しました。

■母子・父子・寡婦福祉資金貸付決定状況の推移

(件)

区 分 年 度	就学 支 度	修 学	事業 開 始	事業 継 続	住 宅	就職 支 度	技能 修 得	生 活	転 宅	修 業	医療 介 護	結 婚	計
令和2	2	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5
令和3	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
令和4	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
令和5	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
令和6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

■母子・父子・寡婦福祉資金に関する相談件数の推移

(件)

区 分 年 度	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
相 談 件 数	37	43	28	33	32

(3) 児童扶養手当

ひとり親家庭の場合や、父親又は母親が身体や精神に重い障がいがある場合に、18歳到達後の最初の3月31日までの間にある（身体や精神に一定の障がいがある場合は20歳未満）児童を養育している方に支給しています。

■児童扶養手当受給権者の推移（各年8月1日現在）

(人)

区 分 年 度	離 婚	死 亡	障がい	遺 棄	未婚の母	その他	計
令和2	1,327	10	3	1	133	10	1,484
令和3	1,133	13	2	2	155	8	1,313
令和4	1,071	11	1	1	153	4	1,241
令和5	1,021	10	2	2	157	2	1,194
令和6	1,015	7	1	1	119	2	1,145

【児童福祉制度の概要】

1 児童の福祉

事業名・内容	対 象 者	申請先及び必要とするもの
○児童手当 ・手当の支給 3歳未満 第一子・第二子 15,000円 第三子以降 30,000円 3歳以上 第一子・第二子 10,000円 第三子以降 30,000円 ※所得制限なし	・18歳到達後の最初の3月31日まで（高校生年代まで）の児童	・こども家庭課 ・各支所 ・請求者本人の健康保険証の写し ・請求者名義の預金口座がわかるもの ・請求者及び配偶者の個人番号カード又は個人番号の記載された住民票等 ・その他
○保育施設への入所 ・保護者の就労・病気その他の事由で保育を必要とする乳幼児の保育 ・保護者の課税状況に応じた利用者負担がある	・保護者の就労等の事由により保育を必要とする乳幼児	・こども保育課 ・各支所 ・各保育施設 ・保護者の在職証明書等 ・印鑑 ・課税証明書〔本年（又は昨年）の1月1日に保護者が会津若松市に住民登録がなかった場合〕
○児童館・こどもクラブへの通所 ・放課後、児童に適切な遊び、及び生活の場を与え、健全な育成を図る	・保護者が就労等により日中不在となる家庭の小学1年生～6年生の児童	・児童館 ・各こどもクラブ ・児童の健康保険証 ・通帳印 ・保護者名義の預金通帳 ・保護者の在職証明書等
○子ども医療費助成 ・保険診療にかかる医療費の一部負担金及び入院時食事療養標準負担額を助成する。	・0歳から18歳到達後の最初の3月31日までの児童。ただし、生活保護を受けている場合は該当しない。	・こども家庭課 ・各支所 ・子どものマイナ保険証等 ・被保険者名義の預金口座がわかるもの ※市の国民健康保険に加入している人は申請手続は不要
○母子生活支援施設への入所 ・母子の自立を支援する	・配偶者のいない女子又はこれに準ずる事情のある女子で、その監護すべき児童の福祉に欠ける母子	・こども家庭課

2 ひとり親家庭の福祉

事業名・内容	対 象 者	申請先及び必要とするもの
○母子・父子・寡婦福祉資金貸付 ・事業開始・事業継続・修学・技能習得・修業・就職支度・医療介護・生活・住宅・転宅・就学支度・結婚資金の貸付 ・貸付限度額は資金の種類により異なる ・無利子	(母子・父子) ・ひとり親家庭の母又は父 ・父母のいない児童等(寡婦) ・寡婦(配偶者のない女子であって、かつて母子家庭の母であった人) ・40歳以上の配偶者のない女子	・こども家庭課 ・印鑑 ・戸籍謄本、住民票 ・その他
○児童扶養手当 ・手当の支給(※R7.4.1現在) 全額支給 児童1人目 月額 46,690円 2人目以降1人につき、11,030円増 一部支給 児童1人目月額 46,680円～11,010円 2人目以降1人につき 11,020円～5,520円増	・18歳到達後の最初の3月31日までの間にある児童及び心身に一定の障がいのある20歳未満の児童で、父又は母と生計を同じくしていないか、もしくは父又は母が一定の障がいにある場合の監護養育する父又は母、もしくは養育者 ・本人又は扶養義務者の所得が一定の額を超えないこと	・こども家庭課 ・各支所(一部の手続を除く) ・戸籍謄本 ・請求者名義の預金口座がわかるもの ・その他
○ひとり親家庭医療費助成 ・医療費の助成 1か月に支払った自己負担額の世帯合算額を助成	・ひとり親家庭の親と児童。児童が18歳到達後の最初の3月31日まで。なお、生活保護を受けている人は該当しない。 ・本人又は扶養義務者の所得が一定の額を超えないこと	・こども家庭課 ・各支所(一部の手続を除く) ・マイナ保険証等 ・ひとり親世帯であることを明らかにする書類 ・請求者名義の預金口座がわかるもの
※平成24年10月診療分から子ども医療費助成制度の対象が、児童が18歳到達後の最初の3月31日まで拡大されたことに伴い、児童については、子ども医療費助成制度を優先して適用。 ※平成29年10月よりひとり親家庭医療費の窓口無料化を実施。		

◆ひとり親家庭自立支援事業 (旧：母子家庭等自立支援給付金事業) ○高等職業訓練促進給付金 ・看護師、介護福祉士、保育士等の資格取得を目指し養成機関で1年以上（6か月以上でも対象になる場合あり）のカリキュラムを修業する父又は母に4年間を上限に月額で市民税課税世帯70,500円、非課税世帯100,000円を支給（最終年限は40,000円/月を増額） ○自立支援教育訓練給付金 ・就業に結びつく指定教育訓練講座を受講する父又は母に受講費用の60%を支給 ○高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金 ・高等学校卒業程度認定試験合格のため、講座を受講する父又は母、児童に対して講座受講開始時に費用の40%、修了時に費用の50%のうち受講開始時に支給した額を除く額、高等学校卒業程度認定試験合格時に受講費用の10%を支給（通信制：上限15万円 通学又は通学及び通信制併用：上限30万円）	・ひとり親の母又は父で、児童扶養手当を受給している等の要件を満たす方 ・趣旨を同じくする給付を受けていないこと。	・こども家庭課 ・戸籍謄本 ・申請者名義の預金通帳 ・その他
--	---	---

3 その他の福祉

事業名・内容	対 象 者	申請先及び必要とするもの
○就学遺児激励金 ・激励金の支給 遺児一人につき 30,000円	・本市に住所を有し、小・中学校及び義務教育学校に在学する学齢の就学遺児(小・中学校時各1回支給)	・こども家庭課 ・各支所 ・申請書 ・戸籍謄本等

【会津若松市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画】

1 基本理念

「年齢を重ねても誰もがいきいきと暮らせる地域社会の実現」

2 基本目標

「地域包括ケアシステムの推進・深化により、住み慣れた地域で誰もが自分らしく暮らせる社会の実現を目指します。」

本市の地域包括ケアシステムは、2040年に向けて、適切なアセスメントに基づく介護・医療・介護予防サービスと、地域の資源やネットワークを活用した生活支援や福祉のサービスとが連携して、支援を必要とする方やその家族を支える体制の更なる推進・深化を目指します。

また、高齢者のみならず、障がいのある人や子どもたちを含め、地域住民がともに支えあう地域共生社会の構築を目指します。

3 基本方針及び基本施策

基本方針1 生きがいを持って暮らし続けられる社会の推進

基本施策1 高齢者の活躍の促進

- ①高齢者の社会参画と生きがいづくり
- ②高齢者の就労支援と役割づくり

基本方針2 安心して住み慣れた地域で共に暮らし続けられる環境の整備

基本施策2 地域包括ケアシステムの推進・深化

- ①地域支援ネットワークの強化
- ②地域包括支援センターの機能強化と業務量の適正化
- ③在宅医療・介護連携の推進

基本施策3 フレイル対策を含めた介護予防の推進

- ①地域における介護予防の充実
- ②要介護状態への移行抑制
- ③全年代での健康づくりの取組

基本施策4 認知症対策の推進

- ①認知症に関する理解促進
- ②認知症の人と家族への支援
- ③認知症に関する医療介護連携の推進
- ④認知症予防、早期発見・早期対応の取組

基本施策5 高齢者の生活支援や家族介護者への支援の充実

- ①高齢者の権利擁護・安全確保の推進
- ②高齢者の生活支援の充実
- ③家族介護者への支援の充実

基本方針3 介護保険制度の円滑な運営

基本施策6 介護保険制度の円滑な運営

- ①バランスのとれた介護サービス環境の構築
- ②介護人材の確保
- ③介護保険事業の円滑な運営

基本施策7 介護サービス量の見込み

令和6年度からの介護サービスの見込みは、本市の高齢者人口や要介護・要支援認定者数を推計し、第8期計画期間中におけるサービスの利用実績や、今後3年間に施設が整備される見込み等を勘案しながら推計しました。

・第9期介護保険料基準額

年額 79,200 円（月額 6,600 円）

※第8期計画 79,200 円（月額 6,600 円）

4 計画期間

令和6年度～令和8年度（3年間）

【高齢者の福祉】

1 高齢者の状況

本市においては、令和7年4月1日現在の高齢化率が33.2%で、全国平均よりも先行している状況にあり、さらには、高齢者人口の増加とあわせて高齢者世帯やひとり暮らし高齢者、認知症高齢者の増加も見込まれています。

このような状況を踏まえ、市では、介護保険事業計画と一体的に策定した『高齢者福祉計画』に基づき、多様なニーズに対応した福祉サービス等を総合的に提供し、高齢者の誰もが尊重され住み慣れた地域で心身ともに健康で自立した生活が送れるよう支援しています。

2 高齢者人口等の推移（各年4月1日現在）

(人)

区 分 \ 年	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7
総人口	116,062	114,639	113,007	111,324	109,798
65歳以上人口	36,409 (31.4%)	36,554 (31.9%)	36,389 (32.2%)	36,501 (32.8%)	36,457 (33.2%)

3 生活支援対策

(1) 高齢者自立支援短期入所事業

介護保険の要介護認定で「非該当（自立）」と認定された人のうち、特に援助の必要な人に対して自立支援ショートステイを行っています。

■利用状況の推移

区 分 \ 年 度	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
利用者（人）	3	6	4	8	8
延利用日数（日）	40	99	9	112	84

(2) 日常生活用具給付事業

おおむね65歳以上で住民税が非課税世帯のひとり暮らし高齢者等に対して、日常生活用具を給付しています。

■利用状況の推移

(台)

区 分 \ 年 度	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
火災報知器	5	6	2	14	8
自動消火器	4	7	3	7	3
電磁調理器	3	5	1	2	3

(3) 高齢者はり、きゅう、マッサージ等施術所利用者助成事業

75歳以上の高齢者が、はり、きゅう、マッサージ等の施術を受けた場合、その費用の一部を助成し、高齢者の健康保持増進を図ります。

■利用状況の推移

(人)

区 分 \ 年 度	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
給付者数	191	160	144	135	176

(4) 緊急通報システム事業

おおむね65歳以上のひとり暮らしの高齢者及び重度身体障がい者等に対し、緊急通報装置を貸与することにより日常生活での不安を解消します。

■利用者数の推移

(人)

区 分 \ 年 度	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
実利用者数	538	518	511	455	437

(5) 高齢者自立支援住宅改修助成事業

介護保険の認定を受けていない非課税世帯の在宅高齢者に対し、要介護状態になることを防止するために行う住宅改修に要する経費の一部を18万円を限度として助成します。

■助成件数の推移

(件)

区 分 \ 年 度	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
件 数	6	1	6	4	7

(6) 車いすタクシー利用助成事業

65歳以上で歩行が困難な非課税世帯の高齢者に対し、車いすタクシーを利用した場合の費用の一部を助成し、社会参加の促進及び経済的負担の軽減を図っています。

■助成状況の推移

(人)

区 分 \ 年 度	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
給付者数	450	154	136	153	165

(7) 共生福祉相談員事業

一人暮らしの高齢者等に対し、友愛訪問を通して、安否の確認や生活相談などを行う共生福祉相談員を設置し、高齢者の方の精神的孤独感の解消と健全で安らかな生活が営まれるように努めています。

■相談員数、対象世帯数、訪問件数の推移

区 分 \ 年 度	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
相談員数（人）	50	49	50	51	50
対象世帯数（世帯）	2,575	2,529	2,239	2,044	1,876
訪問件数（件）	22,183	18,316	17,172	16,543	11,855

(8) 中等度難聴者補聴器購入費助成事業

コミュニケーション能力の維持・向上による介護予防、認知症の発症・進行予防、健康増進を図るため、18歳以上の中等度難聴者に対し、補聴器の購入費用の一部を助成します。

■助成状況の推移 (人)

区 分 \ 年 度	令和6
給付者数	13

4 生きがい・健康づくり対策等

(1) 老人クラブ

老後の生活を健全で豊かなものにするため、教養の向上、健康の増進、レクリエーション等の活動を展開している老人クラブに対して運営費の助成を行っています。

■老人クラブの状況と助成額の推移

区 分 \ 年 度	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
単 位 ク ラ ブ 数	59	59	52	44	37
会 員 数 (人)	2,428	2,341	2,067	1,710	1,461
助 成 額 (千 円)	2,068	2,068	1,872	1,584	1,332
連 合 会 助 成 額 (千 円)	2,927	2,927	2,927	2,927	3,002

(2) 高齢者作品展

高齢者の能力及び趣味を生かし、創作活動に参加することにより生きがいづくりの一助となるよう開催しています。

■出品団体数、出品点数状況の推移

区 分 \ 年 度	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
出品団体数 (団体)	中止	中止	37	41	43
出品点数 (点)	中止	中止	491	690	563

(3) 高年齢者労働能力活用事業 (会津若松市シルバー人材センター)

シルバー人材センターには、おおむね60歳以上の働く意欲と能力をもった高齢者が加入し、臨時的、短期的な就業を通じて活力ある地域社会づくりに貢献しています。

■シルバー人材センター事業実績等の推移

区 分 \ 年 度	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
会 員 数 (人)	503	515	504	521	491
受 注 件 数 (件)	5,223	5,267	5,613	5,423	5,822
請負金額 (千円)	197,418	206,133	213,901	225,243	240,557

就業延人数（人）	43,048	46,126	47,075	45,037	46,677
就業実人員（人）	435	444	454	446	434
就 業 率（％）	86.5	86.2	90.1	85.6	88.4
市助成額（千円）	9,532	9,532	9,532	9,532	9,532

(4) 敬老事業

多年にわたり社会につくしてきた高齢者を敬愛し長寿を祝うとともに、市民の間に広く高齢者の福祉についての関心と理解を深め、高齢者自らが自身の生活の向上に努める意欲を促すよう、敬老事業を実施しています。

①敬老会の開催

75歳以上（基準日：9月15日）の高齢者を敬老会に招待しています。

■敬老会招待者数の推移 (人)

年度 区分	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
招待者数	開催中止	開催中止	開催中止	19,419	20,576

②敬老祝金

会津若松市敬老祝金条例の規定に基づき、88歳の誕生月を迎え、市内に6か月以上住んでいる方に一回、敬老祝金（10,000円）を贈呈しています。令和2年度までは、81歳以上（基準日：9月15日）の方に5,000円を贈呈していました。

■敬老祝金贈呈状況の推移

年度 区分	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
贈呈者数（人）	11,079	711	800	797	750
祝金総額（千円）	55,395	7,110	8,000	7,970	7,500

③100歳賀寿

100歳を迎えられた方へのお祝いとして祝状及び祝金を贈呈しています。

■100歳賀寿贈呈者数 (人)

年度 区分	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
贈呈者数	51	31	45	50	48

(5) あいづわくわく学園（高齢者大学校）

60歳以上の方を対象に、高齢者の仲間づくりや生きがいをづくり、さらには地域活動のリーダーの育成を目指し、会津若松市社会福祉協議会との共催により『あいづわくわく学園』を開設しています。令和4年度より、修学年限を3年制（一般課程、専攻課程、研究課程）から2年制（教養コース、実践コース）に改編し、それぞれ月2回程度の学びの場を提供しています。

令和6年度は教養コース13名が修了、実践コース12名が卒業しました。

(6) ゆめ寺子屋

60歳以上の方を対象に、健康保持や生きがいをづくり、社会活動への参加促進のため、会津

若松市社会福祉協議会との共催により『ゆめ寺子屋』を開設し、文化センターを拠点に健康講座や教養講座を実施しています。

令和6年度は、15回の講座を開講し、183人が受講しました。

(7) 地域支援ネットワークボランティア事業

ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯の方々などが住み慣れた地域で安心して生活できるよう、地域支援ネットワークボランティア登録員がボランティア活動（家庭的な軽度の支援等）を行います。

■登録者数、総支援回数の推移

区 分 \ 年 度	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
登録者数（人）	152	152	107	119	131
総支援回数（回）	1,725	1,737	1,930	2,347	3,209

(8) つながりづくりポイント事業

市民の地域活動参加と、高齢者の社会参加の促進や健康寿命の延伸を図るため、中学生以上が行うボランティア活動や高齢者が行う介護予防等のための活動などの実績に基づきポイントを付与し、集めたポイント数に応じて、協力店で使用できる利用券を交付します。

■登録団体数、登録者数等の推移

区 分 \ 年 度	令和3	令和4	令和5	令和6
登録団体数（団体）	59	106	149	259
登録者数（人）	1,448	1,989	2,617	3,777
協力店数（店舗）	128	228	239	236
利用券交換額（千円）	35,948	957	2,944	5,824
利用券利用額（千円）	15,380	845	2,633	5,544

※利用券交換額：前年度に活動して貯めたポイントを利用券に交換した金額（令和6年度から、当該年度の4～9月に活動して貯めたポイントを利用券に交換した金額も含む）

※利用券利用額：交換した利用券を協力店で使用した金額

※令和3年度の協力店・利用券はお得先取り券（事業周知のため75歳以上の市民に利用券2,000円を配布）の実績

(9) 高齢者の保健事業と介護予防等の一体的実施事業

令和4年度より福島県後期高齢者医療広域連合からの委託を受け、高齢者の心身の多様な課題に対応し、きめ細かな支援になると認められる保健事業を、介護保険の地域支援事業と国民健康保険の保健事業と一体的に実施しています。

令和4年度は北会津圏域を、令和5年度は第3・第4・北会津圏域、令和6年度は全市を対象エリアとして実施しました。

区 分 \ 年 度	令和5	令和6
フレイル予防教室（体力測定・栄養・口腔ケア講話・運動等）	6団体で計11回 120人	40団体で計67回 936人
フレイルチェック（体力測定・健康相談等）	3会場で計6回 117人	

5 施設福祉対策

(1) 養護老人ホーム

環境上の理由及び経済的理由で養護を受けることが困難な65歳以上の方が入所して、必要な養護のもとに生活しています。

- ・入所決定は、老人ホーム入所判定委員会の要否判定後、福祉事務所が行います。
- ・本人の所得及び扶養義務者の課税の状況に応じ費用負担があります。

■入所者の状況（各年度3月31日現在） (人)

区 分	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
会津長寿園	132	130	127	131	134
鮮 雲 荘	14	16	19	14	19
緑 光 園	3	3	5	2	3
合 計	149	149	151	147	156

■措置費の推移 (千円)

年度 区 分	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
措 置 費	244,528	250,511	260,779	254,655	286,329

(2) 施設整備補助金の交付実績（令和6年度）

特別養護老人ホーム等の高齢者福祉施設の建設等を行った社会福祉法人に対して、借入償還金を補助しました。

①令和6年度補助金総額

25,544,809 円

②支出内訳

- ・ 特別養護老人ホーム会津敬愛苑 18,202,027 円
- ・ 特別養護老人ホーム気生苑 5,516,099 円
- ・ 特別養護老人ホーム天生 1,826,683 円

【地域支援事業】

1 概要

高齢者が要支援・要介護状態となることを予防するとともに、要介護状態となった場合でも、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するための事業を実施しています。

2 主な事業

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業

①介護予防・生活支援サービス事業

要支援者等を対象に、介護予防の充実と多様な主体による多様なサービスを実施しています。

(千円)

区 分 \ 年 度	令和4	令和5	令和6
訪問型サービス	88,986	86,553	85,247
通所型サービス	317,679	340,733	331,021

②一般介護予防事業

すべての高齢者を対象に、介護予防に関する知識の普及啓発を実施しています。

区 分 \ 年 度	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
介護予防教室	382回 3,678人	355回 3,488人	490回 4,658人	472回 4,894人	466回 5,138人
介護予防講座	39回 455人	39回 493人	61回 722人	87回 1,233人	102回 1,495人
認知症予防 教室	2回 30人	2回 52人	2回 32人	2回 37人	4回 41人

(2) 包括的支援事業

①地域包括支援センター事業

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるように、7ヶ所に設置した地域包括支援センターが、様々な相談や介護予防のための事業及び虐待等から高齢者を守る権利擁護事業などを、保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャー等の専門職がチームとなって支援しています。

(件)

区 分 \ 年 度	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
電話相談	27,715	29,924	32,241	33,538	38,492
来所相談	5,678	6,839	6,396	6,965	9,362
訪問相談	18,850	19,215	19,503	19,414	18,690
合 計	52,243	55,978	58,140	59,917	66,544

②在宅医療・介護連携推進事業

在宅医療・介護連携支援センターの設置などにより、高齢者が自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、医療機関と介護事業所等の関係者の連携を推進します。

(件)

区 分 \ 年 度	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5	令和 6
在宅医療・介護連携の 相談・支援	36	34	25	50	24

③認知症総合支援事業

認知症の早期発見・早期対応や介護者への支援体制づくりに取り組んでいます。

(件)

区 分 \ 年 度	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5	令和 6
認知症初期集中支援 チーム（相談件数）	43	27	32	21	33
認知症地域支援 推進員（相談件数）	1,036	943	957	944	982

④生活支援体制整備事業

高齢者の生活支援に関する支え合い活動等の支援の充実を図ります。

区 分 \ 年 度	令和 4	令和 5	令和 6
協議体設置	全市 1 各地区 16	全市 1 各地区 16	全市 1 各地区 16
生活支援コーデ ィネーター配置	全市 2 各地区 7 相談件数 1,722	全市 2 各地区 7 相談件数 1,268	全市 2 各地区 7 相談件数 1,680

(3) 任意事業

①家族介護者交流会事業

高齢者を介護している方を慰労するとともに、介護者相互の交流により介護者の元気回復を図るための事業を実施しています。

(人)

区 分 \ 年 度	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5	令和 6
参 加 者	156	147	176	122	98

②認知症サポーター養成講座

町内会や老人クラブ等の地域の団体や、職場や学校等を対象に認知症についての出前講座を実施しました。

区 分 \ 年 度	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5	令和 6
実施回数（回）	28	31	41	53	48

参加者（人）	468	632	722	857	731
--------	-----	-----	-----	-----	-----

③寝たきり高齢者等紙おむつ等給付事業

寝たきりの高齢者等に対し、紙おむつ等の購入費の一部を助成することにより、対象者世帯に係る経済的負担の軽減を図りながら在宅生活を支援しています。

（人）

区 分 \ 年 度	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
給付者数	1,041	741	694	662	656

④家族介護慰労金支給事業

重度の介護を要する高齢者を、介護保険法に基づくサービスを利用せずに在宅で介護している家族に対し慰労金を支給することにより、介護者の労苦をねぎらい、高齢者福祉の増進を図っています。

（人）

区 分 \ 年 度	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
支給者数	1	0	0	0	0

⑤成年後見制度利用支援事業

判断能力が不十分な認知症高齢者等が、親族による申し立てが困難な場合など、市長が申し立てを行い、本人の福祉の増進を図っています。

（件）

区 分 \ 年 度	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
申立件数	22	24	21	37	27

⑥訪問給食サービス事業

65歳以上のひとり暮らし高齢者等にバランスのとれた食事を配食することにより、健康的な在宅生活を支援します。

区 分 \ 年 度	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
実利用者数（人）	531	620	752	812	837
実食数（食）	78,939	98,341	124,083	133,086	146,366

【介護保険制度】

1 被保険者等の状況

(1) 第1号被保険者数

介護保険料所得段階		令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
第1段階	人数(人)	6,494	6,420	6,244	6,074	5,733
	割合(%)	17.7	17.5	17.1	16.5	15.6
第2段階	人数(人)	3,438	3,629	3,651	3,640	3,457
	割合(%)	9.4	9.9	10.0	9.9	9.4
第3段階	人数(人)	3,175	3,445	3,399	3,377	3,301
	割合(%)	8.7	9.4	9.3	9.2	9.0
第4段階	人数(人)	4,435	4,176	3,960	3,696	3,371
	割合(%)	12.1	11.4	10.8	10.1	9.2
第5段階	人数(人)	5,598	5,546	5,588	5,622	5,527
	割合(%)	15.3	15.1	15.3	15.3	15.1
第6段階	人数(人)	6,103	6,055	6,222	5,723	5,913
	割合(%)	16.7	16.5	17.0	15.6	16.1
第7段階	人数(人)	4,256	4,238	4,240	4,884	5,092
	割合(%)	11.6	11.6	11.6	13.3	13.9
第8段階	人数(人)	1,633	1,650	1,688	1,967	2,228
	割合(%)	4.5	4.5	4.6	5.4	6.1
第9段階	人数(人)	445	481	500	671	766
	割合(%)	1.2	1.3	1.4	1.8	2.1
第10段階	人数(人)	1,037	1,050	1,098	341	432
	割合(%)	2.8	2.9	3.0	0.9	1.2
第11段階	人数(人)				176	207
	割合(%)				0.5	0.6
第12段階	人数(人)				115	141
	割合(%)				0.3	0.4
第13段階	人数(人)				462	525
	割合(%)				1.3	1.4
合 計 (人)		36,614	36,690	36,590	36,748	36,693

(2) 要介護・要支援認定者数等

要介護状態区分		令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
要支援1	人数(人)	1,424	1,354	1,478	1,528	1,551
	割合(%)	19.1	18.5	20.2	20.8	20.9
要支援2	人数(人)	898	864	865	849	842
	割合(%)	12.1	11.8	11.8	11.6	11.4
要介護1	人数(人)	1,625	1,634	1,553	1,559	1,612
	割合(%)	21.9	22.3	21.2	21.3	21.7
要介護2	人数(人)	1,025	1,023	1,014	975	984
	割合(%)	13.8	13.9	13.8	13.3	13.3
要介護3	人数(人)	813	797	801	775	817
	割合(%)	10.9	10.9	10.9	10.6	11.0
要介護4	人数(人)	1,007	1,045	1,014	1,046	1,013
	割合(%)	13.5	14.2	13.8	14.3	13.7
要介護5	人数(人)	645	618	604	599	595
	割合(%)	8.7	8.4	8.2	8.2	8.0
合 計 (人)		7,437	7,335	7,329	7,331	7,414

※各年3月末現在の認定者数（第2号被保険者を含む。）

(3) サービス受給者数

(人)

要介護状態区分		令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
居宅サービス	合計	3,920	4,031	4,057	4,043	4,183
	割合(%)	65.5	66.0	65.9	66.4	66.0
	要支援1	355	400	427	484	584
	要支援2	401	430	447	457	457
	要介護1	1,233	1,252	1,176	1,197	1,211
	要介護2	823	809	798	759	818
	要介護3	443	453	499	451	454
	要介護4	451	462	478	463	443
	要介護5	214	225	232	232	216
地域密着型サービス	合計	714	745	798	732	819
	割合(%)	11.9	12.2	13.0	12.0	12.9
	要支援1	12	11	22	16	18
	要支援2	13	18	23	21	16
	要介護1	222	238	258	244	282
	要介護2	178	183	176	170	187
	要介護3	114	120	135	118	136
	要介護4	109	109	117	97	121
	要介護5	66	66	67	66	59
施設サービス	合計	1,351	1,334	1,298	1,310	1,338
	割合(%)	22.6	21.8	21.1	21.5	21.1
	介護老人福祉施設	765	748	744	761	795
	介護老人保健施設	529	530	512	498	490
	介護療養型医療施設	6	5	0	2	0
	介護医療院	51	51	42	49	53
合 計		5,985	6,110	6,153	6,085	6,340

※各年3月末現在の受給者数（第2号被保険者を含む。）

2 第1号被保険者保険料の収納状況

(1) 徴収区分別

徴収区分		調定額	収入済額	収納率(%)
令和2年度	特別徴収	2,139,621,200	2,142,448,800	100.1
	普通徴収 現年度分	208,555,200	189,333,500	90.8
	普通徴収 滞納繰越分	45,465,660	10,534,993	23.2
	合 計	2,393,642,060	2,342,317,293	97.9
令和3年度	特別徴収	2,344,498,700	2,347,957,900	100.1
	普通徴収 現年度分	226,768,000	207,440,800	91.5
	普通徴収 滞納繰越分	45,582,267	7,662,600	16.8
	合 計	2,616,848,967	2,563,061,300	97.9
令和4年度	特別徴収	2,341,654,700	2,345,001,200	100.1
	普通徴収 現年度分	226,439,600	208,009,600	91.9
	普通徴収 滞納繰越分	42,619,263	7,645,100	17.9
	合 計	2,610,713,563	2,560,655,900	98.1
令和5年度	特別徴収	2,350,183,500	2,353,912,800	100.2
	普通徴収 現年度分	236,546,900	218,381,700	92.3
	普通徴収 滞納繰越分	41,014,100	4,220,800	10.3
	合 計	2,627,744,500	2,576,515,300	98.1
令和6年度	特別徴収	2,399,076,200	2,402,808,000	100.2
	普通徴収 現年度分	244,683,600	228,624,400	93.4
	普通徴収 滞納繰越分	35,290,100	6,932,600	19.6
	合 計	2,679,049,900	2,638,365,000	98.5

(2) 所得段階別

(円)

介護保険料所得段階		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
第1段階	特別徴収・収納額	115,669,700	124,971,000	125,219,100	121,803,900	112,747,900
	普通徴収・調定額	30,390,500	32,241,400	29,691,500	30,470,100	27,413,400
	同上・収納額	27,160,000	28,737,700	26,589,700	26,943,400	24,946,800
	同上・収納率(%)	89.4	89.1	89.6	88.4	91.0
第2段階	特別徴収・収納額	77,519,100	87,122,500	93,515,400	94,584,100	91,028,900
	普通徴収・調定額	6,966,800	7,881,200	6,914,500	6,272,700	4,742,100
	同上・収納額	6,373,300	7,352,500	6,200,300	5,947,800	4,416,700
	同上・収納率(%)	91.5	93.3	89.7	94.8	93.1
第3段階	特別徴収・収納額	133,032,300	153,079,900	166,338,100	165,022,000	161,000,700
	普通徴収・調定額	6,787,800	7,583,300	8,582,000	7,968,200	5,615,700
	同上・収納額	5,732,600	6,545,800	7,460,300	7,286,900	5,324,800
	同上・収納率(%)	84.5	86.3	86.9	91.4	94.8
第4段階	特別徴収・収納額	262,684,800	268,208,600	253,202,200	239,026,400	222,262,800
	普通徴収・調定額	29,828,800	30,990,100	29,162,400	28,795,000	27,830,000
	同上・収納額	25,882,200	26,627,400	25,013,400	25,180,900	24,619,700
	同上・収納率(%)	86.8	85.9	85.8	87.4	88.5
第5段階	特別徴収・収納額	387,292,400	429,556,600	426,677,300	428,540,100	432,771,200
	普通徴収・調定額	9,408,000	10,469,000	9,611,700	9,915,400	6,558,700
	同上・収納額	8,872,200	9,911,500	8,780,200	9,096,300	6,394,000
	同上・収納率(%)	94.3	94.7	91.3	91.7	97.5
第6段階	特別徴収・収納額	472,903,000	514,303,600	513,348,800	527,195,300	484,759,400
	普通徴収・調定額	38,692,300	40,320,000	39,129,500	40,777,900	34,093,600
	同上・収納額	32,838,100	35,007,600	35,131,300	36,630,600	30,457,300
	同上・収納率(%)	84.9	86.8	89.8	89.8	89.3
第7段階	特別徴収・収納額	345,393,700	405,566,100	402,549,800	402,381,800	461,227,300
	普通徴収・調定額	31,501,500	37,303,600	40,775,700	40,894,300	44,826,600
	同上・収納額	29,606,200	34,739,000	38,402,200	38,326,800	41,614,400
	同上・収納率(%)	94.0	93.1	94.2	93.7	92.8
第8段階	特別徴収・収納額	160,900,700	175,390,500	176,010,500	180,478,900	208,138,500
	普通徴収・調定額	21,865,900	23,690,000	23,196,700	27,028,600	33,238,100
	同上・収納額	20,493,500	22,933,000	21,722,000	25,269,400	30,911,500
	同上・収納率(%)	93.7	96.8	93.6	93.5	93.0
第9段階	特別徴収・収納額	64,676,900	54,941,200	58,031,100	59,305,100	77,474,000
	普通徴収・調定額	6,016,800	6,464,500	8,023,200	10,801,000	16,171,600
	同上・収納額	5,888,400	6,464,500	7,883,100	10,535,800	15,998,000
	同上・収納率(%)	97.9	100.0	98.3	97.5	98.9
第10段階	特別徴収・収納額	119,548,600	131,358,700	129,001,600	134,561,800	42,900,000
	普通徴収・調定額	25,112,600	27,461,700	31,352,400	33,623,700	9,724,300
	同上・収納額	24,607,100	26,985,500	30,678,900	33,106,700	9,586,500
	同上・収納率(%)	98.0	98.3	97.9	98.5	98.6
第11段階	特別徴収・収納額					22,396,400
	普通徴収・調定額					7,515,600
	同上・収納額					7,474,100
	同上・収納率(%)					99.4
第12段階	特別徴収・収納額					16,343,300
	普通徴収・調定額					5,014,500
	同上・収納額					5,014,500
	同上・収納率(%)					100.0
第13段階	特別徴収・収納額					68,455,200
	普通徴収・調定額					21,939,400
	同上・収納額					21,749,400
	同上・収納率(%)					99.1
収入済額合計		2,327,074,800	2,549,803,200	2,551,755,300	2,571,224,000	2,630,013,300

※現年度分のみを対象とし、過年度賦課分及び滞納繰越分は含まない。

※収納額には未還付分等の集計を含んでいないため、決算書における現年度の額とは一致しない。

3 保険給付費の推移

		(円)				
サービス種別		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
居宅	訪問介護	818,503,582	844,889,781	854,968,426	852,368,299	909,359,472
	訪問入浴介護	34,639,755	34,816,087	36,731,289	40,573,971	35,184,062
	訪問看護	99,470,950	95,695,501	95,485,012	93,982,175	94,515,491
	訪問リハビリテーション	25,283,200	30,955,164	34,089,452	36,454,959	36,299,682
	通所介護	1,447,285,432	1,354,787,813	1,262,774,261	1,321,265,914	1,304,781,669
	通所リハビリテーション	322,892,087	316,242,388	294,774,403	293,197,451	308,601,039
	福祉用具貸与	295,510,047	312,219,019	332,297,506	344,819,980	364,911,016
	短期入所生活介護	452,732,069	469,426,515	527,525,881	498,577,932	454,378,567
	短期入所療養介護	65,046,502	63,629,521	1,341,549	42,497,810	35,586,514
	居宅療養管理指導	32,070,130	33,611,306	34,367,668	37,421,596	39,690,341
	特定施設入居者生活介護	541,832,176	530,450,811	517,354,817	520,606,541	532,370,581
	福祉用具購入	10,615,827	11,074,492	10,566,667	12,468,610	13,918,885
	住宅改修	24,153,010	24,909,916	24,323,782	22,290,759	17,799,096
	居宅介護支援	531,445,828	546,270,233	546,255,495	536,012,793	541,181,423
	災害臨時特例利用者負担金助成金	24,236	158,257	168,608	302,662	426,742
	小 計	4,701,504,831	4,669,136,804	4,573,024,816	4,652,841,452	4,689,004,580
	保険給付費に占める割合	42.93%	41.98%	41.87%	41.92%	41.05%
地域密着型	認知症対応型通所介護	186,618,754	190,676,234	175,563,883	149,124,109	129,439,329
	小規模多機能型居宅介護	384,617,360	401,021,224	420,762,395	503,395,005	545,444,736
	認知症対応型共同生活介護	254,240,727	272,299,537	287,102,140	337,463,658	346,281,217
	看護小規模多機能型居宅介護	196,237,322	226,297,558	230,659,357	197,826,723	259,534,430
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1,381,104	3,573,873	949,158	0	310,316
	地域密着型通所介護	200,185,631	235,619,506	265,525,319	246,273,428	244,650,053
	小 計	1,223,280,898	1,329,487,932	1,380,562,252	1,434,082,923	1,525,660,081
	保険給付費に占める割合	11.17%	11.95%	12.64%	12.92%	13.36%
施設	介護老人福祉施設	2,293,892,915	2,378,765,631	2,364,887,923	2,421,426,373	2,572,203,797
	老人保健施設	1,735,478,636	1,795,004,642	1,753,281,398	1,707,229,446	1,732,723,521
	介護療養型医療施設	21,845,808	19,074,091	8,882,452	4,212,021	0
	介護医療院	215,657,015	219,751,273	186,116,070	222,711,437	230,575,635
	小 計	4,266,874,374	4,412,595,637	4,313,167,843	4,355,579,277	4,535,502,953
	保険給付費に占める割合	38.96%	39.67%	39.49%	39.24%	39.71%
その他の経費	高額介護サービス費	260,739,969	262,871,062	255,924,650	258,896,529	279,327,602
	高額医療合算介護サービス費	24,998,296	22,417,696	22,786,693	21,884,336	24,083,588
	審査支払手数料	8,698,492	9,550,548	9,621,738	9,778,671	10,484,404
	特定入所者介護サービス費等	465,174,954	416,738,168	368,150,009	367,362,630	358,750,242
	小 計	759,611,711	711,577,474	656,483,090	657,922,166	672,645,836
	保険給付費に占める割合	6.94%	6.40%	6.01%	5.93%	5.89%
合 計		10,951,271,814	11,122,797,847	10,923,238,001	11,100,425,818	11,422,813,450

4 サービス別給付費の推移

サービス種別		利用状況	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
居宅	訪問介護	のべ利用者数(人)	11,019	11,179	11,758	11,501	11,613
		のべ利用回数(回)	171,273	172,519	174,248	173,183	185,677
		給付費(円)	818,503,582	844,889,781	854,968,426	852,368,299	909,359,472
	訪問入浴介護	のべ利用者数(人)	591	605	621	696	617
		のべ利用回数(回)	2,844	2,853	2,990	3,278	2,800
		給付費(円)	34,639,755	34,816,087	36,731,289	40,573,971	35,184,062
	訪問看護	のべ利用者数(人)	2,916	3,004	3,058	3,052	3,051
		のべ利用回数(回)	12,579	12,773	12,661	12,456	12,590
		給付費(円)	99,470,950	95,695,501	95,485,012	93,982,175	94,515,491
	訪問リハビリテーション	のべ利用者数(人)	706	905	992	1,046	1,054
		のべ利用回数(回)	3,042	3,821	4,192	4,471	4,509
		給付費(円)	25,283,200	30,955,164	34,089,452	36,454,959	36,299,682
	通所介護	のべ利用者数(人)	19,718	18,426	17,704	18,428	18,308
		のべ利用日数(日)	174,026	162,839	149,613	156,294	154,665
		給付費(円)	1,447,285,432	1,354,787,813	1,262,774,261	1,321,265,914	1,304,781,669
	通所リハビリテーション	のべ利用者数(人)	6,145	6,093	5,826	5,747	5,915
		のべ利用回数(回)	37,063	37,388	34,257	34,423	35,734
		給付費(円)	322,892,087	316,242,388	294,774,403	293,197,451	308,601,039
	福祉用具貸与	のべ利用者数(人)	28,325	29,492	30,592	31,527	33,259
		のべ利用件数(件)	770,597	860,434	891,251	923,636	971,409
		給付費(円)	295,510,047	312,219,019	332,297,506	344,819,980	364,911,016
	短期入所生活介護	のべ利用者数(人)	5,797	5,853	5,938	6,212	5,912
		のべ利用日数(日)	53,157	55,338	56,209	56,902	50,534
		給付費(円)	452,732,069	469,426,515	482,215,581	498,577,932	454,378,567
	短期入所療養介護	のべ利用者数(人)	784	640	490	458	401
		のべ利用件数(件)	5,516	5,375	3,778	3,573	2,967
		給付費(円)	65,046,502	63,629,521	46,651,849	42,497,810	35,586,514
	居宅療養管理指導	のべ利用者数(人)	5,432	5,818	6,006	6,874	7,456
		のべ利用日数(日)	8,924	9,221	9,209	10,190	10,946
		給付費(円)	32,070,130	33,611,306	34,367,668	37,421,596	39,690,341
	特定施設入居者生活介護	のべ利用者数(人)	3,504	3,395	3,314	3,373	3,333
		のべ利用件数(件)	103,019	100,567	96,948	99,066	98,923
		給付費(円)	541,832,176	530,450,811	517,354,817	520,606,541	532,370,581
	福祉用具購入	件数(件)	407	444	401	435	496
		給付費(円)	10,615,827	11,074,492	10,566,667	12,468,610	13,918,885
	住宅改修	件数(件)	362	348	350	304	256
		給付費(円)	24,153,010	24,909,916	24,323,782	22,290,759	17,799,096
	居宅介護支援	件数(件)	41,142	41,540	41,769	41,865	42,398
		給付費(円)	531,445,828	546,270,233	546,255,495	536,012,793	541,181,423
	災害助成金	給付費(円)	24,236	158,257	168,608	302,662	426,742
	小計(円)		4,701,504,831	4,669,136,804	4,573,024,816	4,652,841,452	4,689,004,580
地域密着型	認知症対応型通所介護	のべ利用者数(人)	1,831	1,824	1,654	1,322	1,162
		のべ利用日数(日)	17,727	18,073	16,296	13,536	11,579
		給付費(円)	186,618,754	190,676,234	175,563,883	149,124,109	129,439,329
	小規模多機能型居宅介護	のべ利用者数(人)	2,294	2,362	2,536	2,909	3,059
		のべ利用日数(日)	51,999	53,825	56,698	108,046	67,357
		給付費(円)	384,617,360	401,021,224	420,762,395	503,395,005	545,444,736
	認知症対応型共同生活介護	のべ利用者数(人)	997	1,055	1,111	1,287	1,300
		のべ利用日数(日)	29,708	31,388	32,881	38,343	38,674
		給付費(円)	254,240,727	272,299,537	287,102,140	337,463,658	346,281,217
	看護小規模多機能型居宅介護	のべ利用者数(人)	766	779	831	699	965
		のべ利用日数(日)	16,536	16,922	16,277	13,942	19,605
		給付費(円)	196,237,322	226,297,558	230,659,357	197,826,723	259,534,430
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	のべ利用者数(人)	7	12	4	0	5
		のべ利用日数(日)	149	365	96	0	129
施設	介護老人福祉施設	給付費(円)	1,381,104	3,573,873	949,158	0	310,316
		のべ利用者数(人)	2,603	2,893	3,409	3,181	3,037
		のべ利用日数(日)	23,817	26,891	30,732	28,332	27,181
	介護老人保健施設	給付費(円)	200,185,631	235,619,506	265,525,319	246,273,428	244,650,053
		のべ利用者数(人)	1,735,478,636	1,795,004,642	1,753,281,398	1,707,229,446	1,732,723,521
		のべ利用日数(日)	177,121	182,525	175,872	169,028	167,532
	介護療養型医療施設	のべ利用者数(人)	59	57	30	16	0
		のべ利用日数(日)	3,467	1,687	825	390	0
		給付費(円)	21,845,808	19,074,091	8,882,452	4,212,021	0
	介護医療院	のべ利用者数(人)	571	603	523	609	636
		のべ利用日数(日)	16,552	17,583	14,991	17,738	18,275
		給付費(円)	215,657,015	219,751,273	186,116,070	222,711,437	230,575,635
	小計(円)		4,266,874,374	4,412,595,637	4,313,167,843	4,355,579,277	4,535,502,953
合計			10,191,660,103	10,411,220,373	10,266,754,911	10,442,503,652	10,750,167,614

【第4次会津若松市障がい者計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画】

1 基本理念

「障がいのある人もない人も、お互いに人格と個性を尊重し合い、人としての尊厳が守られ、共に生きることのできる地域社会の実現」

2 基本目標

「地域全体で合理的配慮の推進に取り組むまち」

「ライフステージに応じた適切な支援が受けられるまち」

「自らの生き方を主体的に選択し、自己実現ができるまち」

「誰もが安心して暮らすことができるまち」

《合理的配慮とは》

「合理的配慮」とは、障がいがあることで生じている社会生活上の不利益を解消するため、周囲の人々が障がいの特性に合わせた配慮を可能な範囲で行うことをいいます。障がい者の権利を保障するため、障害者権利条約や平成23年に改正された障害者基本法において新たに定められた言葉です。

3 基本方針

(1) 合理的配慮の推進

障がいのある人の権利擁護のため、障がい理解の啓発により差別や虐待の予防、解消に取り組むとともに、ソフト・ハード両面でのユニバーサルデザインの推進を通して、社会全体で障がいに応じた合理的配慮が実践されるよう、市民、事業者と取り組んでいきます。

(2) 地域で支え合える関係づくり

障がいのある人もない人も地域で安心して生活していくためには、日頃から、身近な地域において人と人とのつながりや絆を築いていくことが必要です。気軽に声を掛け合える地域づくり、支え合える関係づくりに取り組んでいきます。

(3) 自己実現を可能とする活動の推進

地域で生き生きと心豊かに暮らしていくためには、スポーツや文化芸術活動、余暇時間などの充実が大切です。障がいのある人がそれらの活動に主体的に参加し他者との交流を楽しみ、生活の質を高めていくことで、自分らしく生活することのできる支援体制づくりに取り組んでいきます。

(4) 雇用・就業の促進

障がいのある人の働きたいという意欲を尊重して、企業などに対して障がい理解を促進することで、障がいがあっても、個性や能力を活かすことのできる働く場や機会を得られ、安心して働き続けることができる環境づくりに取り組んでいきます。

(5) 障がいのある子どもへの支援の充実

障がいのある子どもが同年代の障がいのない子どもと等しく、地域の中で学び、遊びや余暇を楽しみながら成長する権利を保障するため、障がいのある子どもたち一人ひとりに寄り添ったきめ細やかな支援や育成環境の整備など、子育て支援の充実に取り組んでいきます。

(6) 地域生活支援の充実

障がいのある人が自らの意志で自己決定し、生き方を選択していくためには、早期に課題を把握して個々に応じた相談支援体制の充実が必要です。また、多様化する課題に対応するため、支援する側が横断的な連携を図りながら、地域生活の基盤となる保健、医療、福祉、相談支援の充実に取り組んでいきます。

4 市民協働での仕組みづくり

地域自立支援協議会を中心に、市民協働で次の6つの仕組みづくりに取り組みます。

(1) 障がい理解の仕組みづくり

障がいのある人が地域で当たり前に暮らしていけるよう、市民の障がい・障がい者理解を深める仕組みを構築します。

(2) 地域で支え合う仕組みづくり

災害への備えなど、地域における福祉力の向上により、身近な地域での見守りや支え合いが行われるような仕組みを構築します。

(3) 活動支援の仕組みづくり

障がいのある人が気軽にまちに出かけ、スポーツや文化芸術、余暇活動などに参加し、自分らしく活動するために必要な支援体制の仕組みを構築します。

(4) 就労に向けた仕組みづくり

就労を希望する障がいのある人が、その能力に応じて働く場や機会を得られ、安心して働き続けることができるような支援の仕組みを構築します。

(5) 成長過程に応じた一貫した支援の仕組みづくり

障がいのある子どもが、健やかに成長していくことができるよう、乳幼児期から就学、卒業後まで、切れ目のない一貫した支援を行っていくための仕組みを構築します。

(6) 横断的な支援の仕組みづくり

障がいのある人が地域のなかで暮らし続けることができるよう、保健や医療の分野における関係機関が課題を共有しながら連携し、身近な地域での相談体制など障がいのある人を支援していくための仕組みを構築します。

5 計画の期間

- 第4次障がい者計画・・・令和6年度～令和11年度（6年間）
- 障がい福祉計画・・・第7期 令和6年度～令和11年度（6年間）
- 障がい児福祉計画・・・第3期 令和6年度～令和11年度（6年間）

6 計画の推進体制

計画は、庁内及び庁外の組織により推進していきます。

- 庁内組織・・・市障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画庁内連絡調整会議
（関係課長による組織）
- 庁外組織・・・会津若松市地域自立支援協議会
（保健・医療・福祉・教育・経済・地域団体等による組織）

【会津若松市地域自立支援協議会】

会津若松市では、障がい者（児）が地域で自分らしい生活を営むための支援体制を構築することを目的として、平成19年1月31日に「会津若松市障がい者地域自立支援協議会」を設置し、関係団体・機関との意見交換や仕組みづくりに向けた調整や協議等を行ってきました。

平成23年度に、新たな「会津若松市障がい者計画」を策定したこと、障害者自立支援法の改正により協議会が法律上、明確に位置づけられたことから、協議会を再編し、これまでの会議形式から、市が法律に基づき設置する組織として「会津若松市地域自立支援協議会」を平成24年5月29日に設立しました。

1 協議会での事業内容

下記項目を事業内容とし、障がい者福祉の増進に係る全般的な検討を行います。

- ①会津若松市障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画の目標達成のために必要な事項に関すること。
- ②相談支援及び障害児相談支援に係る事業の中立・公平性の確保に関すること。
- ③サービス等利用計画及び障害児支援利用計画の質の向上に関すること。
- ④地域移行及び地域定着支援の効果的な実施のための関係機関等との連携強化に関すること。
- ⑤施設入所者及び精神科病院入院者の状況を踏まえた地域の社会資源の開発に関すること。
- ⑥障がい者等に対する虐待を防止するための関係機関等との連携強化に関すること。
- ⑦上記のほか、障がい者等の地域生活支援体制の構築に関すること。

2 構成

地域自立支援協議会（総会）は、市長が委嘱する医療、経済、教育、福祉など各分野の関係者35名以内の委員により構成されています。地域自立支援協議会には、「総会」のほか、「運営会議」、「専門部会」、「事務局」、「特命テーマ検討チーム（随時設置）」を設置しています。

3 運営会議

地域自立支援協議会の運営や必要な調整、総会に提案する議案などを整理する場として総会の下に運営会議を置き、「専門部会」の構成員の変更や追加、「特命テーマ検討チーム」の改廃を含めた協議会の運営に関する事項について、協議します。

4 専門部会

協議会の場のみでは、重点項目の検討を深めることは困難なことから、細部を検討する場として専門的な会議（＝部会）を設置しています。部会は、それぞれの「仕組みづくり」、「地域課題の検討」、「障がい者計画」の進行管理を担います。

具体的には、「障がい者計画」の内容を踏まえ、次の6つの専門部会を設置しています。

- ①権利・啓発部会、②地域生活部会、③活動支援部会、④就労部会、⑤療育部会、⑥相談部会

5 特命テーマ検討チーム

特に重要と認められる個別課題に関して集中的な検討を行うため、期間を定めて「特命テーマ検討チーム」を設置します。

【障がい者の福祉】

障がい者やその家族の多様なニーズに対応した在宅サービス等の各種施策の推進や障がい者の社会参加を促進しています。

1 身体障がい者

身体障害者福祉法に基づき視覚、聴覚、平衡、音声、言語、内部機能に障がいのある方及び肢体不自由の方に身体障害者手帳を交付しています。この手帳所持者は、法令に定める支援が受けられます。

(1) 身体障害者手帳交付者数（令和7年4月1日現在） (人)

区分		視覚	聴覚・平衡	音声言語 そしゃく	肢体不自由	内部	計
1級	18歳未満	0	0	0	30	2	32
	18～64歳	25	9	0	166	218	418
	65歳以上	104	20	0	333	811	1,268
	計	129	29	0	529	1,031	1,718
2級	18歳未満	0	2	0	3	0	5
	18～64歳	25	27	1	137	2	192
	65歳以上	71	49	0	350	20	490
	計	96	78	1	490	22	687
3級	18歳未満	0	0	0	3	2	5
	18～64歳	4	6	8	70	40	128
	65歳以上	11	43	35	429	339	857
	計	15	49	43	502	381	990
4級	18歳未満	0	1	0	2	0	3
	18～64歳	6	14	11	79	71	181
	65歳以上	19	141	10	607	335	1,112
	計	25	156	21	688	406	1,296
5級	18歳未満	1	0	0	2	0	3
	18～64歳	10	1	0	59	0	70
	65歳以上	20	0	0	209	0	229
	計	31	1	0	270	0	302
6級	18歳未満	0	3	0	0	0	3
	18～64歳	3	20	0	39	0	62
	65歳以上	24	170	0	100	0	294
	計	27	193	0	139	0	359
合計	18歳未満	1	6	0	40	4	51
	18～64歳	73	77	20	550	331	1,051
	65歳以上	249	423	45	2,028	1,505	4,250
	計	323	506	65	2,618	1,840	5,352

※重複障がい者については、主たる障がいの区分に計上

(2) 身体障害者手帳所持者の年齢構成（令和7年4月1日現在） (人、%)

年齢 区分	0～17歳	18～29歳	30～49歳	50～59歳	60～64歳	65～69歳	70歳以上	計
人 数	51	67	303	370	311	424	3,826	5,352
比 率	1.0	1.3	5.7	6.9	5.8	7.9	71.4	100

(3) 身体障がい者数の推移：年齢区分（各年4月1日現在） (人)

区 分 \ 年 度	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
18歳未満	65	60	60	57	55
18～64歳	1,208	1,143	1,174	1,139	1,084
65歳以上	5,554	4,796	4,595	4,487	4,362
計	6,827	5,999	5,829	5,683	5,501

(4) 身体障害者手帳交付の推移：障がい区分（各年4月1日現在） (人)

区 分 \ 年 度	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
視覚障がい	387	358	345	345	326
聴覚・平衡機能障がい	640	527	523	521	522
音声・言語・そしゃく機能障がい	80	71	66	68	65
肢体不自由	3,594	3,111	2,986	2,837	2,709
内部障がい	2,126	1,932	1,909	1,912	1,879
計	6,827	5,999	5,829	5,683	5,501

2 知的障がい者

知的障がい者（児）に対して、一貫した相談、支援が受けられるよう療育手帳を交付しています。

(1) 療育手帳交付者数（令和7年4月1日現在） (人)

区 分	A（最重度・重度）	B（中度・軽度）	計
18歳未満	63	179	242
18歳以上	289	602	891
計	352	781	1,133

(2) 療育手帳所持者の年齢構成（令和7年4月1日現在） (人、%)

年齢 区分	0～5歳	6～17歳	18～29歳	30～39歳	40～59歳	60～64歳	65歳以上	計
人数	29	213	270	202	266	30	123	1,133
比率	2.6	18.8	23.8	17.8	23.5	2.6	10.9	100

(3) 知的障がい者数の推移：年齢区分（各年4月1日現在） (人)

区 分 \ 年 度	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
18歳未満	206	212	219	235	246
18歳以上	830	851	873	849	876
計	1,036	1,063	1,092	1,084	1,122

3 精神障がい者

精神障がい者に対して、一貫した相談、支援が受けられるよう精神障害者保健福祉手帳を交付しています。

(1) 精神障害者保健福祉手帳交付者数（令和7年4月1日現在）※2年ごとに更新が必要（人）

区 分 年 齢	1 級	2 級	3 級	計
18 歳未満	1	9	8	18
18～64 歳	32	466	547	1,045
65 歳以上	28	129	72	229
計	61	604	627	1,292

(2) 精神障害者保健福祉手帳交付状況（各年4月1日現在）（人）

区 分 年	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
1 級	66	69	71	76	66
2 級	522	528	559	581	595
3 級	427	446	504	560	565
計	1,015	1,043	1,134	1,217	1,226

4 各種施策

(1) 障がい者訪問給食サービス

在宅の一人暮らしの障がい者に対して弁当を宅配し、配達時に安否確認を行います。

■実績（人、食）

区 分 年 度	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
実利用者数	26	24	36	33	26
延べ配食数	8,216	8,416	9,921	7,962	6,533

(2) 在宅重度障がい者対策事業

在宅の重度身体障がい者または人工肛門、人工膀胱造設者に対し、経済的負担の軽減を図るため、治療材料、衛生器材を給付しています。

■令和6年度給付者数

治療材料・・・給付券（月3,000円）延べ827人（月4,000円）延べ248人

衛生器材・・・特別給付券（月4,000円）延べ158人

■給付額の推移（千円）

区 分 年 度	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
金 額	2,904	4,761	4,604	4,409	4,119

(3) 重度心身障がい者医療費助成事業

身体障害者手帳1級、2級、3級（内部障がい者）、療育手帳A、精神保健福祉手帳1級及び身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳を重複して所持している重度心身障がい者が、医療機関にかかった場合、医療費の一部を助成しています。

■助成実績

年 度 区 分	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
受給者数（人）	2,621	2,559	2,551	2,563	2,563
助成件数（件）	65,056	65,552	65,182	63,343	63,500
助成額（千円）	229,489	223,633	218,275	216,625	216,481
1人当たりの 医療費（円）	87,558	87,391	85,564	84,520	84,464
1件当たりの 医療費（円）	3,528	3,412	3,349	3,419	3,409

(4) 人工透析患者通院交通費助成事業

人工透析を受けている腎臓機能障がい者が、透析のために医療機関への通院に要する交通費の一部を助成しています。

■助成実績

（人、千円）

年 度 区 分	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
助成延べ人数	195	195	195	176	183
助成実人数	23	25	24	21	20
助 成 額	3,904	4,789	4,319	3,812	3,869

(5) 心身障害者扶養共済制度助成事業

心身障害者扶養共済制度とは、心身障がい者の保護者が一定の掛金を納入することにより、保護者の死亡等により、残された障がい者（児）が終身一定の年金を受給することができる制度です。県が実施主体であり、委任事務として加入者に対し、現況届、掛金徴収事務等を行っています。

■助成実績

（人）

年 度 区 分	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
掛け金納付者数	2	2	3	3	4
年金受給者・現況 届提出者	31	29	31	31	33

(6) 特別障害者手当等

20歳以上で、日常生活に常時の介護を必要とする在宅の重度障がい者に支給しています。

■支給状況

（人、千円）

年 度 区 分		令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
特別障害者手当	受給者数	148	147	141	151	153
	支給額	47,658	48,437	46,670	48,499	50,556
経過的福祉手当	受給者数	2	1	1	1	1
	支給額	491	313	179	182	188
計	受給者数	150	148	142	152	154
	支給額	48,149	48,750	46,849	48,681	50,744

(7) 外出支援事業

一定の資格要件に該当する障がい者に対し、障がい者の方の社会参加促進と経済的負担の軽減を目的として、市内の公共交通機関で使用できる利用券を交付しています。（利用券は1枚100円）

■100円券を月10枚交付する方

※令和6年度から交付枚数を月10枚に引上げ

①身体障害者手帳（障がい種別：肢体不自由、視覚、内部）1級所持者

②療育手帳の程度A所持者

③精神保健福祉手帳1級所持者

■100円券を月40枚交付する方

①身体障害者手帳（障がい種別：不問）所持者の常時車いす使用者

②療育手帳または精神保健福祉手帳所持者の常時車いす使用者

（人、千円）

区 分 \ 年 度	和令2	令和3	令和4	令和5	令和6
8枚交付者	324	282	273	258	—
10枚交付者	—	—	—	—	233
40枚交付者	191	275	221	246	245
助 成 額	5,529	7,581	7,130	7,679	7,851

(8) 緊急通報システム事業（障がい者）

ひとり暮らしの重度身体障がい者等に緊急通報装置を貸与し、緊急時に迅速かつ適切な対応をする緊急通報体制を整備しています。（年齢65歳到達後は高齢福祉課へ移管）

■支給状況

（人、千円）

区 分 \ 年 度	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
実利用者数	7	5	6	8	5
支 給 額	219	159	210	223	195

(9) 公の施設利用支援

市に登録した障がい者団体に対し、条例等に基づき公の施設の使用料を減免し、自主的な活動を支援しています。

■実績

区 分 \ 年 度	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
登録団体数	22	24	24	22	23

(10) 障がい者雇用優良事業所顕彰事業

障がい者雇用及び就労支援に理解を持ち、かつ、障がい者の視点に立った雇用環境の整備や障がい者の就労支援につながる先進的な取組を行うなど、社会意識の高い事業所を障がい者雇用及び就労支援促進優良事業所として表彰し、市民や企業に対して広く啓発することにより、市全体の障がい者雇用及び就労支援に対する意識の高揚を図ってきた。

■実績

（件）

区 分 \ 年 度	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
表 彰 件 数	1	1	2	0	1

(11) 諸証明事務

障がい者手帳所持者のうち、NHK放送受信料・自動車税等・有料道路通行料の減免対象者からの申請により、減免手続きに必要な証明書を交付しています。

■実績

(件)

年 度 区 分	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
NHK放送受信料	212	202	222	221	191
自動車税、環境性能割(※)	139	72	7	6	4
有料道路通行料	640	732	401	404	639

※令和4年度から自動車税、環境性能割の減免に係る生計同一証明書に替えて世帯全員の住民票による確認に変更となった。

(12) 特定疾患患者見舞金制度

原因が不明で治療方法が確立していない難病等のため治療を受けている方、または腎臓障害のため血液透析を受けている方に年1回5,000円の見舞金を支給しています。

※重度心身障がい者医療費助成の受給者は除く。

■支給状況

(人、千円)

年 度 区 分	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
受給者数	364	408	408	486	497
支 給 額	1,820	2,040	2,040	2,430	2,485

【障害者総合支援法】

障害者自立支援法（平成 18 年施行）が改正され、平成 25 年 4 月から障害者総合支援法が施行されました。

障がいの種別（身体障がい、知的障がい、精神障がい、難病等）にかかわらず、障がいのある人が必要なサービスを利用できるよう利用するための仕組みを一元化しています。支援システムは、自立支援給付と地域生活支援事業で構成されています。

◆自立支援給付◆

自立支援給付は、利用者個人に支給される個別給付であり、障がい福祉サービス、相談支援、自立支援医療、補装具の支給で構成されています。

1 障がい福祉サービス

サービスの種類	内 容
居宅介護	居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言など、生活全般にわたる援助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は知的障がい、もしくは精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者であって、常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
同行援護	視覚障がいにより、移動が著しく困難な人に、移動に必要な情報の提供や安全な移動の支援等の外出支援を行います。
生活介護	常に介護を必要とする人に、主に昼間において、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
短期入所	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設等で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
施設入所支援	常時介護を必要とする人に、施設において居住の場を提供します。
療養介護	医療と常時介護を必要とする障がい者に医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
共同生活援助	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。
自立訓練	自立した日常生活又は社会生活ができるよう一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 A 型	一般企業等での就労が困難な人に、雇用契約（最低賃金が保障）に基づき就労機会を提供し、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 B 型	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した人に、就労の継続を図るために企業・自宅等への訪問により必要な連絡調整や指導・助言を行います。
計画相談支援	障がい福祉サービス利用者に相談支援専門員が利用計画作成やサービスの調整等を行います。
地域移行支援	障がい者支援施設に入所している人又は精神科病院に入院している人に、地域生活に移行するための支援を行います。
地域定着支援	居宅において単身等で生活する人に対し、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他必要な支援を行います。

■利用状況

区 分 \ 年 度		令和 2	令和 3	令和 4	令和 5	令和 6
居宅介護	実施箇所数	25	24	24	24	24
	実利用者数（人）	180	181	181	188	181
	支給額（千円）	122,204	128,016	128,619	130,504	128,371
重度訪問介護	実施箇所数	13	3	3	3	5
	実利用者数（人）	10	7	7	7	9
	支給額（千円）	14,002	6,657	5,994	6,985	15,186
行動援護	実施箇所数	1	1	1	1	1
	実利用者数（人）	7	8	13	13	13
	支給額（千円）	1,667	1,309	2,313	2,550	2,707
同行援護	実施箇所数	10	9	14	12	11
	実利用者数（人）	34	33	31	33	34
	支給額（千円）	16,925	17,056	15,862	13,716	13,078
生活介護	実施箇所数	36	36	35	37	38
	実利用者数（人）	264	264	271	273	281
	支給額（千円）	575,426	591,830	598,180	625,265	652,843
短期入所	実施箇所数	7	5	6	7	11
	実利用者数（人）	58	52	56	67	87
	支給額（千円）	12,411	14,772	16,953	20,144	25,637
施設入所支援	実施箇所数	24	23	23	25	24
	実利用者数（人）	131	132	134	132	130
	支給額（千円）	169,984	175,119	179,312	183,934	187,256
療養介護	実施箇所数	4	4	4	4	4
	実利用者数（人）	11	12	12	16	16
	支給額（千円）	43,782	44,906	47,006	57,026	61,891
共同生活援助	実施箇所数	36	37	37	44	44
	実利用者数（人）	219	230	234	243	251
	支給額（千円）	260,369	274,862	282,812	301,132	329,083
自立訓練	実施箇所数	4	2	3	3	2
	実利用者数（人）	7	2	3	5	6
	支給額（千円）	2,431	1,712	1,938	2,629	5,937
就労移行支援	実施箇所数	3	5	9	9	7
	実利用者数（人）	24	29	31	36	37
	支給額（千円）	11,154	15,333	12,129	14,224	16,110
就労継続支援 A 型	実施箇所数	7	8	8	8	9
	実利用者数（人）	65	63	63	64	60
	支給額（千円）	76,325	82,139	84,507	85,999	74,506
就労継続支援 B 型	実施箇所数	28	27	28	31	30
	実利用者数（人）	388	374	383	399	432
	支給額（千円）	420,298	429,123	432,044	444,992	499,063
就労定着支援	実施箇所数	2	2	2	3	3
	実利用者数（人）	2	3	3	3	5
	支給額（千円）	296	730	419	875	1,112

区 分 \ 年 度		令和 2	令和 3	令和 4	令和 5	令和 6
計画相談支援	実施箇所数	37	42	40	45	51
	実利用者数（人）	862	877	878	901	928
	支給額（千円）	63,621	65,957	67,524	68,702	81,594
地域移行支援	実施箇所数	2	1	1	2	2
	実利用者数（人）	3	2	1	3	4
	支給額（千円）	598	629	261	836	630
地域定着支援	実施箇所数	0	0	0	0	0
	実利用者数（人）	0	0	0	0	0
	支給額（千円）	0	0	0	0	0

2 自立支援医療

(1) 更生医療

身体障がい者を対象とし、障がいの軽減除去を図る治療に必要な医療費を支給しています。

■支給実績

区 分 \ 年 度		令和 2	令和 3	令和 4	令和 5	令和 6
腎臓機能	件数	2,039	2,435	2,765	3,384	3,672
	金額（千円）	127,172	126,400	126,766	153,713	158,103
心臓機能	件数	0	1	0	1	2
	金額（千円）	0	53	0	52	1,060
一般	件数	26	15	28	51	51
	金額（千円）	930	533	514	604	982
計	件数	2,065	2,451	2,793	3,436	3,725
	金額（千円）	128,102	126,986	127,280	154,369	160,145

(2) 育成医療

身体障がい児又は疾病により障がいが残ると認められる児童を対象とし、障がいの軽減除去を図る治療に必要な医療費を支給しています。（※平成 25 年度から市福祉事務所が支給決定をしています。）

■支給実績

区 分 \ 年 度		令和 2	令和 3	令和 4	令和 5	令和 6
心臓機能	件数	0	0	2	0	1
	金額（千円）	0	0	169	0	106
肢体不自由	件数	10	10	11	3	4
	金額（千円）	271	330	206	79	80
その他	件数	7	6	0	0	0
	金額（千円）	89	263	0	0	0
計	件数	17	16	13	3	5
	金額（千円）	360	593	375	79	186

(3) 精神通院医療

精神障がい者又は精神疾病により治療が必要な人を対象とし、通院治療に必要な医療費を支給しています。（※市福祉事務所が申請を受付し、県が決定します。）

■支給実績

区 分 \ 年 度	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5	令和 6
利用者数（人）	1,942	1,980	2,122	2,179	2,270

3 補装具の支給

身体障がい者（児）の身体機能を補完又は代替するための補装具の購入及び修理に要する費用を支給しています。

■支給実績

区 分 \ 年 度	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5	令和 6
交付・修理件数	208	219	217	199	224
事業費（千円）	18,802	24,585	23,615	17,924	23,309

■身体障がい者（児）の補装具費の交付等の状況（件）

区 分 \ 年 度	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5	令和 6
車いす	53	57	60	51	59
電動車いす	9	11	9	9	5
補聴器	67	63	69	53	67
下肢装具	30	44	36	38	34
義肢	6	6	8	3	5
歩行補助つえ	10	1	1	0	2
視覚障害者安全つえ	11	11	6	5	12
その他	22	26	28	40	40
計	208	219	217	199	224

【地域生活支援事業】

障がい者及び障がい児が、その有する能力や適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障がい者のニーズを踏まえた各種事業を効率的かつ効果的に実施し、障がい者等の福祉の増進を図っていきます。

1 相談支援事業

障がい者等からの相談に応じ、必要な情報提供や援助を行うこと等により、障がい者等が地域での自立した日常生活・社会生活を営めるよう支援を行います。

■支援の状況 (件)

年 度 区 分	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5	令和 6
基幹障がい者 相談支援センター	9,807	7,809	5,354	5,371	4,062
地域障がい者 相談窓口 (※)	2,227	2,090	2,136	2,451	3,723

※地域障がい者相談窓口の設置推移

年 度	平成 25	平成 29	令和 4	令和 5	令和 6
箇所数累計	1	2	3	4	5

2 緊急時入所事業

介護を行う者の疾病等緊急的な理由により、入所した障がい者に対し、入浴、排せつ及び食事の介護やその他の必要な支援を提供します。

■利用状況

年 度 区 分	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5	令和 6
登録者数 (人)	34	29	31	39	34
実利用者数 (人)	1	0	1	1	0
利用延べ実数 (日)	10	0	8	4	0

3 地域生活体験事業

地域における生活を体験できる共同生活を営むべき住居において、障がい者等が相談、食事の提供、その他の日常生活の支援を体験する場を提供します。

■利用状況

年 度 区 分	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5	令和 6
登録者数 (人)	4	0	0	0	0
実利用者数 (人)	1	0	0	0	0
利用延べ実数 (日)	2	0	0	0	0

4 ガイドヘルパー派遣事業

屋外での移動が困難な障がい者等に対し、社会生活に必要な外出又は余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動の支援を行います。

■利用状況

区 分 \ 年 度		令和 2	令和 3	令和 4	令和 5	令和 6
実施箇所数		10(10)	10(10)	9(9)	8(11)	10(11)
個別支援型	実利用者数（人）	105	90	78	89	95
	支給金額（千円）	8,396	9,482	8,844	9,077	7,718
グループ支援型	実利用者数（人）	0	0	0	0	0
	支給金額（千円）	0	0	0	0	0

※実施箇所数（ ）内は市外を含む事業所数（以下同じ）

5 日常生活用具費助成事業

障がい者(児)が日常生活に必要な自立支援用具等の日常生活用具の購入費用を助成しています。

■助成状況

(件、千円)

区 分 \ 年 度	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5	令和 6
助成件数	2,632	2,680	2,748	2,867	2,717
事業費	26,593	25,339	28,197	28,321	25,890

■日常生活用具費助成明細

(件)

区 分 \ 年 度	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5	令和 6
特殊寝台	5	4	2	3	4
特殊マット	4	3	2	2	5
入浴補助具	2	5	2	1	4
移動・移乗支援用具	3	6	1	2	6
電磁調理器	0	0	1	0	2
電気式たん吸引器	10	1	5	9	5
動脈血中酸素飽和度測定器	5	3	4	3	3
視覚障がい者用ポータブルレコーダー	4	2	8	7	6
視覚障がい者用拡大読書器	6	3	15	8	4
盲人用時計	2	4	9	4	4
聴覚障がい者用屋内信号装置	0	3	2	1	0
聴覚障がい者用通信装置	1	3	6	1	1
人工喉頭	2	3	2	7	2
視覚障がい者用地デジラジオ	2	1	3	4	2
ストマ用装具	2,563	2,621	2,670	2,800	2,652
住宅改修費	2	2	0	0	1
その他	21	16	16	15	16
計	2,632	2,680	2,748	2,867	2,717

6 意思疎通支援事業

聴覚障がい者及び言語機能障がい者の社会生活上必要な意思の疎通を図るため、手話通訳者または要約筆記者等を派遣してコミュニケーションの支援をしています。

■利用実績

区 分 \ 年 度		令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
専任手話通訳者	手話通訳者数（人）	3	3	3	3	3
	派遣延べ件数（件）	1,122	1,188	1,176	1,088	1,009
登録手話通訳者	手話通訳者数（人）	22	19	19	17	17
	派遣延べ件数（件）	235	517	485	586	588

7 訪問入浴サービス事業

居宅で入浴することが困難な身体障がい者等に対し、居宅に訪問し、入浴介助のサービスを行います。

■利用実績

区 分 \ 年 度	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
実施箇所数	2	2	2	2	2
実利用者数（人）	3	2	4	5	6
派遣回数（回）	494	107	286	341	409

8 地域活動支援センター

障がい者の地域生活支援と社会参加の促進を図るため、障がい者に通所による創作的活動又は生産活動の場を提供しています。

■利用実績

区 分 \ 年 度	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
実施箇所数	1(2)	1(2)	1(2)	1(2)	1(3)
実利用者数（人）	33	33	36	35	36
利用延べ人数(人)	3,702	3,669	3,482	3,458	2,683

9 タイムケア事業

障がい者（児）の活動の場を確保するとともに、家族の就労支援や休息の確保を図るため、一時的な預かりを行います。

■利用実績

区 分 \ 年 度	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
実施箇所数	5	5	8	9(10)	9(10)
利用延べ回数（回）	4,479	5,904	5,971	6,284	5,210

10 自動車改造費補助事業

下肢又は体幹機能に障がいをもつ身体障がい者が就労等に伴い自動車を取得し、その自動車を改造した場合、その経費の一部を助成しています。（限度額 10 万円）

■補助実績 (人、千円)

区 分 \ 年 度	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5	令和 6
対象者数	4	2	1	3	0
補 助 額	400	200	87	300	0

11 自動車運転免許取得費補助事業

下肢又は聴覚に障がいをもつ身体障がい者が運転免許を取得したことに対し、取得費用の一部を助成しています。（限度額 10 万円）

■補助実績 (人、千円)

区 分 \ 年 度	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5	令和 6
対象者数	1	1	0	0	0
補 助 額	100	100	0	0	0

12 手話講習会・点字講習会の開催

障がい者に対する理解と認識を広めるために、手話及び点字の講習会を開催しています。

■参加実績 (人)

区 分 \ 年 度	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5	令和 6
手話講習会参加者数	中止	17	24	49	25
点字講習会参加者数	中止	2	7	5	3

※手話を体験する機会を創出するため、令和 5 年度から生涯学習総合センターが主催する出前講座のメニューのひとつとして手話の出前講座を実施しています。

13 手話奉仕員ステップアップ講座

手話奉仕員養成講座（基礎）を修了した者を対象に、手話通訳者養成講座を受講できる人材を育成しています。

■受講実績（令和 5 年度から開始） (人)

区 分 \ 年 度	令和 5	令和 6
受講者数	14	18

14 福祉ホーム事業

家庭環境、住宅事情等の理由により、居宅において生活することが困難な障がい者に対し、低額な料金で住まいの場を提供し、日常生活に必要な便宜を行います。

■利用実績

区 分 \ 年 度	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5	令和 6
実施箇所数	0(1)	0(1)	0(1)	0(1)	0(0)
実利用者数 (人)	1	1	2	1	0

15 余暇活動支援事業

障がい者が参加しやすいイベントを開催したり、交流の場として「余暇活動支援センターふらっと」を運営するなど、障がい者の余暇活動の充実を図ってきました。

■利用状況 (人)

区 分 \ 年 度	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5	令和 6
延べ利用者数	2,559	1,966	1,907	2,390	1,876

16 ワークシェアリング事業

庁内において障がい者が可能な業務を創出し、障がい者に職場体験的に働く場を提供すると共に、労働対価としての謝礼金を支払い、障がい者の就労意欲の喚起と社会参加の促進を図っています。

また、庁内及び企業に対しての啓発により、障がい者理解と一般就労の促進を図っていきます。

■実施状況

区 分 \ 年 度	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5	令和 6
実施日数	24	15	12	12	17
延べ参加者数 (人)	124	102	68	92	219
参加事業所数	7	9	9	7	7

17 成年後見制度利用促進事業

成年後見制度の利用が必要と認められる知的障がい者または精神障がい者のうち、申立人がいない場合に市長による成年後見等審判の申立てを行います。また、経済的理由により審判申立が困難と認められる場合に補助金等を交付し、障がい者の権利擁護を推進します。

■成年後見人市長申立 (件)

区 分 \ 年 度	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5	令和 6
申立件数	6	6	3	1	1

■成年後見制度利用促進補助制度 (件、千円)

区 分 \ 年 度	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5	令和 6
補助件数	5	5	6	7	5
補 助 額	1,021	1,296	1,587	1,834	1,020

【児童福祉法】

障がいのある子どもとその家族に対する支援のため、児童福祉法に基づく障がい児通所支援や障がい児相談支援の拡充等により、療育体制及び相談体制の充実を図っています。

1 障がい児通所支援

(1) 児童発達支援

未就学の障がい児を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行っています。

■利用状況

区 分 \ 年 度	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5	令和 6
実施箇所数	11(12)	11(13)	12(15)	12(16)	13(15)
利用者数（人）	94	106	127	141	123
利用延べ回数（回）	6,845	7,434	7,509	8,352	8,325
支給額（千円）	81,820	98,363	99,166	104,505	106,680

(2) 放課後等デイサービス

就学している障がい児を対象に、放課後又は休業中に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進、その他必要な支援を行っています。

■利用状況

区 分 \ 年 度	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5	令和 6
実施箇所数	12(17)	12(16)	13(19)	13(19)	17(20)
利用者数（人）	176	189	205	222	256
利用延べ回数（回）	19,468	22,397	22,852	26,800	34,005
支給額（千円）	184,485	194,149	197,295	236,910	313,918

(3) 保育所等訪問支援

保育所その他の集団生活を営む施設に通う障がい児を対象に、保育所等を訪問し集団生活への適応のための専門的な支援を行っています。

■利用状況

区 分 \ 年 度	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5	令和 6
実施箇所数	4(4)	4(4)	6(6)	5(5)	5(5)
利用者数（人）	32	42	66	90	100
利用延べ回数（回）	110	348	383	401	356
支給額（千円）	1,771	5,998	6,468	6,984	6,838

2 障がい児相談支援

障がい児通所支援利用者に対し、相談支援専門員が利用計画の作成やサービスの調整等を行っています。

■利用状況

区 分 \ 年 度	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5	令和 6
実施箇所数	9(14)	11(15)	11(15)	11(15)	12(16)
利用者数（人）	273	271	313	333	349
支給額（千円）	18,122	22,480	26,105	28,521	35,354

【低所得者の福祉】

1 生活保護法による保護の概要

生活保護法は、日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的としています。

◎生活保護制度の基本原則

この制度は、社会的役割を果たすために最少限度の要件が必要です。その要件は守られるべき制度の原理として定められており、国家責任の原理、無差別平等の原理、最低生活の原理、補足性の原理の4つです。

このうち「国家責任の原理」「無差別平等の原理」「最低生活の原理」はいわば国の守るべきことがらを定めたもので、生活に困窮しているかどうかに着目して保護をし、憲法上の権利として保障されている健康で文化的な最低限度の生活を可能にするものでなくてはならないと定めています。

「補足性の原理」は、保護を受ける側に要請されている要件で、保護に要する経費は国民の税で賄われていることなどから保護を受けるためには、各自がその利用し得る資産、能力その他あらゆるものを最低限度の生活のために活用しなければならないとしており、また、民法に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われなければならないとしています。

保護の要否は、最低生活費と収入の対比で決められます。すなわち最低生活費よりも収入が少ない場合に保護の必要が生じます。また、保護の程度は、厚生労働大臣の定める基準によって算定した最低生活費をもとにして、その世帯の金銭又は物品で充たすことのできない不足分を給付するものです。

■被保護世帯数と人員の推移（各年度末）

（世帯、人）

区 分 \ 年 度	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
被 保 護 世 帯	1,478	1,416	1,417	1,408	1,391
人 員	1,813	1,712	1,711	1,671	1,649

※保護停止中も含む

2 生活保護相談処理

福祉事務所では、ケースワーカーと呼ばれる現業員が生活保護の業務を担当し、生活保護に関する相談、援助及び指導に努めています。

生活保護の相談があり、保護申請のあったものは、担当ケースワーカーが地区民生委員や関係機関などの協力を得て、資産や能力、扶養義務等の諸調査を行い、その結果に基づき、福祉事務所として生活保護の要否を決定することになります。

なお、諸調査の結果、他の法律の活用や資産の活用、扶養義務者の援助などにより生活保護が適用にならない場合には、保護申請を却下することとなります。

■生活保護申請処理状況の推移

(件、世帯)

年 度		令和 2	令和 3	令和 4	令和 5	令和 6
区 分						
件	数	209	190	238	226	276
取 下	件 数	24	15	23	9	21
却 下	件 数	24	25	28	29	53
決 定	世 帯 数	167	151	184	166	191
廃 止	世 帯 数	194	198	186	187	227

■保護開始・廃止理由の推移

開始理由

(世帯)

区分 年度	世帯主の傷病	世帯員の傷病	要介護状態	働いていた者の死亡	働いていた者の離別	失業		高齢による収入の減少	事業不振・倒産	その他の働きによる収入の減少	社会保障給付金の減少・喪失	預貯金の減少・喪失	仕送りの減少・喪失	ケース移管	その他	計
						定年・自己都合	勤務先都合（解雇等）									
令和 2	27	2	1	0	6	14	8	13	2	9	2	30	13	4	36	167
令和 3	26	0	1	0	7	15	2	5	1	5	7	29	14	3	36	151
令和 4	35	0	1	0	4	16	4	8	4	8	6	61	7	1	29	184
令和 5	11	0	1	0	3	17	2	0	2	9	8	56	12	6	39	166
令和 6	18	1	0	0	5	6	7	2	3	7	6	61	14	9	52	191

廃止理由

(世帯)

区分 年度	世帯主の傷病治癒	世帯員の傷病治癒	死亡	失踪	働きによる収入の増加・取得	働きの手の転入	増加 社会保障給付金の	仕送り等の増加	取り 親類縁者等の引き	施設入所	医療費の他法負担	ケース移管	その他	計
令和2	0	0	55	0	11	1	16	2	4	7	5	2	91	194
令和3	0	0	54	2	19	0	22	2	3	12	3	3	78	198
令和4	0	0	60	1	15	0	15	0	2	13	5	2	73	186
令和5	0	0	64	4	12	1	10	1	3	7	2	3	80	187
令和6	0	0	76	4	19	0	29	0	2	6	4	1	86	227

3 生活保護費扶助別の状況推移

(千円)

区 分 年 度	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
生 活 扶 助	784,236	752,581	737,749	739,101	732,424
住 宅 扶 助	360,788	355,538	358,784	361,550	363,441
教 育 扶 助	6,130	5,269	5,155	5,018	5,276
介 護 扶 助	107,944	96,963	84,838	78,755	90,337
医 療 扶 助	1,224,582	1,102,429	1,141,024	1,090,735	1,062,997
その他の扶助	9,392	8,149	5,758	9,319	9,591
保護施設事務費	54,121	55,690	54,471	57,734	53,745
計	2,547,193	2,376,619	2,387,779	2,342,212	2,317,811

■最低生活保障水準の具体的事例（高齢夫婦2人世帯 73歳男・71歳女） (円)

区分 年度	生活扶助				住宅扶助	計
	居 宅 (第 1 類)	居 宅 (第 2 類)	加算			
			冬季加算	特例加算		
令和 2	66,590	40,660	10,590	－	40,000	157,840
令和 3	66,590	40,660	10,590	－	40,000	157,840
令和 4	66,590	40,660	10,590	－	40,000	157,840
令和 5	71,140	38,060	10,590	2,000	40,000	161,790
令和 6	71,140	38,060	10,590	2,000	40,000	161,790

※加算：冬季加算（11月から4月まで）。特例加算（一人1,000円）。

※住宅扶助は、2人以上世帯の上限額。

※令和元年度、令和2年度及び令和5年度は、改定後の基準額（各年10月1日改定）。

4 施設保護対策

身体上又は精神上著しい障がいがあるため、自分ひとりでは日常生活を営むことが困難な方を入所させて生活扶助を行うことを目的として救護施設があります。（生活保護法第38条）
なお、救護施設への入所要件は、生活保護を受給しているか、もしくはそれに準じる方です。

■入所者の状況（令和7年4月1日現在）

（人）

施設名 \ 区 分	40歳未満	40歳代	50歳代	60歳以上	計
福島県からまつ荘	0	0	0	4	4
矢吹緑風園	0	0	0	3	3
救護施設しのめ荘	0	0	0	8	8
福島県浪江ひまわり荘	0	0	0	1	1
計	0	0	0	16	16

5 生活困窮者自立支援制度の概要

平成25年12月に生活困窮者自立支援法が成立し、平成27年4月から全国で生活困窮者自立支援制度が開始となりました。

この制度は、生活保護に至るおそれのある生活困窮者の自立支援策を強化することを目的として、多様で複合的な課題を抱える生活困窮者に対し、それぞれの状況に応じて包括的な支援を行うことにより、生活保護に至ることなく自立することを目指すものです。

制度内容としては、必須事業（自立相談支援事業、住居確保給付金の支給）と任意事業があり、本市では、任意事業として就労準備支援事業と家計改善支援事業、子どもの学習・生活支援事業を実施しています。

(1) 自立相談支援事業(生活サポート相談窓口)

地域福祉課内に「生活サポート相談窓口」を設置し、生活や就労、住まいなどに関する様々な課題を抱えて生活困窮に陥っている方からの相談に応じ、関係機関と連携しながら、自立に向けた支援を実施しています。

また、地域からの孤立や生活困窮の一因となり得るひきこもりへの対策として、関係機関や専門機関を構成メンバーとした「ひきこもり支援連携会議」を設置し、相互の連携を図りながら、ひきこもりの早期把握や適切な支援に向けて取り組んでいます。

(2) 住居確保給付金の支給

平成26年度まで「住宅支援給付事業」として実施していましたが、生活困窮者自立支援法の施行に伴い、必須事業として法制化されました。

この制度は、住宅支援給付事業と同様、就労可能で就労意欲はあるものの、離職（2年以内）等により住居を失ったり失うおそれのある困窮者に対し、家賃相当額を支給（有期・世帯人員による上限額あり）しながら積極的な就労支援を行うことにより、早期就労・早期自立を図るものです。

また、令和7年度からは、家計を改善するために家賃が低廉な住宅に転居する必要があると認められる方に対して、転居費用を支給する仕組みが創設されました。

(3) 就労準備支援事業

生活習慣の乱れや意欲低下、経験不足など、直ちに一般就労に就くことが困難と思われる生活困窮者を対象として、就労や社会参加に必要な基本的生活習慣の形成、コミュニケーション能力の向上などを目指すとともに、軽作業やボランティア活動等への参加を通して就労意欲の喚起を図るなどの支援を、計画的かつ一貫して実施するものです。

(4) 家計改善支援事業

生活困窮者からの相談においては家計に課題を抱える場合が多いことから、家計表を作成しながら家計の見える化を図り、相談者の家計改善への意識、意欲を高めるとともに、専門的な助言を行うことで家計管理能力の向上を目指すなど、生活再建に向けて支援を行うものです。

(5) 子どもの学習・生活支援事業

専門の支援員を配置し、生活困窮世帯（生活保護受給世帯を含む）の子どもへの学習支援を実施することにより、学習習慣の形成や基礎学力の向上等を図るとともに、保護者に対しても、学習や進学にかかる助言や家庭環境改善への働きかけを行っています。

6 ひきこもりの支援

(1) ひきこもり支援連携会議

ひきこもりの早期把握、適切な支援に向けて支援体制を整備するため、平成30年5月に関係機関や専門機関で構成された「ひきこもり支援連携会議」を設置し、関係機関が相互に連携しながら、家族支援も含めた支援に取り組んでいます。

■構成メンバー

会津保健福祉事務所、児童相談所、社会福祉協議会、地域包括支援センター、民生児童委員協議会、障がい者総合相談窓口、ハローワーク、福島県ひきこもり相談支援センター、会津地域若者サポートステーション、ユースプレイスin会津、会津若松警察署、福島県教育庁会津教育事務所、会津若松市

(2) ユースプレイス自立支援事業

ひきこもりやニートなど、社会生活を円滑に営む上で困難を有する若者に対して「居場所」（「ユースプレイス」）を提供し、各種プログラムへの参加により社会性を身につけ、就労の意欲を高めることで、社会的な自立を目指すことを目的としています。

■対象者

ひきこもり、ニートなど、社会生活を送る上で困難を有する市民で、概ね15歳～49歳の方

■実施内容

- ・開設日…毎週火・木・金曜日の10時30分～12時、13時～15時30分
 - ・居場所としてのスペースを開放するとともに、支援サポーター2名を配置し、参加者の能力向上に資するプログラムを企画、実施します。
- ※スポーツ活動、創作活動、ボランティアへの参加 など

【その他の福祉】

1 災害弔慰金、災害援護資金の貸付制度

暴風、豪雨等の自然災害により死亡した市民の遺族に対して災害弔慰金、精神又は身体に著しい障がいを受けた市民に対して災害障がい見舞金を支給し、また、被害を受けた世帯の世帯主に対して災害援護資金の貸付けを行います。

2 戦傷病者、戦没者遺族等の援助

旧軍人、軍属等の公務傷病による障がい者に対する補装具給付等の相談や戦没者の遺族の方に対する弔慰金等の給付に関する進達・相談業務を行っています。

(1) 相談事業

戦没者の遺族の方の各種年金、又給付金の受給、あるいは戦傷病者の援助などについて相談を受け、必要な指導、助言を行っています。

(2) 戦没者の遺族、旧軍人軍属等の遺族に対する援護

国家補償の精神に基づいて、旧軍人、旧軍属等の遺族の方に対し、年金・給与金・弔慰金・公務扶助料等の支給に関する進達・相談を行っています。

(3) 戦傷病者に対する援護

傷病恩給、障害年金及び戦傷病者等の妻に対する特別給付金のほか、現在療養している方に対して療養手当の支給に関する進達・相談を行っています。

(4) 戦没者追悼式

例年、本市では国・県とは別に、戦没者の遺族の方の参列を得て、戦争犠牲者を追悼し、その冥福を祈るとともに平和を祈念して追悼式を開催しています。

○英霊柱数 3,100 余柱

3 日本赤十字社

日本赤十字社は、人道的任務を達成することを目的とし、日本赤十字社法に基づいて設置された団体です。

本市の赤十字活動は、社費の募集、社員の拡大、災害救護、各種講習会、献血運動、青少年の健全育成のほか、奉仕団、青少年赤十字の支援などを行っています。

■社費募集状況の推移 (千円)

区 分 年 度	目 標 額	実 績 額
令和 2	16,073	16,033
令和 3	16,073	15,954
令和 4	16,073	11,912
令和 5	16,073	11,576
令和 6	14,980	13,060

(1) 災害救護

災害時（火災を含む）に備えて、毛布、日用品セットを備蓄し、また、その他救護活動に必要な資材（テント、鍋、釜等）を整備し、有事に備えています。

○令和 6 年度災害救護件数 … 4 件

(2) 救命救急法講習会

けが人、急病人が発生したとき適切な応急手当が速やかにできる知識と技術を習得するため、講習会を開催しています。

4 献血推進運動

輸血用血液を献血により確保するため、採血車により各事業所等における献血の実施や、会津赤十字血液センターとの連携により、街頭献血の実施や献血思想の普及活動を行っています。

■献血状況の推移（各年3月末日現在）（人、％）

区 分 年 度	目 標	実 績	達 成 率
令和2	2,617	3,329	127.2
令和3	2,517	3,155	125.3
令和4	2,619	3,014	115.0
令和5	2,534	3,071	121.1
令和6	2,604	2,857	109.7

5 孤立死等防止対策

高齢者等が周囲に気づかれずに亡くなる孤立死を未然に防止するため、平成24年10月から電気、ガス、水道等のライフラインに関わる事業者・新聞販売店及び会津若松警察署と協定を締結し、要支援者の早期発見に向けたネットワークを構築しています。

○協定締結事業所数（令和7年4月1日現在）…24事業所

6 会津若松地区保護司会

地域社会の中でボランティアとして、犯罪を犯した人や非行に走った人たちの立ち直りの援助や、地域住民からの犯罪や非行の予防に関する相談に応じ、必要な助言・指導を行うなど、更生保護行政の重要な役割を担っています。

○保護司数 49名（令和7年4月1日現在）

7 再犯防止対策（会津若松市再犯防止推進計画）

再犯防止推進計画は、国や県、関係団体等と連携して、犯罪をした者等が社会から取り残されることなく、円滑に社会復帰し地域社会の一員として活躍できる「地域共生社会の実現」と再犯を防止し、安心して暮らせる地域社会の実現を目的に再犯防止の取組を行います。

○計画期間

令和6年度～令和7年度（2年間）

○計画の体系

基本理念 誰もが安心して暮らせるよう地域で支え合うあいづわかまつ

基本目標1 安定した生活の確保

基本目標2 保健医療・福祉サービスの利用促進

基本目標3 関係機関との連携

基本目標4 広報・啓発活動の充実

8 社会福祉法人の指導監査

社会福祉法の一部改正により県から市へ移譲された事務で、主たる事務所及びその行う事業が市の区域内にある法人にあっては、市が所轄庁として、各種認可・届出事務及び法人運営全般に関する助言・改善指導を行います。

○対象法人数 14法人（令和7年4月1日現在）

○令和6年度実施 4法人

【母子保健事業】

1 母子健康手帳交付及び妊婦保健指導

区分 年度	母子健康手帳交付数 (うち支所・市民センター)	妊産婦健康相談 実施者数
令和2	756(111)	645
令和3	705(122)	668
令和4	648(74)	628
令和5	572(10)	572
令和6	559(0)	558

2 妊産婦健康診査

■受診状況

令和6 年度	受診 者数	浮 腫		尿蛋白		尿糖		尿ケトン体		血 圧	
		異常 なし	所見 あり	異常 なし	所見 あり	異常 なし	所見 あり	異常 なし	所見 あり	異常 なし	所見 あり
前期	550	549	1	489	61	540	10	515	35	546	4
後期	552	542	10	492	60	530	22	538	14	550	2
		血色素		超音波検査		梅毒反応検査		H B s 抗原		H C V 抗体	
		異常 なし	所見 あり	異常 なし	所見 あり	異常 なし	所見 あり	異常 なし	所見 あり	異常 なし	所見 あり
前期		524	26	550	0	550	0	550	0	548	2
後期		292	260	550	2	-	-	-	-	-	-
	風しん抗体価	不規則抗体価		子宮頸がん検診				H T L V - 1		クラミジア	
	異常 なし	所見 あり	異常 なし	所見 あり	異常 なし	所見 あり	希望 しない	異常 なし	所見 あり	異常 なし	所見 あり
前期	300	250	544	6	542	7	1	-	-	-	-
後期	-	-	-	-	-	-	-	549	3	534	18

■受診件数 述べ 7548 件

3 妊婦にやさしい遠方出産支援事業

出産前からの里帰りや医学的な理由により、遠方の分娩取扱施設で出産する必要がある妊婦に対して、出産に伴う分娩取扱施設までの交通費及び宿泊費（妊婦と同行者が出産時の入院前までの待機のための分娩取扱施設近隣の宿泊施設の宿泊費）の一部について助成します。

■助成件数

年度	遠方での出産に伴う交通費	遠方での出産に伴う出産準備のための宿泊費
令和6	6	0

4 不妊治療費等助成金

保険適用外の生殖補助医療（体外受精及び顕微授精）及び妊孕性温存療法等に要する費用の一部を県助成（不妊症検査を除く）に上乗せして助成します。

■助成件数

年度	生殖補助医療	妊孕性温存療法等
令和6	10	0

5 乳幼児健康診査

乳幼児の発達段階に応じて各種健康診査を実施することにより、基本的な生活習慣確立のための知識や子育てに関する情報を提供するとともに、異常を早期に発見し適切な指導を行うことで、子どもの健康の保持及び増進を図ります。

(1) 新生児聴覚検査

内 容：聴覚スクリーニング検査（自動ABRまたは、OAE）

スタッフ：医療機関に委託

■実績（平成29年度より実施） (人)

区分 年度	対象数	初回検査					精密検査		
		実施数	実施率 (%)	検査結果			対象数	受診数	結果
				パス	要再検	率(%)			
令和2	771	748	97.0	737	11	1.5	3	1	両側性難聴
令和3	695	670	96.4	658	12	1.8	4	1	片側性難聴
令和4	670	648	96.7	626	22	3.4	1	1	片側性難聴
令和5	579	553	95.5	534	19	3.6	1	1	両側性難聴
令和6	552	530	96.0	512	18	3.4	2	1	片側性難聴

(2) 先天性股関節脱臼等検診

内 容：整形外科医師診察、レントゲン撮影

スタッフ：医療機関に委託

■実績 (人)※重複あり

区分 年度	対象者	受診者	受診率 (%)	結 果				
				異常 なし	臼蓋形 成不全	亜脱臼	脱 臼	その他
令和2	774	735	95.0	712	16	2	1	5
令和3	730	675	92.5	658	12	0	2	3
令和4	675	641	95.0	622	12	0	1	6
令和5	603	585	97.0	573	9	1	0	3
令和6	546	515	94.3	504	10	0	0	1

(3) 4か月児健康診査

内 容：小児科医師診察、栄養のお話、育児・栄養相談、身体測定
 スタッフ：小児科医師、保健師、栄養士、看護師

■実績

(人) ※重複あり

区分 年度	実施 回数	対象者	受診者	受診率 (%)	結 果					
					異常 なし	助言 指導	経過 観察	精密 検査	要治療	治療中
令和2	30	774	756	97.7	285	341	92	8	5	137
令和3	30	730	716	98.1	251	356	68	5	2	140
令和4	30	675	664	98.4	197	354	80	8	1	138
令和5	30	603	589	97.7	139	371	65	8	8	114
令和6	30	546	545	99.8	74	398	64	13	7	124

■経過観察内訳

(人) ※重複あり

区分 年度	疾 病	発 育	発 達	栄 養	養育環境	育児不安	そ の 他
令和2	1	16	31	7	9	30	27
令和3	4	17	17	7	5	20	22
令和4	2	15	23	17	6	21	24
令和5	2	17	11	13	5	14	22
令和6	12	4	17	4	8	20	22

(4) 9～10か月児健康診査

内 容：小児科医師診察、身体計測等
 スタッフ：医療機関に委託

■実績

(人) ※重複あり

区分 年度	対象者	受診者	受診率 (%)	結 果				
				異常なし	経過観察	精密検査	要治療	治療中
令和2	799	769	96.2	629	108	1	8	26
令和3	757	721	95.2	574	88	2	18	29
令和4	686	645	94.0	526	76	1	20	22
令和5	635	626	98.6	518	75	3	10	20
令和6	555	517	93.2	422	67	2	8	18

■経過観察内訳

(人) ※重複あり

区分 年度	疾病	発育	発達	その他
令和2	1	33	77	0
令和3	11	19	58	0
令和4	2	15	61	0
令和5	2	22	51	0
令和6	2	14	51	0

(5) 1歳6か月児健康診査

内 容：小児科・歯科医師診察、育児・栄養・歯科相談、身体計測

スタッフ：小児科医師、歯科医師、保健師、栄養士、歯科衛生士、看護師

■実績

(人) ※重複あり

区分 年度	実施 回数	対象者	受診者	受診率 (%)	結 果					
					異常 なし	助言 指導	経過 観察	精密 検査	要治療	治療中
令和2	28	777	762	98.1	251	318	172	4	9	162
令和3	28	784	756	96.4	245	321	139	4	6	179
令和4	28	777	745	95.9	244	318	147	4	5	176
令和5	28	687	669	97.4	165	289	182	3	0	181
令和6	28	625	608	97.3	127	188	151	3	0	130

■経過観察内訳

(人) ※重複あり

区分 年度	発育	栄養	運動	言語 知的	情緒面	育児 不安	疾病	その他
令和2	14	11	11	109	74	7	9	5
令和3	6	10	3	104	51	7	5	7
令和4	9	16	4	97	54	10	7	8
令和5	21	36	2	104	61	14	3	10
令和6	24	25	9	99	52	3	0	5

■歯科健康診査

区分 年度	対象者	受診者	むし歯 総本数 (本)	一人平均 むし歯本数 (本)	むし歯人員(人)				むし歯 罹患率 (%)
					A型	B型	C型	計	
令和2	777	762	12	0.02	4	0	1	5	0.66
令和3	784	756	9	0.01	2	1	0	3	0.40
令和4	777	745	10	0.01	7	0	1	8	1.07
令和5	687	669	0	0	0	0	0	0	0
令和6	625	608	8	0.01	2	1	0	3	1.32

(6) 3歳6か月児健康診査

内 容：小児科・歯科医師診察、育児・栄養・歯科相談、身体計測、聴力検査（ささやき声、指こすり）、チンパノメトリー検査、視覚検査、尿検査

スタッフ：小児科医師、歯科医師、保健師、栄養士、歯科衛生士、看護師

■実績 (人) ※重複あり

区分 年度	実施 回数	対象者	受診者	受診率 (%)	結 果					
					異常 なし	助言 指導	経過 観察	精密 検査	要治療	治療中
令和2	28	859	825	96.0	174	431	170	226	5	180
令和3	30	865	841	97.2	160	478	142	217	4	220
令和4	28	753	733	97.3	136	434	140	179	1	188
令和5	28	794	782	98.5	116	478	199	193	10	240
令和6	28	732	709	96.9	87	480	164	161	8	209

■経過観察内訳 (人) ※重複あり

区分 年度	発育	食事 栄養	言語 知的	情緒面	養育 環境	疾病	育児 不安	認知	その他
令和2	20	7	33	65	5	2	10	36	11
令和3	9	8	53	73	5	3	6	19	6
令和4	6	2	40	64	1	0	14	23	4
令和5	24	29	68	80	1	3	4	13	13
令和6	17	30	54	62	2	9	5	31	10

■歯科健康診査

区分 年度	対象者	受診者	むし歯 総本数 (本)	一人平均 むし歯本数 (本)	むし歯人員(人)				むし歯 罹患率 (%)
					A型	B型	C型	計	
令和2	859	825	434	0.53	107	34	2	143	17.3
令和3	865	841	381	0.45	89	26	6	121	14.4
令和4	753	733	237	0.32	50	17	2	69	9.4
令和5	795	782	295	0.38	81	20	2	103	13.2
令和6	732	709	204	0.29	47	18	1	66	9.3

6 産後ケア事業

出産後心身ともに不安定になりやすい一定の期間、家族などから十分な家事や育児等の協力が得られにくい産後の母子に対して、病院、診療所、助産所等において、助産師等による心身のケアや育児のサポート等を行い、安心して子どもを生み育てることができる支援体制を確保します。（平成29年4月より実施）

■実績

区分 年度	日帰りケア	宿泊ケア	
	利用者数（人）	利用者数（人）	利用延べ日数（日）
令和2	11	7	20
令和3	12	10	40
令和4	18	6	29
令和5	10	10	34
令和6	7	21	60

7 乳児家庭全戸訪問事業「こんにちは赤ちゃん訪問」

乳児がいるすべての家庭を訪問し、子育ての孤立化を防ぐために、その居宅において様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する必要な情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供に結びつけることにより、地域の中で子どもが健やかに育成できる環境整備を図ります。（平成22年10月より実施）

■実績

（人）

区分 年度	対象者数	訪問数						再掲） 要支援者数
		子育て支援センター委託	個人委託	市保健師	助産師（未熟児訪問を兼ねる）	他市町村依頼	合計	
令和2	781	427	115	64	98	—	704	65
令和3	711	382	91	31	140	—	644	101
令和4	668	385	75	26	144	—	630	76
令和5	594	422	75	12	77	3	589	130
令和6	540	453	34	16	34	—	537	118

8 未熟児訪問事業

未熟児のいる家庭の保護者が、不安なく、子どもの健康の保持増進を図ることができるよう、養育上必要な情報の提供や支援を行います。

■実績

区分 年度	対象者数	訪問者数（人）			
		市保健師	市助産師	委託助産師	合計
令和2	109	22	55	18	95
令和3	89	4	67	3	74
令和4	80	5	53	8	66
令和5	88	3	74	0	77
令和6	66	5	55	0	60

※他市町村に訪問を依頼した件数は除く

9 未熟児養育医療の給付

出生時の体重が2,000g以下、または身体の発達が未熟のまま生まれ、入院による養育が必要とする子どもに対して、その治療に必要な医療費の一部を公費で負担します。

■実績 (件)

年度	申請件数	認定件数
令和2	42	42
令和3	26	26
令和4	19	19
令和5	28	28
令和6	12	12

10 離乳食教室

目的：子どもが健やかに成長できることを目的に、保護者が発達・発育に合わせた離乳食を実施し、関わる事が出来るよう情報の提供や支援を行います。

内容：栄養士による成長に応じた離乳食の進め方の講話、歯科衛生士による歯の手入れのポイントの講話、身体計測、個別相談

スタッフ：栄養士、歯科衛生士、看護師、保健師

※新型コロナウイルス感染症により、令和2年度5・6月離乳食教室中止、7月～離乳食個別相談会実施。中止した5・6月の対象者には、電話連絡にて相談対応した。

■離乳食教室実績

年度	区分	実施回数(回)	対象者(人)	参加者(人)	参加率(%)
令和2		2	78	49	62.8
令和3		24	738	489	66.3
令和4		24	657	429	65.3
令和5		24	680	445	65.4
令和6		12	550	363	66.0

■個別相談内訳 (人)

年度	区分	相談内容(重複あり)			
		育児	歯	栄養	その他
令和2		5	1	24	6
令和3		—	77	228	12
令和4		—	74	287	32
令和5		—	48	222	43
令和6		—	24	159	17

■電話連絡相談(令和2年5月～6月)

年度	対象者(人)	電話連絡(人)	実施率(%)
令和2	122	84	68.9

※令和2年4月まで「保育士による日中の関わり方の実演」を実施していたが、新型コロナウイルス感染症予防のため令和2年5月以降中止。

■離乳食教室個別相談会実績(令和2年7月～令和3年3月実施分)

年度	区分	実施回数(回)	対象者(人)	参加者(人)	参加率(%)
令和2		18	594	135	23.0

■個別相談内訳 (人)

年度	区分	相談内容(重複あり)		
		育児	歯	栄養
令和2		71	87	135

11 わんぱく相談（健診事後相談）

目 的：身近なところで医師の診察や栄養士、公認心理師、言語聴覚士、保健師等専門職による相談ができる場を提供することにより、発育、発達に遅れがある子どもにおいても、その子どもに応じた適切な医療、訓練、生活指導につながるよう支援し健やかなる成長を促します。なお、経過観察を要し支援を必要とする子どもに対しては、関係機関と連携を図りながら継続的な支援を行います。

内 容：小児科医師の診察、公認心理師による発達検査及び相談、言語相談、栄養相談、育児相談

スタッフ：小児科医師、公認心理師、言語聴覚士、栄養士、保健師、保育士、看護師

■わんぱく相談実績 (人)

区分 年度	回数	相談数		把握経路（実人数内訳）					相談内容（重複あり）							結果（重複あり）			
		実人数	延人数	乳幼児健診	5歳児発達相談	他機関等	保護者	前年度継続	体重増加不良	低身長・低体重	肥満	運動発達	精神発達	言語発達	その他	異常なし	経過観察	要精検	他機関紹介
令和2	12	111	116	72	12	2	7	18	3	37	6	8	30	35	10	51	75	24	0
令和3	12	109	112	57	16	0	19	17	6	19	5	10	42	40	6	38	80	37	0
令和4	12	113	120	60	18	0	19	16	3	11	2	4	71	45	11	34	85	50	1
令和5	12	108	117	56	22	1	18	11	2	8	4	3	65	58	8	36	81	49	0
令和6	12	119	129	61	25	0	23	10	2	11	1	4	72	60	13	27	102	64	0

■わんぱく心理相談実績 (人)

区分 年度	回数	相談数		把握経路（実人数内訳）					相談内容（重複あり）					結果（重複あり）				
		実人数	延人数	乳幼児健診	5歳児発達相談	他機関等	保護者	前年度継続	精神発達	言語・知的	情緒面	育児不安	その他	異常なし	経過観察	小児科医師診察へ	わんぱく相談	その他
令和2	22	57	62	28	16	1	6	6	18	10	38	7	1	9	15	36		2
令和3	24	72	74	24	29	1	15	3	13	12	55	11	0	11	18	41		0
令和4	22	62	63	32	15	0	13	2	15	9	45	15	0	3	9	51		0
令和5	24	69	72	36	15	1	16	1	24	13	49	12	0	6	13	53		0
令和6	24	67	69	34	17	0	16	0	19	17	49	13	1	10	9	50		0

12 5歳児発達相談事業

内 容：注意欠陥多動性障害（ADHD）や広汎性発達障害などの軽度発達障害等を早期に発見し、適切な支援・対応等につなげ、適正就学及び二次的不適応を予防する。5歳児の保護者に対して、発達質問票を送付し、回収した内容をもとに、保健師による相談支援やわんぱく相談につなげるとともに、関係機関と連携し支援を行う。

■実績

区分 年度	対象者数 (人)	回答者数 (人)	回収率 (%)	相談件数 (人)	経過観察及びわんぱく 相談参加件数 (人)
令和2	936	842	90.0	277	56
令和3	852	777	91.2	245	77
令和4	843	756	89.7	314	86
令和5	772	679	88.0	273	91
令和6	769	664	86.3	252	94

13 健康教育、相談、家庭訪問

目 的：子育てに関する相談に応じ、適切な情報の提供等を行い個に応じた支援を行います。
また、乳幼児からの規則的な生活習慣の獲得や育児スキルの向上のため健康教育を実施します。

■実績

区分 年度	妊婦	産婦※ ¹	新生児※ ²	未熟児	乳児※ ³	幼児	その他	電話相談
令和2	24	404	75	126	240	109	8	50
令和3	21	397	41	119	220	130	1	38
令和4	28	380	61	96	235	96	5	25
令和5	21	378	57	129	200	93	3	23
令和6	20	320	63	86	187	58	10	46

※¹ 平成28年度より保健師による乳児家庭全戸訪問実績を産婦訪問に計上。

※² 未熟児を除く。

※³ 新生児、未熟児を除く。

■健康教育

区分 年度	育児		その他		合計	
	回数	延べ人数	回数	延べ人数	回数	延べ人数
令和2	0	0	3	47	3	47
令和3	0	0	3	29	3	29
令和4	0	0	5	71	5	71
令和5	0	0	2	32	2	32
令和6	0	0	0	0	0	0

14 こども家庭センター

令和6年度、母子保健・児童福祉の両機能が一体的に相談支援を行うこども家庭センターを設置し、関係機関と連携をし、妊娠期から子育て期にわたり切れ目のない相談支援を行います。

【成人保健事業】

1 健康手帳

健康手帳は、特定健康診査・保健指導の記録、その他健康の保持のために必要な事項を記載し、自らの健康管理と適切な医療の確保に資することを目的としています。

原則として対象者による厚生労働省ホームページからのダウンロードによるものとしていますが、ダウンロードが難しい対象者で、交付を希望する者には、健康増進課窓口での交付を行っております。

○令和6年度交付数 34件

2 健康診査

健康診査は、がん、心臓病、脳卒中等生活習慣病の予防及び介護を要する状態等の予防の一環として、これらの疾患等の疑いのある者又は危険因子をもつ者をスクリーニングするとともに、診査の結果、必要な者に対して、栄養や運動等に関する保健指導や健康管理に関する正しい知識の普及を行うこと、医療機関への受診を勧奨することによって、壮年期からの健康についての認識と自覚の高揚を図ることを目的としています。

(1) 健康診査

健診対象者：40歳以上の医療保険未加入者

健診内容：問診・身体計測・腹囲・血圧測定・検尿・血液検査（総コレステロール・LDLコレステロール・中性脂肪・HDLコレステロール・GOT・GPT・γ-GTP・血糖・ヘモグロビンA1c・クレアチン）

■年度別健診結果状況

区分 年度	対象者 (人)	受診者 (人)		受診率 (%)	結 果			
					異常なし	要指導	要医療	治療継続
令和2	1,553	集団	25	8.4	1	3	13	8
		施設	106		3	18	70	15
		合計	131		4	21	83	23
令和3	1,551	集団	26	8.7	0	4	15	7
		施設	109		4	23	54	28
		合計	135		4	27	69	35
令和4	1,491	集団	23	11.7	0	7	11	5
		施設	104		4	12	68	20
		合計	127		4	19	79	25
令和5	1,484	集団	24	11.5	0	5	11	8
		施設	104		4	14	65	21
		合計	128		4	19	76	29
令和6年	1,568	集団	26	10.7	0	3	18	5
		施設	120		4	23	74	17
		合計	146		4	26	94	22

※令和4年度から県独自の対象者数が県から送付

推定検診対象者数＝人口（当該年度10/1人口）－（就業者数－農林水産業従事者数）

(2) 胃がん検診

検診対象者：40 歳以上(胃透視検査)、50 歳以上（内視鏡検査）

検診内容：問診・胃透視検査または内視鏡検査

検診委託機関：会津若松医師会・福島県保健衛生協会

■年度別検診結果状況

区分 年度	対象者 (人)	受診者 (人)			受診率 (%)	結 果						
						異常 なし	要注意	要精検	再検	その他	再掲) がん及 びがんの疑い	
令和 2	40,898	集団	透視	1,045	16.1	603	395	47	0	0	2	
		施設	透視	308		282	0	26	0	0	0	
			内視鏡	3,185		別 掲						
		合計				4,538						
令和 3	40,898	集団	透視	1,023	15.0	506	459	58	0	0	2	
		施設	透視	150		138	0	12	0	0	0	
			内視鏡	3,424		別 掲						
		合計				4,597						
令和 4	37,712.4	集団	透視	1,043	16.3	541	457	45	0	0	1	
		施設	透視	147		133	0	14	0	0	0	
			内視鏡	3,285		別 掲						
		合計				4,475						
令和 5	37,557.8	集団	透視	991	16.4	571	399	21	0	0	0	
		施設	透視	145		137	0	8	0	0	0	
			内視鏡	3,356		別 掲						
		合計				4,492						
令和 6	37,486.6	集団	透視	842	16.5	440	384	18	0	0	0	
		施設	透視	152		146	0	6	0	0	1	
			内視鏡	3,531		別 掲						
		合計				4,525						

※平成 30 年度より 2 年に 1 回の検診となり、受診率については 2 年間の受診者数で計上

■内視鏡検査結果

区分 年度	受診者	次回検診	経過観察	再検 (精検)	要治療	再掲) がん 及びがんの疑い
令和 2	3,185	686	2,362	24	113	6
令和 3	3,424	788	2,466	29	141	14
令和 4	3,285	664	2,484	28	109	19
令和 5	3,356	704	2,497	47	108	10
令和 6	3,531	794	2,596	38	103	17

※平成 29 年度より判定基準変更

(3) 肺がん検診

〔肺野部〕 検診対象者：40 歳以上

検診内容：胸部 X 線間接撮影

〔肺門部〕 検診対象者：50 歳以上で喫煙指数 600 以上の人

検診内容：喀痰検査

検診委託機関：福島県保健衛生協会

■年度別検診結果状況

〔肺野部〕

区分 年度	対象者 (人)	受診者 (人)		受診率 (%)	結 果				
					異常 なし	有所見	要再検	要精検	再掲) がん 及びがん疑い
令和 2	40,898	集団	3,114	19.0	2,442	535	0	137	2
		施設	4,643		4,368	0	0	275	3
		合計	7,757		6,810	535	0	412	5
令和 3	40,898	集団	3,144	19.9	2,547	441	0	156	2
		施設	4,981		4,467	0	0	514	3
		合計	8,125		7,014	441	0	670	5
令和 4	37,712.4	集団	3,154	21.6	2,682	369	0	103	6
		施設	4,975		4,499	0	0	476	20
		合計	8,129		7,181	369	0	579	26
令和 5	37,557.8	集団	3,124	21.7	2,612	377	0	135	2
		施設	5,028		4,714	0	0	314	1
		合計	8,152		3,721	377	0	454	3
令和 6	37,486.6	集団	2,905	21.7	2,409	382	0	114	3
		施設	5,216		4,930	0	0	285	4
		合計	8,121		7,339	382	0	399	7

〔肺門部〕

区分 年度	受診者数 (人)		結 果			
			異常なし	再検査	要精検	再掲) がん 及びがん疑い
令和 2	施設	82	77	5	0	0
	集団	132	127	5	0	0
	合計	214	204	10	0	0
令和 3	施設	93	82	10	1	0
	集団	138	137	1	0	0
	合計	231	219	11	1	0
令和 4	施設	103	93	10	0	0
	集団	111	106	4	1	1
	合計	214	199	14	1	1

令和 5	施設	87	79	3	0	0
	集団	104	100	2	0	0
	合計	191	179	5	0	0
令和 6	施設	91	90	0	0	0
	集団	101	99	2	0	0
	合計	192	189	2	0	0

R5 喀痰不適 施設 5 集団 2 計 7

R6 喀痰不適 施設 1 集団 0 計 1

(4) 子宮がん検診

検診対象者：20 歳以上の偶数年齢及び、前年度未受診の女性

検診内容：問診、内診、細胞診

検診委託機関：会津若松医師会、福島県保健衛生協会

■年度別検診結果状況

区分 年度	対象者 (人)	受診者 (人)	※受診率 (%)	結 果			
				異常なし	要精検	要再検	再掲) がん及び がんの疑い
令和 2	29,036	3,459	24.2	3,417	42	0	0
令和 3	29,036	3,462	23.4	3,429	33	0	1
令和 4	25,977.6	3,321	25.7	3,304	17	(4)	1
令和 5	25,756.2	3,333	25.3	3,294	39	0	0
令和 6	25,575.5	3,520	26.2	3,489	31	0	0

※受診率については、2 年に 1 回の検診のため、2 年間の受診者数で計上。

(5) 乳がん検診

検診対象者：40 歳以上の偶数年齢及び、前年度未受診の女性

検診内容：マンモグラフィ（視触診検査または超音波検査（40 歳～59 歳のみ）は希望者にのみ実施）

検査委託機関：会津若松医師会

■年度別検診結果状況

区分 年度	対象者 (人)	受診者 (人)	※受診率 (%)	結 果		再掲) 視触診 検査受診者 (人)	再掲) 超音 波検査受診 者 (人)	再掲) がん 及びがんの 疑い (人)
				異常なし	要精検			
令和 2	25,446	2,394	19.7	2,318	76	768	410	3
令和 3	25,446	2,272	18.1	2,193	79	749	753	5
令和 4	23,174.8	2,263	19.3	2,206	57	212	1,114	8
令和 5	23,048.4	2,297	19.4	2,227	70	未実施	1,196	11
令和 6	22,937.8	2,454	20.3	2,397	57	未実施	1,330	19

※受診率については、2 年に 1 回の検診のため、2 年間の受診者数で計上。

(6) 大腸がん検診

検診対象者：40 歳以上

検診内容：免疫検査法（2 日法）

検査委託機関：会津若松医師会、福島県保健衛生協会

■年度別検診結果状況

区分 年度	対象者 (人)	受診者 (人)		受診率 (%)	結 果		
					異常なし	要精検	再掲) がん及び がんの疑い
令和 2	40,898	集団	2,087	18.8	1,957	130	0
		施設	5,617		5,217	400	10
		合計	7,704		7,174	530	10
令和 3	40,898	集団	2,045	18.5	1,921	124	3
		施設	5,503		5,184	319	14
		合計	7,548		7,105	443	17
令和 4	37,712.4	集団	2,065	20.0	1,951	114	4
		施設	5,475		5,163	312	16
		合計	7,540		7,114	426	20
令和 5	37,557.8	集団	2,028	19.8	1,922	106	1
		施設	5,420		5,105	315	13
		合計	7,448		7,027	421	14
令和 6	37,486.6	集団	1,944	20.0	1,838	106	3
		施設	5,537		5,187	350	12
		合計	7,481		7,025	456	15

*がん検診対象者数の計上方法について、20 年度実績より厚生労働省がん検診事業の評価に関する委員会報告書「今後の我が国におけるがん検診事業評価の在り方について（平成 20 年 3 月発行）」に基づいた計上方法に統一。（下記参照）

対象者数＝市町村人口－（就業者数－農林水産業従事者数）

※各係数は直近の国勢調査において報告された人数を用いる。

(7) 前立腺がん検診

検診対象者：50 歳以上の偶数年齢の男性

検診内容：PSA 検査

検査委託機関：会津若松医師会、福島県保健衛生協会

■受診状況

区分 年度	対象者 (人)	受診者 (人)	受診率 (%)	異常 なし	経過 観察	要精検	再掲) がん及び がんの疑い
令和 2	10,468	878	8.4	450	376	52	4
令和 3	10,446	967	9.3	478	423	66	18
令和 4	10,431	1,008	9.7	462	458	88	21
令和 5	10,129	871	8.6	486	337	48	12
令和 6	10,092	931	9.2	459	413	59	6

(8) 肝炎ウイルス検診

検診対象者:40歳以上で過去に肝炎ウイルス検査受けたことがない者のうち受診を希望する人

検診内容 :HBs 抗原検査・HCV 抗体検査

HCV 抗体検査が中力価、低力価の場合 HCV 抗原検査を実施する。

さらに、HCV 抗原検査が陰性の場合 HCV-RNA 検査を実施

検査委託機関:会津若松医師会、福島県保健衛生協会

■B型肝炎ウイルス検査

区分 年度	対象者 (人)	受診者 (人)		受診率 (%)	陰性	陽性
令和2	1,402	集団	60	24.7	345	1
		施設	286			
		合計	346			
令和3	1,379	集団	120	28.2	385	4
		施設	269			
		合計	389			
令和4	1,331	集団	80	22.1	294	0
		施設	214			
		合計	294			
令和5	1,369	集団	115	21.8	298	1
		施設	184			
		合計	299			
令和6	1,310	集団	98	23.0	300	1
		施設	203			
		合計	301			

■C型肝炎ウイルス検査

区分 年度	対象者 (人)	受診者 (人)		受診率 (%)	陰性	陽性
令和2	1,397	集団	60	24.3	339	0
		施設	279			
		合計	339			
令和3	1,378	集団	120	28.2	388	1
		施設	269			
		合計	389			
令和4	1,331	集団	80	22.0	293	0
		施設	213			
		合計	293			
令和5	1,369	集団	115	22.0	301	0
		施設	186			
		合計	301			
令和6	1,310	集団	98	22.7	298	0
		施設	200			
		合計	298			

(9) 骨粗しょう症検診

検診対象者：60歳・65歳の女性

検診内容：QUS法一踵骨超音波測定法

検査委託機関：福島県保健衛生協会

■骨粗しょう症検診実績

区分 年度	対象者 (人)	受診者 (人)	受診率 (%)	異常なし	要指導	要精検
令和2	1,760	493	28.0	181	310	2
令和3	1,721	535	31.1	171	267	97
令和4	1,628	637	39.1	237	300	100
令和5	1,633	559	34.2	172	271	116
令和6	1,585	529	33.4	189	256	84

※令和3年度より、委託先である福島県保健衛生協会の骨粗鬆症検診判定基準の変更に伴い、要精検者数が増加。

3 健康教育

目的：生活習慣病の予防及び介護を要する状態となることの予防、その他健康に関する事項について、正しい知識を図ることにより、「自らの健康は自らが守る」という認識と自覚を高め、成人期からの健康と保持・増進に資することを目的とする。

内容：集団を対象とした健康教育

スタッフ：医師、健康運動指導士、管理栄養士、栄養士、保健師等

■集団健康教育事業実績

(人)

事業内容		年度	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
栄養・運動健康教室	より良い生活習慣の獲得や効果的な減量に向け、正しい知識の習得や実技を体験する。		-	-	-	-	40
ゲートキーパー養成研修	身近な人の悩み、不調への気づきや対応方法等、自殺予防について学ぶ。		55	26	68	78	111
こころの健康づくり講座	自らの心身の健康のためのポイントを学ぶ。		-	-	-	-	33
その他の健康教育	疾病予防から健康づくりまで、要望に応じた内容で実施。		104	148	151	335	622
合 計			159	174	219	413	806

※令和2・3・4年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、一部中止した。

※令和6年度より、「栄養・運動健康教室」や「こころの健康づくり講座」を開始した。

4 健康相談

目 的：心身の健康に関する相談に応じ、個に必要な指導及び助言を行うことにより、自己の健康管理に努めることができるよう援助する。

内 容：会場を設定して実施する相談会と、電話や来所などの個人相談

スタッフ：健康運動指導士、管理栄養士、保健師等

■相談事業実績

(人)

事業名 \ 年度	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5	令和 6
栄養個別相談会	28	31	30	29	20
運動個別相談会	32	33	34	42	29
骨粗しょう症検診（個別相談）	13	16	11	13	11
電話・来所による個別相談	92	106	93	89	103
合 計	165	186	168	173	163

5 訪問指導

健康上の問題を持つ本人や家族に対して、その家族の特異性を十分に把握し、症状の悪化防止と日常生活への支援をする。

■ 家庭訪問内訳（延件数）訪問件数

(件)

年度 \ 区分	訪問件数	重症化予防	特定保健指導対象者	後期高齢者保健指導	その他
令和 2	1,099	158	901	－	40
令和 3	874	125	705	－	44
令和 4	829	90	682	31	26
令和 5	867	125	606	121	15
令和 6	734	67	479	177	11

6 地区組織の育成

(1) 会津若松市保健委員会の支援

会津若松保健委員会は、16 地区保健委員会をもって組織されており、公衆衛生の向上と地域住民の健康の保持増進を図ることを目的に自主的な活動を行っています。

この会の活動が活発に継続するよう、また、各地区保健委員会間で情報交換や連携を図るため、役員会、研修会の開催及び地域における活動の支援を行っています。

■令和 6 年度活動状況

会津若松市保健委員会 研修会 2 回

ウォーキング大会 13 回（団体主催 1 回、地区団体 12 回）

地区保健委員会運動・健康教室 8 回

地区ウォーキング推進員による活動 35 回（城北地区）

(2) 食生活改善推進員研修の実施

市民の食生活改善を推進し、健康の保持増進を図るため、食生活改善推進員の養成及び育成支援を実施しています。

食生活改善推進員とともに、地域における食生活を中心とした健康上の問題点やニーズに対応した食を通した健康づくり活動を展開していきます。

■食生活改善推進員養成及び育成研修の実施

〈目標1〉自分のからだや食習慣の特徴を知り、健康行動を実践することにより、その効果が実感できるようにする。

〈目標2〉研修会で得た知識を周囲の人に伝えていく方法を学び、地域健康課題解決のためのヘルスメイト活動を、行政とともに進めるための知識や手法を学ぶ機会となる。

参加者数 \ 年度	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
養成研修（実人数）※	5	4	2	3	6
育成研修 （延人数）	6回 76	6回 56	6回 49	6回 57	6回 52
活動支援（会議含む） （延人数）	14回 100	11回 180	21回 265	18回 261	31回 313

※平成29年度～令和元年度は、養成研修受講者に対し、入会及び育成研修受講を可能とした。

(3) 食生活改善推進協議会の支援

食を通した健康づくりを進めるためのボランティア活動に賛同した市民が、任意で会津若松市食生活改善推進協議会に入会し、無償での食生活改善活動を行っています。

スローガン 「私達の健康は、私達の手で ～のぼそう健康寿命 つなごう郷土の食～」

■活動実績 (回、人)

区分 \ 年度	推進員数		子どもの健康食生活		若者・働き世代の健康・食生活		高齢者の健康食生活		その他		総数		自己学習 回数
			回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	
令和2	92	集会	3	115	2	216	45	541	3	3	53	875	891
		対話訪問	13	55	32	157	205	957	14	20	264	1,189	
令和3	88	集会	3	117	7	232	49	632	0	0	59	981	953
		対話訪問	35	40	27	47	280	1,242	2	2	344	1,331	
令和4	84	集会	16	250	2	52	72	708	0	0	90	1,010	1,013
		対話訪問	22	169	51	330	178	688	0	0	251	1,187	

令和 5	79	集会	23	149	101	1,460	21	89	0	0	145	1698	1,436
		対話訪問	40	171	50	1,614	238	634	0	0	328	2419	
令和 6	78	集会	39	255	25	356	56	252	0	0	120	863	1,413
		対話訪問	9	23	104	939	344	1355	0	0	447	2317	

※平成29年度より市食生活改善推進連絡協議会（市食生活改善推進委員会・河東ラズベリーの会）から、会津若松市食生活改善推進協議会へ体制変更

<活動内容>

会議：総会・幹事会・役員会

地域活動事業：

ア 普及活動事業

イ 参加協力事業 食育ネットワーク事業 他

ウ 委託事業 日本食生活協会事業「全世代に広げよう健康寿命延伸プロジェクト第3弾若者世代講座」
福島県食生活改善推進協議会事業 食生活改善推進員が牽引するヘルスサポーター養成事業「若者世代講座」

エ 広報活動 市政だより「作って簡単食べて健康」料理掲載コーナー担当
機関誌「めばえ」発行

オ その他 市食育ネットワーク会員、市健康づくり推進協議会委員、市地産地消推進協議会委員 他

7 食育の推進・栄養指導

(1) 食育の推進

ア 第2次食育推進計画（令和3年度～令和7年度）の推進を図ります。

〈基本理念〉食で育む「こころ」も「からだ」もたくましく生きるあいづっこ

〈基本目標〉1 健康長寿につながる食育の推進

2 「『食べるための力』を身につける食育の推進」

3 「3つの『わ』（環・輪・和）による食育の推進」

イ 食育推進事業

幅広い世代・対象において「行動パターン」や「具体的な食べ方」、「栄養素摂取状況」などに応じた栄養指導を進め、地域特性を把握することで、効果的な食育推進を図ります。

ウ 減塩対策事業

地域の健康課題により、より一層の減塩を進める必要があるため、各家庭における塩分測定器の回覧や出前講座を実施します。

エ 会津若松市食育ネットワーク・シンポジウムの実施

区分 年度	テーマ・内容ほか	参加 者数
令和2	ミニ・シンポジウム「会津若松市の食育の今～新たな1歩に向けて」 情報提供 ・「彩りがある食事にはどんな効果があるのか」 ・「朝食における粒食と粉食」 ・「好き嫌いを失くすにはどうすれば良いか」 ・「令和の観光果樹園のカタチとは？～動物に新たな活躍の場を～」 ・「フードロス削減～小売業の取組から無駄な消費を0(ゼロ)に～」	20
令和3	シンポジウム「コロナ禍における食育のあゆみ」 情報提供 ・『わたしは なに型？』 自分の食べ方のクセ」 ・「こどもの食生活等の状況と食育の必要性について」	57
令和4	シンポジウム「食育とSDG s」 情報提供 ・会津若松市の肥満を減らすには」	56
令和5	シンポジウム「食育の『わ』を広げよう」 情報提供 ・AI は会津のひとの健康増進法を知っているか？	40
令和6	シンポジウム「会津の発酵食品の魅力」 情報提供「データから見る会津若松市民の食生活」	54

※平成29年度より、市の現状をその都度報告し、研修会からシリーズ化した内容を実施

オ 会津若松市食育ネットワーク事業

食育を進める個人・家庭・地域・団体・事業者等が、市民が主体的に食育に取り組んでいくことができるよう、ネットワーク化を進め、協力・連携して活動をしています。

区分 \ 年度	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
参加団体数	24	29	29	29	29

カ 食環境整備事業

外食・中食に関する民間事業者（飲食店・旅館業・弁当仕出業者など）に対し、健康と食に関する研修会やその広報等を実施しています。

区分 \ 年度	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
取組広報店舗数	15	4	7	11	13

※令和2年度は新型コロナウイルス感染対策の実施が確認された事業者及びそれに準じる販売店を掲載

(2) 栄養指導

栄養指導に関することを、各ライフステージにおいて、健康なからだづくり、生活習慣病

予防、介護予防等において大切な項目として実施しています。

■食育及び栄養指導実績

(回、人)

区分			年度	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5	令和 6
母子保 健関係	集団指導** (健診、教室等)	回数	2	24	110	110	98	
		実人数	49	467	1,094	1,704	1,516	
	個別指導** (一部、健診と教室での 個別指導実施)	回数	205	122	122	122	110	
		延人数	602	525	543	435	356	
	依頼による指導** (集団・個別)	回数	5	2	9	4	7	
		延人数	196	199	183	17	114	
	訪問・電話・来所相談*	回数	49	25	12	16	38	
		延人数	49	25	12	16	38	
成人保 健関係 ※一部、食 育推進事 業関係含 む	集団指導* ※	回数	8	9	6	9	12	
		実人数	119	110	72	97	395	
	個別指導* (個別栄養相談会)	回数	9	10	10	10	8	
		実人数	28	31	30	29	22	
	訪問・電話・来所相談** *	回数	40	25	20	35	24	
		延人数	40	25	20	35	24	
食生活改 善推進 員養成 及び育 成支援 事業	食生活改善推進員研修*	回数	6	11	11	11	11	
		延人数	76	120	59	70	75	
	地区組織 活動支援・会議***	回数	14	11	21	18	31	
		延人数	100	180	265	261	313	
食育推 進事業 関係	※【再掲】集団指導*	回数	8	3	6	8	11	
		延人数	119	45	72	90	360	
	会議検討会開催・参加*	回数	12	4	4	4	6	
	食育ネットワーク事業 (集団)*	回数	3	2	2	4	5	
		延人数	132	96	89	120	142	
	食育推進に係るアセス メント事業(個別)*	延人数	761	850	3	70	18	
合計		回数	353	245	327	343	350	
		延人数	2,152	2,628	2,370	2,854	3,013	

従事者の別：*市管理栄養士

**市管理栄養士・雇い上げ栄養士

***市管理栄養士・市職員ほか

【国民健康保険事業】

1 被保険者の状況

(1) 会津若松市全体に占める国民健康保険の加入状況の推移（各年度末時点）

年度	会 津 若 松 市（統 計）				国 民 健 康 保 険（年 報）				加入率	
	世帯数・前年比		人 口・前年比		世帯数・前年比		被保険者数・前年比		世 帯	被保険者
2	51,976	100.4	116,062	98.9	16,330	100.1	25,286	99.1	31.4	21.8
3	52,016	100.1	114,639	98.8	16,028	98.2	24,457	96.7	30.8	21.3
4	51,997	100.0	113,007	98.6	15,496	96.7	23,277	95.2	29.8	20.6
5	52,102	100.2	111,324	98.5	15,104	97.5	22,355	96.0	29.0	20.1
6	52,166	100.1	109,798	98.6	14,661	97.1	21,266	95.1	28.1	19.4

(2) 国民健康保険被保険者の推移（各年度末時点）

年度	被保険者数・前年比		一 般		退 職			
			一般・前年比		本 人	被扶養者	退職者合計・前年比	
2	25,286	99.1	25,286	99.1	0	0	0	0.0
3	24,457	96.7	24,457	96.7	0	0	0	0.0
4	23,277	95.2	23,277	95.2	0	0	0	0.0
5	22,355	96.0	22,355	96.0	0	0	0	0.0
6	21,266	95.1	21,266	95.1	0	0	0	0.0

(3) 国保高齢受給者証該当者数の推移（各年度末時点）

年度	国保高齢受給者証該当者数			
	一般・前年比		3割・前年比	
2	6,240	110.2	325	128.0
3	6,368	102.1	342	105.2
4	6,221	97.7	295	86.3
5	6,100	98.1	282	95.6
6	5,800	95.1	269	95.4

※平成20年4月より、75歳以上の方は後期高齢者医療制度へ移行

※平成20年4月より、退職者医療制度への加入対象年齢が65歳未満に変更

2 国民健康保険の賦課状況

(医療保険分)

			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
税率	応能割	所得割	7.2%	7.2%	7.2%	7.2%	7.2%
		資産割	—	—	—	—	—
	応益割	均等割	20,600円	20,600円	20,600円	20,600円	20,600円
		平等割	21,400円	21,400円	21,400円	21,400円	21,400円
軽減基準額	7割	均等割	14,420円	14,420円	14,420円	14,420円	14,420円
		平等割	14,980円	14,980円	14,980円	14,980円	14,980円
	5割	均等割	10,300円	10,300円	10,300円	10,300円	10,300円
		平等割	10,700円	10,700円	10,700円	10,700円	10,700円
	2割	均等割	4,120円	4,120円	4,120円	4,120円	4,120円
		平等割	4,280円	4,280円	4,280円	4,280円	4,280円
課税額の割合	応能割	所得割	49.96%	49.42%	48.96%	49.17%	49.88%
		資産割	—	—	—	—	—
		計	49.96%	49.42%	48.96%	49.17%	49.88%
	応益割	均等割	30.59%	30.76%	30.89%	30.59%	30.00%
		平等割	19.45%	19.82%	20.15%	20.24%	20.12%
		計	50.04%	50.58%	51.04%	50.83%	50.12%

(注) 課税額の割合は、限度額控除後。

(後期高齢者支援金分)

			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
税率	応能割	所得割	2.6%	2.6%	2.6%	2.6%	2.6%
		資産割	—	—	—	—	—
	応益割	均等割	7,200円	7,200円	7,200円	7,200円	7,200円
		平等割	6,800円	6,800円	6,800円	6,800円	6,800円
軽減基準額	7割	均等割	5,040円	5,040円	5,040円	5,040円	5,040円
		平等割	4,760円	4,760円	4,760円	4,760円	4,760円
	5割	均等割	3,600円	3,600円	3,600円	3,600円	3,600円
		平等割	3,400円	3,400円	3,400円	3,400円	3,400円
	2割	均等割	1,440円	1,440円	1,440円	1,440円	1,440円
		平等割	1,360円	1,360円	1,360円	1,360円	1,360円
課税額の割合	応能割	所得割	51.25%	50.74%	50.30%	50.78%	51.70%
		資産割	—	—	—	—	—
		計	51.25%	50.74%	50.30%	50.78%	51.70%
	応益割	均等割	30.89%	31.06%	31.20%	30.73%	30.00%
		平等割	17.86%	18.20%	18.50%	18.49%	18.30%
		計	48.75%	49.26%	49.70%	49.22%	48.30%

(注) 課税額の割合は、限度額控除後。

(介護保険分)

			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
税率	応能割	所得割	2.1%	2.1%	2.1%	2.1%	2.1%
		資産割	—	—	—	—	—
	応益割	均等割	8,200円	8,200円	8,200円	8,200円	8,200円
		平等割	6,000円	6,000円	6,000円	6,000円	6,000円
軽減基準額	7割	均等割	5,740円	5,740円	5,740円	5,740円	5,740円
		平等割	4,200円	4,200円	4,200円	4,200円	4,200円
	5割	均等割	4,100円	4,100円	4,100円	4,100円	4,100円
		平等割	3,000円	3,000円	3,000円	3,000円	3,000円
	2割	均等割	1,640円	1,640円	1,640円	1,640円	1,640円
		平等割	1,200円	1,200円	1,200円	1,200円	1,200円
課税額の割合	応能割	所得割	48.31%	47.74%	46.94%	47.10%	47.80%
		資産割	—	—	—	—	—
		計	48.31%	47.74%	46.94%	47.10%	47.80%
	応益割	均等割	31.86%	32.13%	32.46%	32.36%	31.88%
		平等割	19.83%	20.13%	20.60%	20.54%	20.32%
		計	51.69%	52.26%	53.06%	52.90%	52.20%

(注) 課税額の割合は、限度額控除後。

3 国民健康保険の財政状況

(歳 入)

(単位：円)

		令和3年度	比率%	令和4年度	比率%	令和5年度	比率%	令和6年度	比率%
国保税	一般被保険者分	2,063,246,303	17.9	1,958,620,234	17.2	1,917,942,608	17.0	1,876,289,089	17.4
	退職被保険者等分	880,044	0.0	721,527	0.0	630,047	0.0	-	0.0
	計	2,064,126,347	17.9	1,959,341,761	17.2	1,918,572,655	17.0	1,876,289,089	17.4
使用料及び手数料		1,635,661	0.0	1,571,639	0.0	1,630,128	0.0	1,635,635	0.0
国庫支出金	社会保障・税番号制度システム整備費補助金	487,000	0.0	0	0.0	0	0.0	10,230,000	0.1
	災害臨時特例補助金	7,770,000	0.1	434,000	0.0	393,000	0.0	539,000	0.0
	計	8,257,000	0.1	434,000	0.0	393,000	0.0	10,769,000	0.1
県支出金	保険給付費等交付金	7,837,819,753	67.9	7,775,893,988	68.1	7,651,800,142	67.7	7,279,547,505	67.4
	子どもの医療費助成事業市町村国保運営支援事業費補助金	3,747,330	0.0	3,714,787	0.1	4,511,359	0.1	4,015,825	0.1
	特定健康診査等補助金	201,000	0.0	203,000	0.0	170,000	0.0	214,000	0.0
	計	7,841,768,083	67.9	7,779,811,775	68.2	7,656,481,501	67.8	7,283,777,330	67.5
財産収入		5,883	0.0	8,836	0.0	16,019	0.0	602,116	0.0
繰入金	子ども医療繰入金	48,180,181	0.4	50,574,885	0.4	50,401,818	0.4	47,348,731	0.4
	保険基盤安定繰入金	622,909,436	5.4	628,616,706	5.5	603,291,294	5.3	577,221,911	5.4
	一般会計繰入金	624,969,000	5.4	623,770,830	5.5	641,008,000	5.7	736,420,000	6.8
	未就学児均等割保険料繰入金	-	-	3,881,170	-	3,727,996	0.0	3,234,881	0.0
	産前産後保険料繰入金	-	-	-	-	118,927	-	485,130	0.0
	国民健康保険事業運営安定化基金繰入金	0	0.0	8,408,836	0.1	0	0.0	0	0.0
	計	1,296,058,617	11.2	1,315,252,427	11.5	1,298,548,035	11.4	1,364,710,653	12.6
繰越金		301,313,153	2.6	323,338,282	2.8	396,184,389	3.5	218,992,091	2.0
諸収入	延滞金等	21,636,252	0.2	23,220,260	0.2	26,885,864	0.2	30,677,485	0.3
	雑入	9,676,948	0.1	8,857,410	0.1	11,819,188	0.1	14,761,811	0.1
	計	31,313,200	0.3	32,077,670	0.3	38,705,052	0.3	45,439,296	0.4
歳入合計		11,544,477,944	100.0	11,411,836,390	100.0	11,310,530,779	100.0	10,802,215,210	100.0

歳入・歳出差引残額	323,338,282	396,184,389	218,992,091	226,401,652
-----------	-------------	-------------	-------------	-------------

(歳 出)

(単位：円)

			令和3年度	比率%	令和4年度	比率%	令和5年度	比率%	令和6年度	比率%
総 務 費			332,918,957	3.0	348,263,508	3.2	348,474,720	3.1	422,901,680	4.0
保 險 費	一般被保険者	療養給付費	6,701,296,493	59.7	6,651,988,296	60.4	6,542,561,121	59.0	6,217,361,773	58.8
		療養費	22,944,751	0.2	20,887,405	0.2	20,264,778	0.2	24,793,682	0.2
		高額療養費 (合算含)	985,277,860	8.8	985,555,135	8.9	981,306,644	8.8	921,152,702	8.7
		移送費	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	計		7,709,519,104	68.7	7,658,430,836	69.5	7,544,132,543	68.0	7,163,308,157	67.7
	退職被保険者等	療養給付費	665	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
		療養費	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
		高額療養費 (合算含)	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
		移送費	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
		計	665	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	その他	審査支払手数料	27,097,152	0.2	26,657,181	0.2	26,079,565	0.2	25,204,650	0.2
		出産育児一時金	17,955,450	0.2	17,692,914	0.2	18,024,923	0.2	21,620,307	0.2
		葬祭費	8,200,000	0.1	8,700,000	0.1	9,750,000	0.1	8,650,000	0.1
		傷病手当金	119,716	0.0	1,011,743	0.0	241,257	0.0	11,559	0.0
		計	53,372,318	0.5	54,061,838	0.5	54,095,745	0.5	55,486,516	0.5
	小 計		7,762,892,087	69.2	7,712,492,674	70.0	7,598,228,288	68.5	7,218,794,673	68.2
国保事業費納付金	医療給付費分		1,955,574,524	17.4	1,880,565,612	17.1	1,768,026,008	15.9	1,729,935,986	16.4
	後期高齢者支援金等分		672,297,463	6.0	655,043,817	5.9	630,902,608	5.7	599,943,875	5.7
	介護納付金分		329,725,258	2.9	242,308,099	2.2	227,830,925	2.1	211,222,234	2.0
	小 計		2,957,597,245	26.3	2,777,917,528	25.2	2,626,759,541	23.7	2,541,102,095	24.1
保健事業費	保健事業費		14,242,864	0.1	12,768,294	0.1	12,372,268	0.1	13,292,385	0.1
	特定健康診査等事業費		105,249,626	1.0	105,831,722	1.0	100,344,067	0.9	94,876,069	0.9
	小 計		119,492,490	1.1	118,600,016	1.1	112,716,335	1.0	108,168,454	1.0
その他	基金積立金		781,883	0.0	8,836	0.0	375,164,019	3.4	259,560,116	2.5
	公債費		0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	諸支出金		47,457,000	0.4	58,369,439	0.5	30,195,785	0.3	25,286,540	0.2
	小 計		48,238,883	0.4	58,378,275	0.5	405,359,804	3.7	284,846,656	2.7
歳 出 合 計			11,221,139,662	100.0	11,015,652,001	100.0	11,091,538,688	100.0	10,575,813,558	100.0

4 保健事業

(1) 会津若松市国民健康保険特定健康診査・特定保健指導事業

- ①目的 国民医療費における生活習慣病の割合は3分の1を占めており、虚血性心疾患や脳血管疾患等の危険因子となっている。これらは生活習慣の改善により防げるものであることから、「特定健康診査」を実施して内臓脂肪症候群を発見し、メタボ該当者及び予備群該当者に対して、生活習慣病予防のための「特定保健指導」を実施する。
- ②対象 40～74歳の会津若松市国民健康保険の被保険者
- ③事業実施 平成20年度より実施
- ④実施状況 (法定報告数。ただし、確定数は翌年10月末になるため令和6年度は暫定数)

【特定健康診査】 (人、%)

年度	区分	対象者	受診者	実施率
令和2		18,565	8,428	45.4
令和3		18,050	8,197	45.4
令和4		16,996	8,124	47.8
令和5		16,304	7,788	47.8
令和6		19,040	8,417	44.2

【特定保健指導】

■積極的支援

(人、%)

年度	区分	対象者	初回面接実施者	実施率	実績評価終了者※
令和2		205	97	47.3	59
令和3		205	108	52.7	83
令和4		179	104	58.1	73
令和5		167	88	52.7	58
令和6		213	91	42.7	-

※実績評価終了者は前年度の特定保健指導実施者で3ヶ月後の評価を終了した者

■動機付け支援

(人、%)

年度	区分	対象者	初回面接実施者	実施率	実績評価終了者※
令和2		728	552	75.8	512
令和3		680	512	75.3	480
令和4		636	481	75.6	453
令和5		596	447	75.0	419
令和6		615	410	66.7	-

(2) 特定保健指導対象者以外の生活習慣病予備群への支援

平成22年度より、特定保健指導対象者以外で、血圧等の検査項目において医療機関を受診すべき方に、受診勧奨及び生活習慣等の改善等の保健指導を実施し、生活習慣病の発症予防や重症化予防に取り組んでいます。

(人、%)

項目 年度		血圧	糖 (HbA1c)	LDL コレステ ロール	CKD (慢性 腎臓病)	心電図 (詳細健診)
令和2	対象者	216	522	110	68	49
	実施者	156	369	75	46	37
	実施率	72.2	70.7	68.2	67.6	75.5
令和3	対象者	276	535	100	95	56
	実施者	212	426	74	75	41
	実施率	76.8	79.6	74.0	78.9	73.2
令和4	対象者	231	492	79	78	49
	実施者	132	273	36	42	35
	実施率	57.1	55.5	45.6	53.8	71.4
令和5	対象者	294	524	89	101	52
	実施者	212	313	57	74	37
	実施率	72.1	59.7	64.0	73.3	71.2
令和6	対象者	248	418	232	109	41
	実施者	169	276	137	52	30
	実施率	68.1	66.0	59.1	47.7	73.2

※年度により対象者（検査項目や検査値）の拡大・縮小あり

※特定保健指導対象者や他の検査項目の対象者との重複あり

【民間の社会福祉活動】

1 社会福祉法人 会津若松市社会福祉協議会

法人組織認可 昭和 27 年 5 月 31 日

会津若松市における社会福祉事業の能率的運営と組織的活動を促進し、地域福祉の増進を図ることを目的とする社会福祉法人です。

■事業

本協議会の事業は以下のとおり。

- (1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- (2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- (3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- (4) (1)から(3)のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業
- (5) 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡
- (6) 共同募金事業への協力
- (7) ボランティア活動の振興
- (8) 老人福祉センターの経営
- (9) ふれあい福祉センター総合生活相談支援事業
- (10) 低所得世帯に対する資金の貸付
- (11) 奉仕銀行の設置運営
- (12) 障害福祉サービス事業
- (13) 障害児通所支援事業の経営
- (14) 移動支援事業
- (15) 居宅介護等事業
- (16) 老人デイサービス事業の経営
- (17) 介護予防事業
- (18) 認知症対応型老人共同生活援助事業（グループホームみなづる）の経営
- (19) 福祉サービス利用援助事業
- (20) 放課後児童健全育成事業
- (21) 北会津保健センターの経営
- (22) 園芸ふれあいセンターの経営
- (23) 成年後見制度に関する事業
- (24) へき地保育所事業
- (25) 居宅介護支援事業
- (26) 地域包括支援センター事業
- (27) 介護予防支援事業

- (28) 要介護認定調査事業
 (29) 社会福祉事業施設団体職員の共済事業
 (30) その他この法人の目的達成のため必要な事業

(1) 組織機構

役 員…14 名／理事 12 名（うち会長 1 名・副会長 2 名・常務理事 1 名）、監事 2 名
 評議員…20 名

(2) 職員（令和 7 年 4 月 1 日現在）38 名

(人)

職 名	事務局次長	課 長	室 長	主 幹	係 長	園 長
人 員	1	3 (兼 1)	2	3	8 (兼 3)	2

職 名	副主幹	主任主査	主 査	副主査	主 事
人 員	2	1	1	3	16

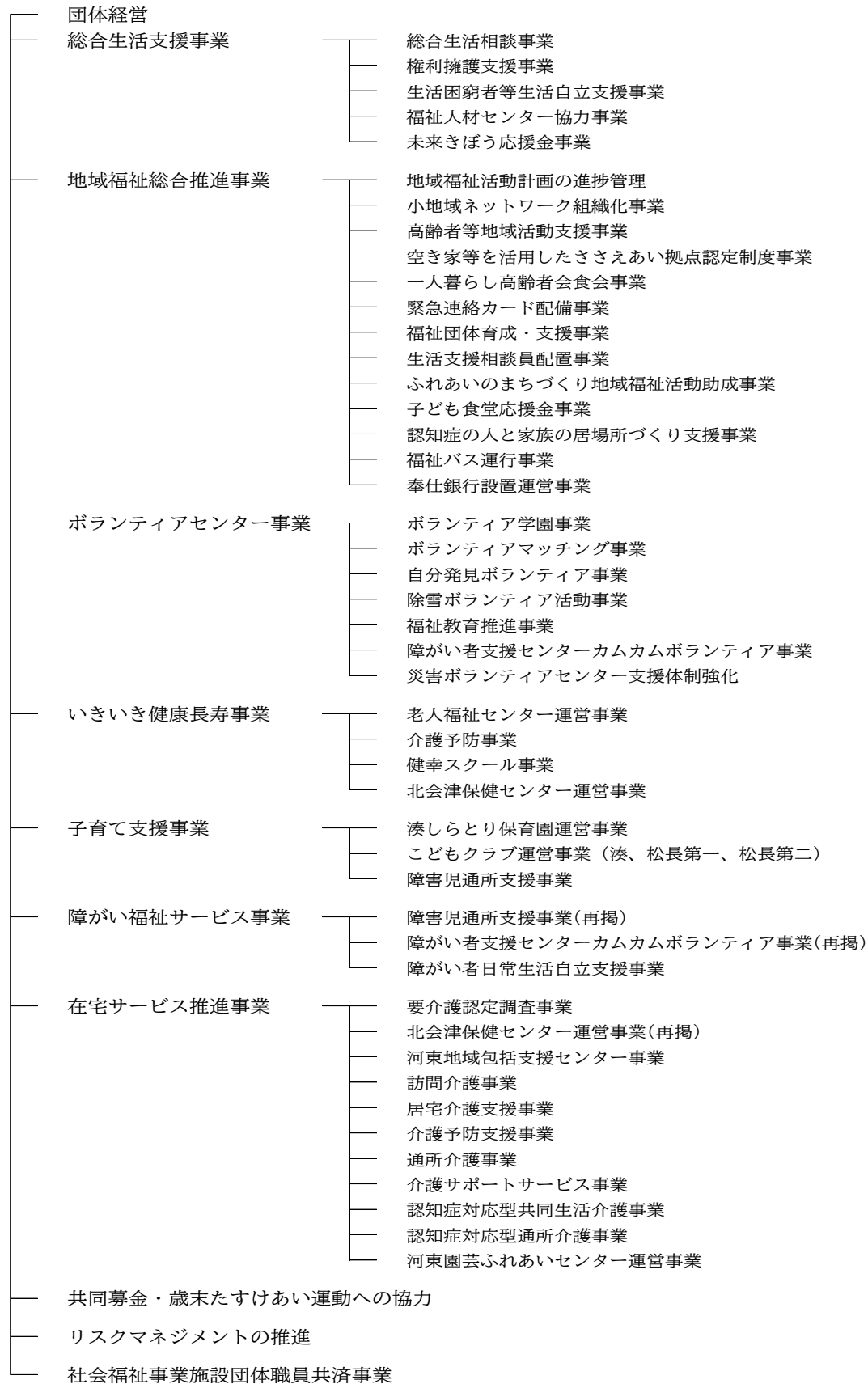
(3) 令和 7 年度予算

(千円)

一般会計					
収 入	会費収入	89,452	支 出	人件費支出	436,947
	寄附金収入	2,505		事業費支出	227,585
	補助金収入	69,857		事務費支出	12,575
	受託金収入	185,214		貸付事業等支出	24,000
	貸付事業等収入	21,669		助成金支出	15,013
	事業収入	14,643		負担金支出	12,067
	負担金収入	60		固定資産取得支出	1,050
	介護保険事業収入	266,580		基金積立資産支出	2
	障害福祉サービス等事業収入	30,915		積立資産支出	17
	受取利息配当金収入	657		事業区分間繰入金支出	0
	その他の収入	2,059		拠点区分間繰入金支出	0
	基金積立資産取崩収入	4,539		その他の活動による支出	7,329
	積立資産取崩収入	62,483		予備費	79,162
	事業区分間繰入金収入	0		合 計	815,747
	拠点区分間繰入金収入	0			
	前期末支払資金残高	65,114			
	合 計	815,747			

(4) 主な事業

■事業の体系



【社会福祉を支える市民】

健康と思いやりの心を育てる、社会福祉のまちづくりを推進するためには、行政の対応はもとより、市民一人ひとりの理解と参加が重要です。

そのためにも、行政の対応や施策の決定の過程において、市民の意向、意志が反映され、事業の実施にあたっては市民と行政が一体となって推進していく必要があります。

社会福祉を支えるため、国、県、市より委嘱されます。

■社会福祉関係各種委員、相談員、奉仕員等（令和7年4月1日現在）

職 名 称	職 務 の 内 容	人 員	摘 要
地 域 福 祉 計 画 等 推 進 会 議 委 員	地域福祉計画等の評価検証	31	市 長 委 嘱
民 生 委 員 ・ 児 童 委 員	社会福祉の精神で、住民の立場で社会福祉の事業に協力、援助	279	厚生労働大臣委嘱 県知事委嘱
民 生 委 員 推 薦 会 委 員	民生委員候補者の推薦	10	市 長 委 嘱
保 護 司	犯罪や非行をした人の立ち直りを支援	49	法 務 大 臣 委 嘱
戦 没 者 遺 族 相 談 員	遺族の年金、給付金の相談	1	厚生労働大臣委託
老人ホーム入所判定委員	老人ホームへの入所、継続措置の要否を判定	5	市 長 委 嘱
共 生 福 祉 相 談 員	友愛訪問、安否の確認、日常生活の相談を受け助言指導	48	市 長 委 嘱
障がい者等の介護給付費等の支給に関する審査会委員	障害者総合支援法における障害支援区分の審査判定及び支給要否決定への意見を述べる。	12	市 長 委 嘱
手 話 通 訳 者	聴覚障がい者等の社会生活における手話通訳	16	市 長 委 嘱
子ども・子育て会議委員	子育て支援に関する施策の調査審議	19	市 長 委 嘱

会津若松市内社会福祉事業施設・団体一覧表

令和7年4月1日現在

施設名	所在地	電話番号	開設年月日	利用定員	設置主体	施設長名
若松第一保育園	日新町16-36	27-9271	S 24.9.1	110名	社会福祉法人 会津若松保育協会	中 川 真由美
若松第三保育園	城前9-6	27-1479	S 22.4.1	150名	社会福祉法人 会津若松保育協会	小 林 直 子
のぞみ保育園	中町3-20	26-3555	S 34.4.1	110名	社会福祉法人 会津若松保育協会	福 田 智 子
つるが保育園	居合町8-48	24-6334	S 50.5.22	150名	社会福祉法人 会津若松保育協会	井 島 智恵子
門田報徳保育園	門田町大字中野字屋敷191-3	26-3144	S 27.7.1	120名	社会福祉法人 会津報徳会	遠 藤 浩 平
会津報徳保育園	材木町一丁目3-15	27-2805	S 25.9.1	90名	社会福祉法人 会津報徳会	遠 藤 浩 正
面川報徳保育園	門田町大字面川字館堀74	28-0216	S 32.6.1	45名	社会福祉法人 会津報徳会	江 川 新 治
すくすく園	東千石二丁目4-15	28-4131	H 8.4.1	70名	社会福祉法人 博愛会	菊 地 美智子
会津若松市中央保育所	花春町2-1	27-3370	S 45.12.1	100名	会津若松市	橋 本 千 恵
会津若松市広田保育所	河東町広田字横堀15	75-2155	S 28.4.1	140名	会津若松市	佐 藤 通 恵
会津若松市湊しらとり保育園	湊町大字共和字西田面40-1	93-2010	H 21.4.1	60名	会津若松市	森 啓 子
みなみ若葉こども園	門田町大字日吉字小金井63	27-8611	H 23.4.1	220名	学校法人 中沢学園	坂 下 美 和
あいづ若葉こども園	湯川町3-74	27-5195	H 30.9.1	155名	学校法人 中沢学園	中 澤 幸 恵
すがわら若葉こども園	柳原町四丁目5-20	26-2384	H 29.4.1	118名	学校法人 中沢学園	長谷川 由 紀
会津慈光こども園	宝町2-16	27-3942	H 23.4.1	180名	学校法人 慈光学園	諏 訪 信 行
慈光第二こども園	東年貢二丁目7-3	27-3114	H 31.4.1	165名	学校法人 慈光学園	黒 川 了 淳
認定こども園 子どもの森	一箕町大字亀賀字北柳原42-1	22-3463	H 23.4.1	175名	学校法人 白梅	橋 本 希 義
認定こども園 榎の木	千石町8-16	32-6386	H 29.4.1	115名	学校法人 白梅	寺 田 隆 一
認定こども園 北会津こどもの村幼保園	北会津町中荒井字山道4-1	23-8585	H 28.4.1	185名	学校法人 白梅	橋 本 希 義
認定こども園 若松第一幼稚園（休園中）	中央一丁目1-5	22-1835	H 30.4.1	45名	学校法人 若松幼稚園	上 嶋 啓 子
認定こども園 若松第二幼稚園	日新町8-26	27-1608	H 27.10.1	115名	学校法人 若松幼稚園	神 林 聡 子

認定こども園 若松第三幼稚園	湯川町 3-53	27-2747	R 2.4.1	85名	学校法人 若松幼稚園	上 嶋 啓 子
認定こども園 こぼとらんど	町北町大字上荒久田字石尻 107	24-5810	H 27.10.1	160名	学校法人 こぼと幼稚園	長谷川 光 子
とうみょう子ども園	大町二丁目 1-45	25-3636	H 30.4.1	125名	学校法人 東明	中 村 海
ザペリオ学園こども園	西栄町 1-52	28-1514	R 2.4.1	150名	学校法人 ザペリオ学園	渡 部 利智子
南町こども園	南花畑 2-7	27-1965	R 2.6.1	100名	社会福祉法人 南町保育会	山 浦 律 子
どんぐり山こども園	門田町大字黒岩字大坪 68-1	28-0772	H 30.4.1	100名	社会福祉法人 南町保育会	高 木 量 子
やまがみらいこども園	山鹿町 4-37	27-1647	R 3.4.1	140名	社会福祉法人 にじの花	愛 澤 裕美子
あいづ博愛こども園	本町 8-40	27-3636	R 4.4.1	80名	社会福祉法人 博愛会	白 石 由紀子
幼保連携型認定こども園 こぼうしこども園	滝沢町 4-26	24-9272	R 6.4.1	127名	社会福祉法人 会津若松保育協会	田 中 ひろみ
幼保連携型認定こども園 リトルスターこども園	インター西 68	85-8430	R 6.4.1	60名	学校法人 堀内学園	森 宮 遥 香
若松聖愛幼稚園	馬場町 3-8	22-1777	M 42.5.3	25名	宗教法人 日本聖公会 若松諸聖徒教会	栗 城 円
会津若松市立河東第三幼稚園	河東町熊野堂高館 175	75-2976	S 52.4.1	50名	会津若松市	佐 藤 通 恵
ロータス保育園	金川町 3-18	85-6893	H 27.4.1	19名	特定非営利活動法人 L o t u s	山 口 巴
まな児遊園 門田ルーム	門田町大字徳久字竹之元 1113-10	93-9039	H 29.4.1	15名	株式会社 MANAJI	高 久 直 美
まな児遊園 幸くるルーム	真宮新町四丁目100	58-0113	H 30.4.1	11名	株式会社 MANAJI	水 戸 まゆみ
ベビーハウスミッキー	滝沢町 2-43	36-7456	H 30.6.1	19名	株式会社 拡輪	高 橋 章 子
さくらんぼ保育園	米代二丁目 1-10	28-6541	H 31.4.1	26名	CHC株式会社	佐 藤 暁 生
ムーミンベビー&チャイルドルーム	城西町 4-50	29-3989	H 27.4.1	5名	—	中 村 千枝子
マウントベビーハウス	緑町 8-4	26-2123	R 3.4.1	5名	—	樋 口 睦 子
西七日町児童館	西七日町 2-33	22-3175	S 48.4.1	—	会津若松市	佐々木 昭 代
鶴城こどもクラブ	東栄町 7-7 (鶴城小学校内)	27-9611	S 39.3.3	—	会津若松市	大 島 一 浩
城北こどもクラブ	城北町 2-1 (城北小学校内)	22-0751	H 12.4.1	—	会津若松市	室 井 勲
城西こどもクラブ	川原町 4-1 (城西小学校内)	28-1334	H 13.4.1	—	会津若松市	遠 藤 浩 正

謹教こどもクラブ	米代一丁目5-33 (謹教小学校内)	28-2311	H 13.4.1	—	会津若松市	金子 恭 也
日新こどもクラブ	日新町7-40 (日新小学校内)	26-6901	H 27.4.1	—	会津若松市	上 嶋 啓 子
湊こどもクラブ	湊町大字共和字上馬渡171 (湊小学校内)	93-2067	H 27.4.1	—	会津若松市	武 藤 淳 一
行仁こどもクラブ	行仁町6-1 (行仁小学校内)	22-9006	S 41.12.21	—	会津若松市	大 島 一 浩
一箕第一こどもクラブ	山見町220 (一箕小学校内)	22-1887	H 14.4.1	—	会津若松市	室 井 勲
一箕第二こどもクラブ	蚕養町3-20	22-0280	H 27.4.1	—	会津若松市	室 井 勲
一箕第三こどもクラブ	滝沢町5-35	22-9250	H 31.4.1	—	会津若松市	室 井 勲
松長第一こどもクラブ	一箕町松長四丁目9-108 (松長コミセン内)	32-0653	H 7.9.1	—	会津若松市	武 藤 淳 一
松長第二こどもクラブ	一箕町松長四丁目9-2 (松長小学校内)	32-2525	H 22.4.1	—	会津若松市	武 藤 淳 一
永和こどもクラブ	高野町大字上高野字村内43-1 (永和小学校内)	24-2612	H 29.4.1	—	会津若松市	金子 恭 也
神指こどもクラブ	神指町大字高瀬字大道東108-3 (神指小学校内)	22-2580	H 19.4.6	—	会津若松市	金子 恭 也
門田こどもクラブ	門田町大字中野字村前1-1 (門田小学校内)	27-3722	H 15.4.1	—	会津若松市	遠 藤 浩 正
城南第一こどもクラブ	東年貢一丁目7-64 (慈光第二こども園内)	27-3556	S 59.1.11	—	会津若松市	諏 訪 信 行
城南第二こどもクラブ	門田町大字黒岩字大坪70-13	23-4300	H 27.4.1	—	会津若松市	金子 恭 也
東山こどもクラブ	慶山一丁目2-1 (東山小学校内)	27-2445	H 14.4.1	—	会津若松市	大 島 一 浩
小金井第一こどもクラブ	門田町大字日吉字笹籬田1-1	23-4091	H 17.4.1	—	会津若松市	志 藤 弘 明
小金井第二こどもクラブ	館脇町4番5号	27-6177	H 24.4.1	—	会津若松市	志 藤 弘 明
荒館こどもクラブ	北会津町下荒井139 (旧荒館幼稚園内)	58-3419	H 27.4.1	—	会津若松市	橋 本 希 義
川南こどもクラブ	北会津町小松490-2 (川南小学校内)	56-5965	H 27.4.1	—	会津若松市	橋 本 希 義
河東こどもクラブ	河東町南高野字金剛田1 (河東学園センター内)	75-3730	H 11.5.6	—	会津若松市	志 藤 弘 明
大戸こどもクラブ	大戸町上三寄大豆田116 (大戸小学校内)	92-5838	R 6.4.1	—	会津若松市	高 橋 章 子
中央こどもクラブ	中央一丁目1番5号 (若松第一幼稚園内)	32-1911	R 7.4.1	—	会津若松市	高 橋 章 子
若松第1地域包括支援センター	東千石一丁目2-13	36-6770	H 18.4.1		会津医療生活協同組合	國 分 千枝子

若松第2地域包括支援センター	本町1-1	27-0211	H 18.4.1		一般財団法人 竹田健康財団	榎 森 智 絵
若松第3地域包括支援センター	門田町大字黒岩字五百山丙459-3	38-3090	H 18.4.1		社会福祉法人 会津長寿園	目 黒 只 法
若松第4地域包括支援センター	神指町大字北四合字伊丹堂55-1	37-7711	H 18.4.1		社会福祉法人 博愛会	星 和 子
若松第5地域包括支援センター	一箕町大字松長字下長原152	39-2779	H 18.4.1		社会福祉法人 温知福祉会	谷 川 公 美
北会津地域包括支援センター	北会津町東小松字南古川12	56-5005	H 18.4.1		医療法人 明精会	横 山 貴 之
河東地域包括支援センター	河東町郡山字中子山22	75-4815	H 18.4.1		社会福祉法人 会津若松市社会福祉協議会	玉 川 育 子
会津若松市社会福祉協議会	追手町5-32	28-4030	S 27.5.31		社会福祉法人 会津若松市社会福祉協議会	武 藤 淳 一
会津若松市社会福祉協議会在宅サービス推進室 (北会津保健センター)	北会津町下荒井字矢倉林1	58-0031	H 16.11.1		社会福祉法人 会津若松市社会福祉協議会	室野井 弘 美
会津若松市社会福祉協議会在宅サービス推進室 (河東総合福祉センター)	河東町郡山字中子山22	75-4780	H 17.11.1		社会福祉法人 会津若松市社会福祉協議会	吉 田 幸 子
会津若松市シルバー人材センター	城東町8-28	26-1818	S 56.11.19		公益社団法人 会津若松市シルバー人材センター	谷 津 剛
会津児童園	大戸町小谷川端90-2	92-3250	S 27.5.17		社会福祉法人 会津児童園	佐 藤 由美子
若松乳児院 (令和7年3月31日閉院)	城東町1-100	27-0032	S 27.6.1		福島県	
会津児童相談所	一箕町大字八幡字門田1-3	23-1400	S 35.12.1		福島県	横 山 秀 和
養護老人ホーム会津長寿園	門田町大字黒岩字五百山丙459-3	27-1797	S 27.4.4	150名	社会福祉法人 会津長寿園	目 黒 只 法
会津若松市老人福祉センター	城東町14-52	26-6666	S 53.12.1		社会福祉法人 会津若松市社会福祉協議会	松 本 かおり
ノーマライズ交流館パオパオ	一箕町大字鶴賀字下柳原88-4	22-9305	H 9.4.1		会津若松市	—
会津若松市障がい者支援センターカムカム (センターには以下の機関が入っています) □会津若松市障がい者総合相談窓口 □会津若松市ボランティアセンター	一箕町大字鶴賀字下柳原88-4	33-5622	H 22.7.21		会津若松市	—
会津若松市第1地域障がい者相談窓口	白虎町一丁目4-1	080-1090-2701	R6.4.1		会津若松市	—
会津若松市第2地域障がい者相談窓口	本町1-1 (山鹿クリニック内)	29-0025	H 25.10.1		会津若松市	—
会津若松市第3地域障がい者相談窓口	門田町大字日吉字笹籬田19 (グループホーム希星内)	23-7488	R 5.1.4		会津若松市	—
会津若松市第5地域障がい者相談窓口	白虎町一丁目4-1	080-8601-9825	H 29.12.1		会津若松市	—
会津若松市北会津地域障がい者相談窓口	北会津町東小松2335 (会津西病院内)	56-2525	R5.10.1		会津若松市	—

【新型コロナウイルス感染症対策及び物価高騰等に係る支援策】

新型コロナウイルス感染症や物価高騰等により影響を受けている個人の方や世帯を対象に、国、県及び本市独自の支援策を実施してきました。

1 傷病手当金

(1) 対象

国民健康保険・後期高齢者医療の被保険者のうち被用者（給与を受けている人）で、新型コロナウイルス感染症に感染、または発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われ、就労ができなくなった方（※ただし、令和5年5月7日までに感染、または発熱等の症状があり感染の疑いがある場合に限る。）

(2) 内容

療養のために就労ができなくなった日から起算して、連続して3日を経過した日から支給対象となり、就労ができなくなった期間のうち、就労を予定していた日数分を下記の計算により支給

$$\boxed{\text{直近の継続した3か月間の給与収入の合計額を就労日数で除した金額}} \times \frac{2}{3} \times \text{支給対象となる日数}$$

(3) 時期

令和2年4月より申請受付開始

(4) 状況

年 度	支給件数（件）	支給額（円）
令和3年度	3	119,716
令和4年度	45	1,011,743
令和5年度	6	241,257
令和6年度	1	11,559

2 低所得・子育て世帯追加支援給付金（令和5年度）

(1) 対象世帯・給付額

① 10万円の給付金

令和5年度住民税均等割のみ課税世帯

② 18歳以下の児童に対する5万円の加算（こども加算）

・ 令和5年度住民税非課税世帯

・ 令和5年度住民税均等割のみ課税世帯

※ ①、②ともに、別世帯の住民税均等割が課税されている者の、税法上の扶養親族等のみで構成される世帯は対象外

※ ①について、家計急変世帯として低所得世帯支援臨時給付金（3万円）を受給された世帯の給付額は7万円

※ こども加算については基準日以降に出生した新生児も対象（当該申請期限までに申請が間に合う新生児分がこども加算の対象）

(2) 時期

令和6年2月9日～5月31日

(3) 状況

区分	給付件数（世帯）	給付額（千円）
①10万円の給付金	2,551	254,260
②こども加算	1,012	90,650

3 低所得・子育て世帯追加支援給付金（令和6年度）

(1) 対象世帯・給付額

- ① 10万円の給付金
令和6年度において新たに住民税非課税又は均等割のみ課税となる世帯
- ② 18歳以下の児童に対する5万円の加算（こども加算）
①の世帯に属する18歳以下の児童
※ 令和5年度に実施した「低所得世帯支援臨時給付金（7万円）」及び「低所得・子育て世帯追加支援給付金」の支給対象となった世帯は対象外
※ ①、②ともに、別世帯の住民税均等割が課税されている者の、税法上の扶養親族等のみで構成される世帯は対象外
※ こども加算については基準日以降に出生した新生児も対象（当該申請期限までに申請が間に合う新生児分がこども加算の対象）

(2) 時期

令和6年7月1日～10月31日

(3) 状況

区分	給付件数（世帯）	給付額（千円）
①10万円の給付金	1,592	159,200
②こども加算	162	14,500

4 住民税非課税・子育て世帯支援臨時給付金

(1) 対象世帯・給付額

- ① 3万円の給付金
令和6年度分の住民税均等割が非課税である世帯
- ② 18歳以下の児童に対する2万円の加算（こども加算）
①の世帯に属する18歳以下の児童
※ ①、②ともに、別世帯の住民税均等割が課税されている者の、税法上の扶養親族等のみで構成される世帯は対象外
※ こども加算については基準日以降に出生した新生児も対象（当該申請期限までに申請が間に合う新生児分がこども加算の対象）

(2) 時期

令和7年2月3日～5月31日

(3) 状況

区分	給付件数（世帯）	令和7年3月31日現在 給付額（千円）
①3万円の給付金	12,348	370,440
②こども加算	719	25,040

5 住民税非課税世帯支援光熱費助成金

(1) 対象

令和6年度分の住民税均等割が非課税である世帯
※ 住民税非課税・子育て世帯支援臨時給付金を受給した世帯に追加助成

(2) 助成額

1世帯あたり6千円（1回のみ）

(3) 時期

令和7年2月3日～5月31日

(4) 助成状況

令和7年3月31日現在

助成件数（世帯）	助成額（千円）
12,348	74,088

6 子育て世帯学校給食費等臨時支援給付金

(1) 内容

○対象者

以下の対象児童を養育している保護者等

- ①令和6年1月1日時点で会津若松市に住民登録がある、平成20年4月2日から令和6年1月1日までに生まれた児童
- ②令和6年1月2日から令和6年3月31日までに会津若松市に住民登録した、平成20年4月2日から令和6年3月31日までに生まれた児童
- ③令和6年4月1日に生まれ、出生による住民登録を会津若松市に行った児童

○支給額：児童1人あたり1万3千円

(2) 申請期間

○令和6年2月1日～ 令和6年4月30日

(3) 支給の状況

区 分	給付件数（件）	給付額（千円）
令和5年度		
義務教育課程の児童生徒（10款）	8,502	110,526
未就学の児童（3款）	5,051	65,663
令和6年度		
義務教育課程の児童生徒（10款）	25	325
未就学の児童（3款）	85	1,105

7 出産・子育て応援給付金

(1) 対象者

妊娠届出を出した妊婦、出生した児童の養育者

(2) 内容

妊婦・子育て世帯に対し、出産育児関連品等購入に係る費用を助成する。

妊娠届出を出した妊婦に出産応援給付金5万円、児童1人当たり子育て応援給付金5万円を支給。

(3) 事業開始

令和5年2月1日

(4) 助成状況

年度	給付件数(件)	給付額(千円)
令和4年度	892	69,900
令和5年度	1,262	65,950
令和6年度	1,069	53,600

会津若松市の福祉

発行年月 令和7年8月

編集・発行 会津若松市健康福祉部

〒965-8601 福島県会津若松市東栄町3番46号

電話 0242(39)1232
